

金融所得課税の一体化に向けての論点と在り方

原 武 彦

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

金融所得課税の一体化（本要約において、以下「一体化」という。）は、更に推進することとされていることから、今後、一体化を進めるに当たっての論点と在り方を検討するものである。

なお、この一体化は、基本的には、個人（主に居住者）の金融所得に対する所得税等の課税に関するものであると言える。

検討に当たっては、政府税制調査会金融小委員会における議論・報告、その後の税制調査会における答申、経済産業省及び金融庁の審議会・研究会での議論・報告、租税法学者の議論、各研究会や経済界からの提言、金融所得に対する課税の現状と最近の税制改正の状況、主要国における制度等を確認し、今後の一体化に向けての論点と在り方を示すとともに、税務執行上の問題点やその解決策についても検討する。

2 研究の概要

（1）金融所得課税の現状と最近の税制改正

イ 金融所得の課税関係（利子所得、配当所得、株式等の譲渡所得等及びその他の金融所得の課税の仕組み）を確認・整理した。

ロ 平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年分から、①上場株式等の配当等に係る配当所得（大口株主等が受けるものを除く。）について、20%の税率（所得税 15%、住民税 5%、以下本要約において同様）による申告分離課税を選択できることとされ、②上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算ができることとされた。

ハ 平成 21 年度の税制改正では、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する 10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率の特例措置について、平成 20 年度改正時に設けられた金額制限を撤廃した上で平成 23 年まで

適用することとされた。

また、同改正法の附則において、税制の抜本的な改革について平成 23 年度までに必要な法律上の措置を講ずるものとするとして、そのために検討を加える基本的方向性として、①一体化を更に推進すること、②納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者利便の向上及び課税の適正化を図ることなどが記載されたことは注目される。

(2) 主要国の金融所得課税の動向等

イ 主要国の金融所得課税の動向

利子所得は、米国及び英国はともに総合課税、フランスは、源泉分離課税と総合課税の選択制となっている。配当所得は、米国は、連邦税が二段階の税率での課税で州・地方政府税は総合課税、英国は二段階の税率での課税、フランスは、源泉分離課税と総合課税の選択制となっている。株式の譲渡所得は、米国は、連邦税が二段階の税率での課税で州・地方政府税は総合課税、英国及びフランスは、申告分離課税となっている。

ドイツでは、平成 20 年までは、利子所得、配当所得及び株式の譲渡所得（1 年以下保有の売却）について総合課税であったが、税制改正により、平成 21 年から申告不要（分離課税）制度が導入され、総合課税との選択制となった。また、ドイツで納税者番号制度が実施となったことも注目され、これらの税制改革について紹介する。

ロ 二元的所得税と我が国への応用

二元的所得税は、主に北欧諸国で採用されている制度で、すべての所得を資本所得と勤労所得に分類し、資本所得の損失の通算は資本所得内で行い、資本所得は比例税率（勤労所得の最低税率と法人税率と等しく設定、おおむね 30% 程度）で、勤労所得は累進税率で課税するというものである。

我が国への応用に当たっては、個人事業主が高い税率が適用となる総合課税の事業所得を回避するため、法人を設立して資本所得（配当所得）

として申告することに対する措置についての教訓が参考となる。例えば、ノルウェーでは一定の非公開法人のオーナーの一定の所得を個人事業所得として総合課税の対象とする措置が導入されたが、これを回避する手法が採られ、実質的には機能しなかったとされている。このような意味からもオーナー株主等が受ける配当等の一体化の対象への拡大は、慎重に検討すべきであると考ええる。

二元的所得税の考え方を金融所得課税に取り入れることは有益であるが、北欧諸国等と我が国の税制の相違を踏まえながら我が国へ応用することが必要である。

なお、OECDの報告書（平成 18 年）では、我が国の制度は、二元的所得税に準ずる制度（Semi-Dual Income Tax）に分類されている。

（３）税制調査会、審議会等での議論

経済財政諮問会議で取りまとめられ、平成 13 年 6 月 26 日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）には、「従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する」と記載され、「貯蓄から投資」への方針が打ち出された。

そして、平成 15 年 6 月の政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」においては、「今後、金融所得課税をできる限り一本化すべきである」との方向性が示された。これを受けて税制調査会金融小委員会において平成 15 年 10 月から検討が進められ、平成 16 年 6 月には同委員会から一体化についての基本的考え方が報告されている。また、同時期に、経済産業省産業構造審議会産業金融部会小委員会、金融庁の金融税制に関する研究会でも同様の議論がなされ、報告書が公表されており、内容を整理し、紹介する。それぞれ、考え方について相違が見られるが、一体化を推進するとの方向では、おおむね一致している。

(4) 一体化へ向けての論点と考え方

イ 一体化の必要性（一体化が必要とされる理由・背景）

(イ) 税制調査会金融小委員会での報告では、①貯蓄から投資への政策要請の下での投資環境の整備、②金融商品間の中立性の要請（課税の中立性）、③簡素で分かりやすい税制（課税の簡索性）、④投資リスクの軽減が掲げられている。

(ロ) 一方、所得税は総合累進課税が望ましいとする見地から、一体化は高額所得者優遇、所得再配分機能低下を招くなどとする批判がある。

(ハ) 他方、①個人の投資は高額所得者に限られておらず、高額所得者優遇ではない、②金融所得は足の速い所得（保有者、資産等の国内外の移動が容易）であり、国外への逃避を防止し、源泉徴収を中心として一定税率での課税確保が重要であるとの見解がある。

ロ 金融所得の課税方法（一体化の意義と金融所得課税の推移）

(イ) 一体化は、金融所得について一定税率（20%）での分離課税とし、金融所得間で広く損益通算を認めるというものである。

分離課税の税率が20%とされているのは、利子に対する分離課税の税率が長い間20%（注1）とされてきたこと、また、申告不要となる場合の配当所得の原則的な課税、株式等の譲渡所得の原則的な課税、金融類似商品の収益に対する課税、長期保有（譲渡した年の1月1日現在の保有期間が5年超）土地建物の譲渡所得等に対する課税については、いずれも20%の税率の分離課税となっていることなどが考慮されているものと考えられる。

（注1）なぜ、税率を20%とするのかについては、利子所得を一律20%の税率による分離課税とする改正法案の国会の委員会での審議において、最低税率は国税10.5%、地方税5%である中、利子所得としては、平均的なケースを考えると、勤労性所得、給与所得の上積みとしてあるので、所得税の税率構造等を考えると、国税、地方税合わせて20%が適当である旨説明されている。

(ロ) 金融所得課税のこれまでの推移を確認し、整理した。

配当所得は、基本的に総合課税とされてきた。配当控除が昭和 23 年に控除率 15%で導入され、昭和 25 年のシャープ税制では 25%に改正された後、控除率については変遷があったが、昭和 48 年分からは 10%となり、現在に至っている。

利子所得課税についても総合累進課税の対象とするのが望ましいとされながら、貯蓄奨励や資本蓄積等の政策要請に応じ、源泉分離課税制度、源泉分離選択課税制度、非課税制度等が導入され、また、グリーン・カード制を導入し総合課税とすることも試みられたが実現に至らずに、昭和 63 年の改正後、20%の税率の源泉分離課税制度が続いている。

株式等の譲渡所得等の課税は、非課税制度、継続取引等から生じる所得の課税、昭和 63 年からの原則として申告分離課税、上場株式等の源泉分離選択課税を経て、平成 15 年から申告分離課税に一本化され、以後、「貯蓄から投資へ」の改革に資する軽減・簡素化が順次図られてきた。

ハ 金融所得課税の一体化の対象範囲と金融所得の定義

(イ) 現在の 10 種類の所得区分の見直しの議論(注 2)があるほか、抜本的に見直すべきとの見解もあるが、一体化への拡大に当たり、当面は現在の所得区分は維持し(金融所得に係る雑所得等の分離課税等の創設等は必要)、特別措置で対応することが現実的と考える。その後、金融・経済情勢の行方や納税者番号制度導入の議論等も踏まえて、金融所得区分の創設を含めた抜本的な改革について議論していくことが必要であると考ええる。

(注 2) 例えば、平成 17 年 6 月の税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理」では、給与所得(給与所得控除の見直し、特定支出控除の拡大)、退職所得(2 分の 1 課税の見直し)、事業所得(適切な課税確保)、譲渡所得(2 分の 1 課税の見直し)、一

時所得と雑所得との統合、不動産所得（廃止）、年金所得の雑所得からの独立などが挙げられており、一体化の議論とは別に今後引き続き検討されるべきであるとする。

- (ロ) 利子所得への拡大も検討する必要がある。しかし、預貯金の利子については、口座保有者（注3）全員への支払通知書の交付、口座保有者全員の確定申告の可能性を踏まえるとともに、納税者番号制度、適正な税務執行、課税の簡便性、財源の確保上の課題及び納税者利便等との関係を考慮する必要がある、これらを勘案すると、当面は、現在の20%の税率による源泉分離課税の維持が適当であり、その後、納税者番号制度の行方や環境整備を見極めながら再検討することが望ましいと考える。

（注3）銀行預金口座7億7,474口（平成20年9月末）、信用金庫預金口座1億4,644口（平成20年9月末）、郵便貯金4億1,477口座、枚（平成18年度）。

一方、公社債の利子や公社債投資信託の収益の分配等に係る利子は、源泉徴収は維持して、20%の税率による申告分離課税の選択制度を創設し、申告による一体化の対象に含めることが適当であるとする。これにより、平成21年から導入されている上場株式等の配当の申告分離課税制度ともバランスが取れるものとする。

- (ハ) 大口株主等に係る上場株式等の配当は、申告分離課税の選択及び上場株式の譲渡損失との損益通算の対象から除かれており、配当の申告不要制度についても非上場株式の配当と同様となっている。事業参加的側面が強い株主等が受ける配当等の一体化の対象への拡大は慎重に検討すべきであるが（上記（2）ロ）、オーナー経営の多い非上場会社とは異なる上場会社の配当については拡大してよいとする。

二 金融商品間の課税の中立性の確保等

課税の中立性等の観点等から、類似の金融商品間では同様の課税とすることが望ましいため、次のような課税が適当であるとする。

- (イ) 所得税の源泉徴収の対象外である国際金融機関により発行された債券の利子や国外の銀行等の預貯金の利子は総合課税となっているが、これらを20%の税率による申告分離課税とし、預貯金の利子を除いて一体化の対象とする。
- (ロ) 公社債の譲渡による所得や公社債投資信託、公社債等運用投資信託等の受益証券の譲渡による所得は非課税とされ、その損失はなかったものとされているが、株式等や証券投資信託の受益権の譲渡による所得と同様に20%の税率による分離課税とし、損失が生じた場合は譲渡損失として一体化の対象とする（有価証券の譲渡という点で同じ性質との観点）。
- (ハ) 割引の方法により国外で発行される一定の公社債及び一定の短期割引国債等の譲渡による所得は総合課税の対象となっているが、これらの割引債の譲渡による所得についても20%の税率による分離課税として一体化の対象とし、上記（ロ）の公社債の譲渡による所得と同様の課税とする（下記（チ）の割引債の譲渡による所得は、一体化の対象としない。）。
- (ニ) 金融類似商品の収益（定期積金の給付補てん金、一定の抵当証券の利息、金投資口座の利益等、外貨投資口座の為替差金等）は、20%の税率による源泉分離課税となっている。このうち、定期積金の給付補てん金については預貯金の利子との類似性が強い引き続き源泉分離課税を維持し、その他のものについては、金融所得に係る雑所得等として20%の税率による申告分離課税の選択制度を創設し、申告による一体化の対象に含める。
- (ホ) 外貨建ての金融商品に関連する為替差損益は、内容に応じて総合課税又は分離課税となっているが、金融商品間の中立性又は他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得に係る雑所得等として20%の税率による分離課税とし、一体化の対象に含める。
- (ヘ) 保険のうち、満期保険や解約返戻金等の収益で保険料の運用に相当

する部分は、20%の税率による申告分離課税とし、一体化の対象とする（現状は一時所得等として総合課税）。

（ト）先物取引に係る所得については、総合課税の雑所得等となるものと先物取引に係る分離課税の雑所得等となるものがあるが、他の金融所得とは異なる顕著な特徴も有していることから、一体化の対象として広く損益通算の対象とするかどうかは、引き続き検討することとする。

（チ）割引債の償還差益（18%又は16%の税率で源泉分離課税）は、課税時期（発行時課税）及び税率の相違から、一体化には含めず、現状の制度を維持する。

また、償還差益について発行時に所得税が源泉徴収され、源泉分離課税となる割引債の譲渡による所得も一体化の対象とせず、現行どおりとする。

ホ 経費の範囲と損失

利子所得は、必要経費は一切認められておらず、その理由についての説明や見解は様々であるが、ワラント債の利子の必要経費を認めるべきとして争われた事件では、必要経費の控除は「国の租税立法政策に由来」し、認めなくとも憲法には違反しないとされた。

また、配当所得は、株式取得のための借入金利子のみ経費として認められており、その損失の他の所得との損益通算は認められていない（注4）。

（注4）配当所得の損失について、他の所得との損益通算が認められなくなったのは昭和36年の税制改正からであるが、当時の税制調査会の答申では、①無配の株式取得のために巨額の負債を負い、多額の配当の損失を生じさせ、損益通算を行う事例の発生、②株式を取得するために要した負債の利子か他の家事上の負債利子かの税務上の認定が困難である点等が指摘されている。

申告分離課税を選択した公社債等の利子や配当所得について、制度論としては一定の必要経費を認める余地はあると考えられるが、上記のよ

うな経緯及び租税回避防止等の観点を踏まえると、いずれもその損失の他の所得との損益通算については制限することが適当であると考ええる。

また、雑所得についても、その損失を他の所得から控除することを認めない現在の制度を維持することが相当であると考ええる。

ただし、株式等の譲渡（公社債等の譲渡による所得を課税対象とする場合の公社債等の譲渡を含む。）に係る雑所得については、株式等の譲渡に係る譲渡所得に対する課税と同様とすることが適当であると考えられることから、その損失については、一体化の対象とする利子所得、配当所得及び他の雑所得等（いずれも申告分離課税を選択したものに限る。）からの控除を認容する。

ヘ 元本の損失の取扱い

会社の倒産等に係る株式等の損失について、特定口座内保有上場株式等が価値を失ったことによる損失は、譲渡損失とみなされることになった。それ以外の場合の株式等の無価値化による損失への拡大は、適正執行のための担保措置が講じられることが必要であるが、現状では適当な担保措置は見当たらないことから、相当でないと考ええる。

公社債のデフォルトにより元本が回収できないことによる損失は、保有者や取得価額の真正性を確認できるよう、特定口座内保有上場株式等の場合と同様の担保措置を設けることを条件として認容してよいと考ええる。この場合、一体化の中で認容する見地から、資産損失又は雑損控除に類似する方法による認容ではなく、譲渡損失とみなす方法が適当であると考ええる。

また、預金のペイオフ損失については、①預金のペイオフは、元本1千万円までの預金とその利子が預金保険により全額保護されており、損失回避のための一定の措置が採られていること、②税制の中での損失の認容は、「貯蓄から投資へ」の政策要請とは異なる観点であること、③預貯金の利子に対する課税は、現行の源泉分離課税を維持し、当面は一体化の対象としないことが適当と考えることから、現状では税制の中で認

めるのは適当でないと考える。預金のペイオフ損失についても一体化の中で認容すべきであるとの見解もあり、一体化の対象を預貯金の利子へ拡大する際には、再度、検討すべき課題であると考ええる。

ト 損益通算の在り方等

(イ) 利子所得、配当所得及び金融類似商品の収益等で、申告分離課税を選択したものについては一体化の対象とし、有価証券の譲渡による損失との損益通算を認めることが適当であると考ええる。

(ロ) 平成 22 年からは、源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と上場株式等の譲渡損失の損益通算が可能となる。源泉徴収口座が複数あった場合にもそれらの源泉徴収口座内での損益通算だけで申告不要とすることができれば簡便性等の観点から望ましいが、異なる金融機関の間での納税者情報の伝達や源泉徴収に係る所得税の調整をどのように行うかなどについて課題があることから、複数の源泉徴収口座の所得の損益通算は確定申告によらざるを得ないと考ええる。

チ 租税回避等への対応（課税上有利な所得区分への変更、損失の創出等への対応）

課税上有利な所得区分への変更のインセンティブは、上記ニの対応により減少すると考えられる。

損失の創出については、譲渡（発生）の時期を選択できるという点で、有価証券の譲渡損が問題となる。その対応策としては、①他の所得との損益通算の対象とする有価証券の譲渡は、現行の上場株式等の一定の譲渡及びそれに準じた公社債等の一定の譲渡に限定すること及び②控除対象とする所得は、申告分離課税による一体化の対象とした利子所得、配当所得及び雑所得等（金融類似商品等）に限定することがよいと考える。また、損益通算の範囲を金融所得全般に更に広げる場合には、金額の制限を設けるもの（例：米国、3,000 米ドル）や一定割合を制限するもの（例：スウェーデン、株式譲渡等以外のグループの資本所得からの控除は 70%のみ認容）等を参考とした制限措置の検討が必要であると考ええる。

また、租税回避否認（防止）の一般規定の創設は、検討すべき課題として議論がある。

リ 納税環境の整備

（イ）資料情報制度

法定調書等について、適宜、範囲の拡大等の改正がなされている。

また、上場株式配当等の申告分離課税及び上場株式等に係る譲渡損失の上場株式等に係る配当所得の金額からの控除の創設に伴って、上場株式等の配当の支払通知書が創設され、また、確定申告の際にはその支払通知書又は特定口座年間取引報告書を、確定申告書に添付しなければならないこととされた。

このように、一体化を推進する場合には、それらに対応する法定調書等が提出され、執行体制が整備されることが必要であると考ええる。また、提出が円滑かつ確実に実行されるためには提出する側の事務負担にも配慮した環境作りが望ましいと考えられることから、e-Tax で提出する場合のより提出しやすい環境整備や光ディスク、磁気ディスク等での提出手続の一層の簡素化等について提案する。

（ロ）納税者番号制度

一体化の拡大が、直ちに納税者番号制度の導入につながるものではないとされるが、納税者番号とは異なる選択制の金融番号を導入する考え方、納税者番号の将来の導入を視野に入れて対応すべきであるという意見等がある。納税者番号制度方式としては、税務番号方式、基礎年金番号（年金番号方式）、住民票コード（住民基本台帳方式）等があるが、それぞれにメリット・デメリットがある。これらのほか、現在、導入について検討されている社会保障番号があり、納税者番号として活用する新たな候補として注目される。

平成 21 年度の税制調査会の答申及び自民党の税制改正大綱では、納税者番号の導入を目指すべきであるとされている。更に、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げて精力的に議論することとさ

れているほか、税制調査会でも新たにスタディグループによる検討が開始（5月12日）されるなど、納税者番号制度導入についての議論が行われている。適正・公平な課税の実現及び税務執行の観点から納税者番号制度の導入は必要であり、グリーン・カード制導入及び廃止の際の議論や社会保障カード・社会保障番号の導入の議論なども参考にしながら、番号制導入に向けて議論が更に進展することが望まれる。

なお、各国の納税者番号の最初に国番号を付して、国際納税者番号として発展させる提案があり、将来構想として興味深い。

目 次

はじめに	136
第1章 金融所得課税の現状	138
第1節 所得税における課税所得の計算	138
1 課税所得の計算	138
2 所得税計算の仕組み（イメージ）	140
第2節 利子所得	142
1 利子所得の意義	142
2 利子所得の金額	144
3 利子所得の課税方法	144
4 利子所得の非課税制度	145
第3節 配当所得	146
1 配当所得の意義	146
2 配当所得の金額	148
3 配当所得の課税方法	149
第4節 株式等の譲渡による所得	156
1 株式等に係る譲渡所得等の課税の概要	156
2 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税と株式等の意義	157
3 株式等に係る譲渡所得等の金額	157
4 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例	159
5 特定口座制度	161
6 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例	163
7 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	164
8 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の 課税の特例	165
9 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の特例 （エンジェル税制）	166

第5節	その他の金融所得	167
1	先物取引に係る雑所得等の課税の特例等	167
2	金融類似商品	169
3	割引債の償還差益	169
4	公社債等の譲渡による所得	170
5	生命保険契約等に基づく年金・一時金	172
6	その他	172
第2章	金融所得課税の沿革	174
第1節	利子所得課税の推移	174
1	明治21年から昭和21年	174
2	昭和22年以降	175
3	シャウプ税制	178
4	定期預金等の総合課税及び源泉分離選択課税の導入 (昭和45年税制改正)	179
5	総合課税への移行及び少額貯蓄等用者カード制度の導入・ 凍結・廃止	182
6	一律分離課税制度の創設(昭和62年税制改正)	185
第2節	配当所得課税の推移	189
1	明治22年から昭和21年	189
2	昭和22年以降	189
第3節	株式等の譲渡所得等の課税の推移	194
1	明治20年から昭和21年	194
2	昭和22年改正	194
3	シャウプ税制とその修正	195
4	昭和63年改正	196
5	平成11年改正等	197
6	平成13年以降	197
第4節	金融所得課税に関する最近の税制改正	204

1	平成 20 年税制改正	204
2	平成 21 年税制改正	205
第 3 章	納税環境の整備	208
第 1 節	資料情報制度	208
1	資料情報	208
2	法定資料	208
第 2 節	納税者番号制度	214
1	納税者番号制度の意義及び仕組み等	214
2	我が国の国税当局が使用している番号	215
3	個人付番方式の比較等	216
第 4 章	主要国の金融所得課税の動向	219
第 1 節	主要国の金融所得課税	219
1	主要国の利子所得に対する課税	219
2	主要国の配当所得に対する課税の概要	221
3	主要国の株式等の譲渡所得等に対する課税の概要	223
4	ドイツの金融所得に関する税制改革	225
第 2 節	北欧等の二元的所得税	233
1	北欧等の二元的所得税の内容	233
2	我が国への適用	239
第 3 節	納税者番号制度	241
1	主要国の納税者番号制度	241
2	ドイツにおける導入	243
第 5 章	金融所得課税の一体化の議論の推移	244
第 1 節	金融所得課税の一体化の意義	244
1	金融所得の意義	244
2	金融所得課税の「一体化」の意義	245
第 2 節	税制調査会での議論等	245
1	平成 14 年 11 月及び成 15 年 6 月の税制調査会の答申	246

2	税制調査会金融小委員会での議論	248
3	税制調査会金融小委員会の報告内容	248
第3節	審議会・研究会での議論等	258
1	経済産業省産業構造審議会産業金融部会小委員会	258
2	金融庁金融税制に関する研究会	266
第4節	最近の動向	267
1	税制調査会答申	267
2	自民党・公明党税制改正大綱	269
第6章	金融所得課税の一体化の論点と在り方	272
第1節	金融所得課税の一体化の必要性と課税方法等	272
1	金融所得課税の一体化の意義と必要性	272
2	金融所得の定義（とらえ方）	278
3	金融所得課税の一体化の対象範囲等	281
4	金融商品間の中立性の確保等	284
第2節	金融所得課税の一体化における所得計算の在り方	289
1	必要経費の範囲と損失	289
2	元本損失（資産損失）等の取扱い	294
3	損益通算の在り方	298
第3節	租税回避等の問題と対応	302
1	課税上有利な所得区分への変更	302
2	損失の創出への対応	303
第4節	納税環境の整備	305
1	資料情報制度	305
2	納税者番号制度	306
	結びに代えて	311

はじめに

金融所得課税の一体化は、基本的には、個人（主に居住者）の金融所得に対する所得税等の課税に関するものであると言える^①。

経済財政諮問会議で取りまとめられ、平成 13 年 6 月 26 日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）には、「従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する」として、「貯蓄から投資」への方針が打ち出された。そして、平成 15 年 6 月の政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」においては、「今後、金融所得課税をできる限り一本化すべきである」との方向性が示された。

これを受けて税制調査会金融小委員会において平成 15 年 10 月から検討が開始され、同委員会において 3 年間、24 回にわたり、詳細な検討・議論が行われた後、平成 16 年 6 月には同委員会から一体化についての基本的考え方が報告されている。また、金融庁及び経済産業省の審議会・研究会においても同時期に同様のテーマについて議論がなされ、金融所得課税の在り方等についての報告書が公表されている。

それぞれ、考え方について相違は見られるが、一体化を推進するとの方向ではおおむね一致しており、その後の累次の税制調査会の答申においても金融所得課税の一体化を更に推進すべきであるとされている。

また、平成 20 年及び平成 21 年の自民党・公明党の税制改正大綱においても金融所得課税の一体化に向けての措置について言及されており、一体化推進に向けて更に検討すべきであるとされている。

(1) ①貯蓄・投資や企業活動への中立性の確保のための法人・個人の両段階の税率の統合（国枝繁樹「金融所得の一体課税の論点と課題」税務弘報 52 巻 2 号 6 頁（2004））や②利益の配当等の損金算入その他の方法により、法人税との調整をどのように行うかという議論等は別途あり、検討すべき課題である。

更に、平成 21 年度税制改正における改正法の附則において、税制の抜本的な改革について平成 23 年度までに必要な法律上の措置を講ずるものとするとして、そのために検討を加える基本的方向性として、①一体化を更に推進すること、②納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者利便の向上及び課税の適正化を図ることなどが記載されたことは注目される。

このように、金融所得課税の一体化の推進についての検討が、今後、更に行われていくこととなることから、本稿は、金融所得課税の一体化を進めるに当たっての論点と在り方を検討するものであるが、税務執行上の問題点やその解決策についても考察し、提案する。

その研究の方向性としては、まず、利子所得、配当所得、株式等の譲渡による所得及びその他の金融所得についての課税の仕組みについて現状を確認し、整理するとともに、これまでの金融所得課税の沿革、最近の税制改正の状況、納税者番号制度についての議論や資料情報制度の現状について確認する。また、主要国における金融所得課税の動向、北欧等の二元的所得税、主要国の納税者番号制度、ドイツにおける金融所得課税に関する改革について確認、整理し、我が国への教訓、示唆について考察する。

その後、税制調査会金融小委員会や審議会・研究会での議論の内容について確認・整理し、その後の税制調査会における答申、租税法学者の議論、各研究会や経済界からの提言について検討を行うことにより、本研究を進めていく。

第1章 金融所得課税の現状

第1節 所得税における課税所得の計算

1 課税所得の計算

(1) 課税の原則

所得税における個人の納税者は、居住者（所法2①三）と非居住者（所法2①五）に区分され⁽²⁾、居住者はすべての所得（国内源泉所得及び国外源泉所得）について納税義務を有する（所法5①、7①一）。そして、居住者に対する所得税の課税は、すべての所得を合算した金額に対して納付すべき税額の計算を行う総合課税が原則であるが、退職所得及び山林所得に対してはそれぞれ分離課税とされている（所法22、89）。更に、租税特別措置法において、利子所得（措法3①、3の3①、措令1の4③）、配当所得（措法8の4①）に対する源泉分離課税、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10①）、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（措法41の14①）など、総合課税に対する多くの例外が定められている。

また、非居住者は、国内源泉所得（所法161）についてのみ納税義務を有し（所法5②、7①三）、国内に有する事務所、事業所その他の恒久的施設（164①）の有無とその種類及び国内源泉所得の種類に応じて、総合課税又は分離課税となり（所法164①、②）、住民税は課税されない（地法24①、294①）。

金融所得課税の一体化の意義等については、別途、第6章第1節の1で述べるが、金融所得課税の一体化において議論されるのは、主に居住者に対する課税についてである。居住者について原則として総合課税、例外的に分離課税となっているものを、どのように一体化をしていくかという

(2) 居住者とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人いう。」とされ、非居住者とは、「居住者以外の個人をいう。」とされている（所法2①三、五）。

ものである。

(2) 10 種類の所得及びその計算

所得税法は、所得を 10 種類の所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得）に分類した上で、それぞれの所得につきその金額を計算し、そのうち総合課税の対象となるものは合算して総所得金額が計算される（所法 22②）。各種所得の計算は、一般的には総収入金額から必要経費を控除して計算されるが、所得の中には必要経費の概念がない利子所得、また、給与所得、退職所得、公的年金等に係る雑所得のように、特別の控除をもって必要経費に代えるものなどがある。なお、各種所得の計算上損失が生じたときは、通常、総所得金額等の計算の際に他の所得との間で損益通算（所法 69）がなされる。

(3) 損益通算

イ 損益通算は、ある所得に損失の金額があり、他の所得が黒字の場合に、その損失の金額をその所得の黒字の金額から一定の順序に従って差し引く計算を行うものであり、損失が生じた場合に他の所得から差し引くことができる所得は、①不動産所得、②事業所得、③譲渡所得及び④山林所得に限られる（所法 69①）。

ロ また、これらの所得に損失が生じた場合でも損益通算はできないことがあり、その主なものは、次のとおりである。

(イ) 生活に通常必要でない資産に係る所得の損失は、競走馬の譲渡に係るもので一定の場合を除き、損益通算はできない（所法 69②、所令 200）。

(ロ) 不動産所得の金額の損失のうち、生活に通常必要でない資産に係るもの以外でも、次に掲げるような損失の金額は、その損失が生じなかったものとみなされ損益通算ができない。

A 土地（土地の上に存する権利を含む。）を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額で一定のもの（措令 26 の 6 ①）

B 一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたもので、その

組合の特定組合員に係るもの（措法 41 の 4 の 2 ①）

（ハ）申告分離課税の株式等の譲渡による所得⁽³⁾（措法 37 の 10①）、申告分離課税の先物取引に係る所得⁽⁴⁾（措法 41 の 14①）については、これらの所得の間での差引計算はできるが、他の所得との損益通算はできない。

なお、平成 21 年分以後の所得税の確定申告においては、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができることとなった⁽⁵⁾（措法 37 の 12 の 2 ①）。

（４）税額の計算等

所得税の税額は、所得控除後の課税所得金額に対して税率を適用して算出されるが、課税山林所得金額に対してはいわゆる 5 分 5 乗の方法が採られ、更に、総所得金額のうちの変動所得又は臨時所得に対しては、一定の条件の下に 5 分 5 乗による平均課税の方法で税額を計算することが認められている。このようにして算出された税額から、各種の税額控除がなされる。この税率については、所得税制における応能負担の要請から、所得の増加に応じて適用税率を増加させる超過累進税率が採られているが、平成 19 年分からは、5 %から 40%の 6 段階制（住民税については 10%にフラット化）となっている（所法 89）。

2 所得税計算の仕組み（イメージ）

所得税計算の仕組み（イメージ）の図は次頁のとおりである⁽⁶⁾。

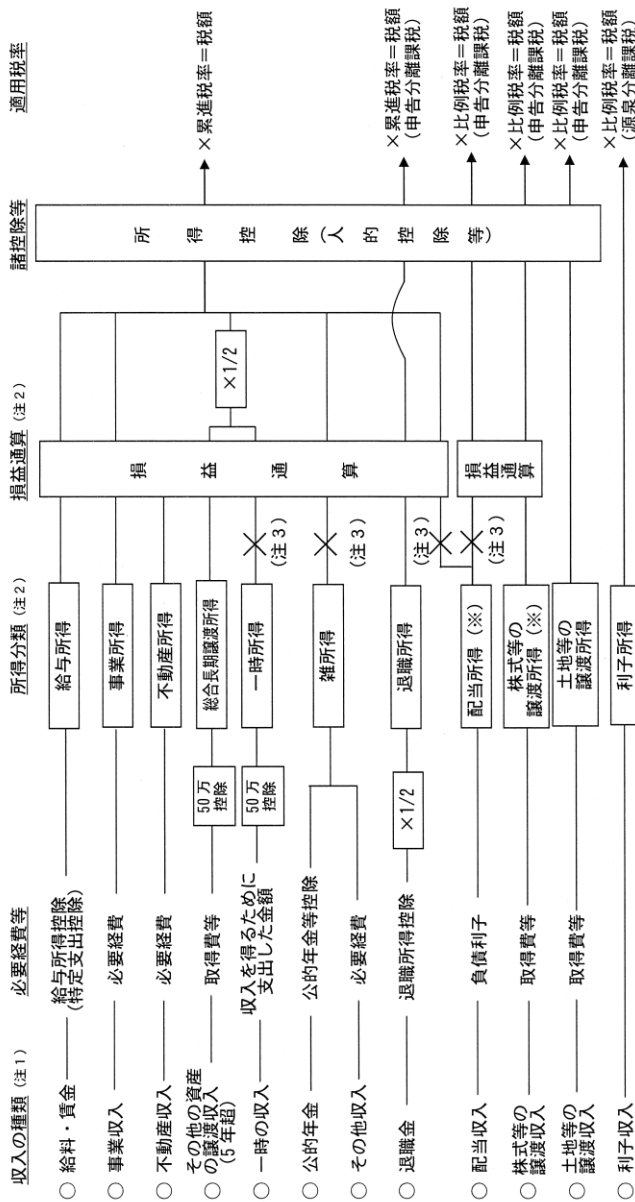
(3) 第 4 節で説明。

(4) 第 5 節 1 で説明。

(5) 第 4 節 7 で説明。

(6) 財務省ホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/024.htm>。



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、総合課税(利子等)、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能【平成21年1月1日～】。
「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間には損益通算可能【平成21年1月1日～】。

第2節 利子所得

1 利子所得の意義

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいうが、これらについてはそれぞれ次のとおりである（所法 23①）。

公債には、外国及び外国の地方公共団体の発行した債券が含まれる（所基通 2-10）。また、社債とは、株式会社が会社法その他の法律の規定により発行する債券及び会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券並びに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいうのであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当せず、これらの利子は、雑所得に該当する（所基通 2-11（注））。

預貯金には、銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金のほか、勤務先預け金（労働基準法第 18 条又は船員法第 34 条の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金）、特定の共済組合に対する組合員の貯金及び証券会社等に対する預託金で勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく有価証券の購入のためのものが含まれる（所法 2①十、所令 2）。ここで、銀行その他の金融機関とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう（所基通 2-12）。金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、所得税法施行令第 2 条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する（所基通 2-12（注））。

合同運用信託とは、信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託並びに委託者が

実質的に多数でない一定の信託を除く。)をいう(所法2①十一、所令2の2)。具体的には、指定金銭信託⁽⁷⁾と貸付信託⁽⁸⁾をいうとされる⁽⁹⁾。

公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式(投資法人の投資口を含む。)又は出資に対する投資として運用しないものをいう(所法2①十五)。ここで、証券投資信託とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」という。)第2条第4項に規定する証券投資信託⁽¹⁰⁾及びこれに類する外国投資信託をいうこととされている(所法2①十三)

公募公社債等運用投資信託とは、その設定に係る受益権の募集が公募により行われた公社債等運用投資信託のうち一定のものをいう(所法2①十五の三、法法2二十九ロ(2))。ここで、公社債等運用投資信託とは、証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債、手形又は指名金銭債権に対する投資として運用することを目的とする投資信託で、その信託財産をこれらの資産及び合同運用信託にのみ運用するものであること及びその旨が投資信託約款等に定められているものをいう(所法2①十五の二、所令2条の2)。公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得は、平成12年の税制改正により追加されたものである。

-
- (7) 運用方法が指定された金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則3②二、信託業法施行細則2①甲二)。
- (8) 貸付信託とは、貸付信託法第2条第1項に規定する貸付信託をいうとされ(所法2①十二)、同項に規定する貸付信託とは、「一個の信託約款に基いて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であって、当該信託契約に係る受益権を受益証券によって表示するものをいう。」とされている。
- (9) 植松守雄編著『注解所得税法〔四訂版〕』249頁(大蔵財務協会、2005)。
- (10) 同項に規定する証券投資信託とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものであって、投資信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券に対する投資として運用すること(有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)を目的とする委託者指図型投資信託をいう(投資信託及び投資法人に関する法律2条4項、同施行令6条)。

2 利子所得の金額

利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とされている（所法 23②）。すなわち、必要経費の控除は一切認められていない。

なお、この理由等については、第 6 章第 2 節 1（2）で確認及び検討を行う。

3 利子所得の課税方法

（1）源泉分離課税

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）が国内において利子等（公社債等の利子で条約又は法律により源泉徴収の規定を適用しないこととされているものを除く。）の支払を受けるべき場合、又は国内の支払の取扱者を通じて国外公社債等の利子等の支払の交付を受ける場合において、その利子所得については総合課税を行わずに、他の所得を区分してその支払を受けるべき金額に対して 15%の税率を適用して所得税が課される（ほかに住民税 5%が特別徴収される。）（措法 3①、3の3①、措令 1の4③）。

これらの利子等については、支払の際に 15%の税率で所得税が源泉徴収される（所法 181、182①、措法 3の3③）（ほかに住民税 5%が特別徴収される。）ので、源泉徴収によって課税関係が完結することとなる（源泉分離課税）。

利子所得は、所得税法上は総合課税の対象とされているが、特別措置として分離課税とされているものである。

（2）総合課税

支払の際に所得税の源泉徴収の対象とならないもの、すなわち、①国外の銀行等に預けた預金の利子、②外国市場・ユーロ市場において発行された債券のうち、指定証券会社に設けられる「外国証券取引口座」を通じないで受け取られる利子、③東京市場で発行される債券のうち、加盟協定により我が国の源泉徴収義務が免除されている国際金融機関（アジア開発銀

行、国際復興開発銀行、米州開発銀行等）により発行されたものの利子については、所得税法の本則どおり、総合課税の対象となる⁽¹¹⁾（所法 22、89、165、措法 3 ①、措令 1 の 4 ③）。

4 利子所得の非課税制度⁽¹²⁾

（１）所得税法の規定によるもの

- イ 当座預金の利子（所法 9 ①一）
- ロ こども銀行の預金の利子等（所法 9 ①二）
- ハ 障害者等の郵便貯金の利子（所法 9 の 2）

（注）障害者等の郵便貯金の利子（所法 9 の 2）は、郵政民営化法の施行の日をもって廃止される。

- ニ 障害者等の少額預金の利子等（所法 10）

（２）租税特別措置法によるもの

- イ 障害者等の少額公債の利子（措法 4）
- ロ 財形住宅貯蓄の利子等（措法 4 の 2）
- ハ 財形年金貯蓄の利子等（措法 4 の 3）
- ニ 納税準備預金の利子（措法 5）
- ホ 振替国債の利子（措法 5 の 2）
- ヘ 民間国外債の利子（措法 6）
- ト 特別国際金融取引勘定において経理された（いわゆるオフショア勘定の）預金等の利子（措法 7）

（３）その他の法令によるもの

- イ 納税貯蓄組合の預金の利子（納税貯蓄組合法）
- ロ 割増金付定額郵便貯金の割増金品（旧郵便貯金法 55 の 2）
- ハ 政府保証外貨建債券の利子（国際復興開発銀行等からの外貨の受入に

(11) 苫米地邦男編『所得税質疑応答集〔平成 18 年版〕』82 頁（大蔵財務協会、2006）。

(12) 武田昌輔監修『DHC コメンタール所得税』第 2 巻 1, 458 頁以下（第一法規）を参考に作成。

関する特別措置に関する法律 5)

ニ 外貨公債の利子（外貨公債の発行に関する法律 2、4）

第3節 配当所得

1 配当所得の意義

配当所得とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける①剰余金の配当、②利益の配当、③剰余金の分配、④基金利息並びに⑤投資信託の収益の分配及び⑥特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいうが、これら①から⑥についてはそれぞれ次のとおりである（所法 24①）。

剰余金の配当は、株式会社や協同組合等の剰余金の配当（会社法 453、農業協同組合法 52 等）があるが、株式又は出資（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。）に係るものに限られ、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割⁽¹³⁾によるものは除かれる。会社法において株主等の金銭等の分配（従来の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻し）がすべて「剰余金の配当」として統一されたことなどに伴い、平成 18 年の税制改正により改正されたものである⁽¹⁴⁾。

法人課税信託（所法 2 ①八の三、法法 2 二十九の二）の受益権につき支払を受ける利益の分配も、株式又は出資に係る剰余金の配当に含まれる（所法 6 の四、八、24①）。

利益の配当は、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）及び特定目的会社⁽¹⁵⁾の利益の配当があるが、事業年度を一年とする特定目的会社については、一事業年度の途中において 1 回に限り事業年度中の一定の日を定めその日における社員（当該特定目的会社を除く。）に対し取締役の決定により金銭

(13) 法人税法第 2 条第 12 号の 9 に規定する分割型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。

(14) 国税庁「平成 18 年税制改正の解説」139 頁。

(15) 資産の流動化に関する法律により設立された特定目的会社。

の分配（中間配当）をすることができる旨を定款で定めることができるとされており⁽¹⁶⁾、この中間配当は利益の配当に含まれるが、分割型分割によるものは除かれる。

「剰余金の分配」は、例えば、船主相互保険組合法第 42 条に基づく剰余金の分配があるが、出資に係るものに限られる。

基金利息は、保険業法第 55 条第 1 項の規定に基づき相互会社から支払われるものである。なお、基金利息は、相互保険会社の所得の金額の計算上、損金に算入されるので、配当控除は認められない⁽¹⁷⁾（所法 92）。

投資信託の収益の分配は、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託からの収益の分配以外のものをいう。公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得は利子所得となる（所法 23①）。なお、所得税法上の投資信託とは、投資信託法に規定する投資信託及び外国投資信託をいい（所法 2①十二の二）、同法に規定する投資信託とは委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいうとされている（投資信託法 2③）。ここで、「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（一定の者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の特定資産に対する投資として運用することを目的とする信託で、投資信託法に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいい（投資信託法 2①）、「委託者非指図型投資信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（一定の者に運用に係る権限の一部を委託する場合を含む。）することを目的とする信託で、同法に基づき設定されるものをいう（同法 2②）。

特定受益証券発行信託とは、信託法第 185 条第 3 項に規定する受益証券発

(16) 資産の流動化に関する法律第 115 条第 1 項。

(17) 植松・前掲注 (9) 295 頁、武田・前掲注 (12) 1, 482 頁。

行信託⁽¹⁸⁾のうち、法人税法第2条第29号ハに規定するもの（信託事務の実施につき一定の要件に該当するものであることについて税務署長の承認を受けた法人が引き受けたものであること等の要件のすべてに該当するもの）をいう（所法2④十五の五）。

企業組合の組合員が、中小企業等協同組合法第59条第3項の規定によりその企業組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金、協業組合の組合員が中小企業団体の組織に関する法律第5条の20第2項の定款の別段の定めに基づき出資口数に応じないで受ける分配金等、一定の企業組合等の分配金については、配当所得の収入金額とされる（所令62）。

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株主等が、その法人の合併、分割型分割、資本の払戻し、解散による残余財産の分配、自己の株式又は出資の取得、出資の消却、出資の払戻し等、組織変更により、金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされ、配当所得に係る収入金額となる（所法25）。

2 配当所得の金額

（1）収入金額

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額である（所法24②）。

ただし、無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年において支払を受けた金額を配当所得の収入金額とする（所法36③）。

（2）負債の利子控除

株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子

(18) 信託行為においては、一又は二以上の受益権を表示する証券を発行する旨を定めることができ、受益証券発行信託とはこの定めのある信託をいう。

（事業所得又は雑所得の基因となった有価証券を取得するために要した負債の利子を除く。）でその年中に支払うものがある場合は、収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額とし計算した金額の合計額を控除した金額が所得金額とされる⁽¹⁹⁾（所法 24②）

申告分離課税の適用を受ける株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の基因となった元本を取得するために要した負債の利子は、配当等の収入金額からは控除しないこととされており、このうち申告分離課税の適用を受ける所得の基因となった元本を取得するために要した負債の利子については、その所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされている⁽²⁰⁾（措 37 の 10⑥二、三）。

3 配当所得の課税方法

（1）概要

配当所得は、総合課税を原則としながら、一定の場合に確定申告不要とされていたが、平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年から一定の上場株式等の申告分離課税制度が導入された。

配当所得の課税の概要を表にまとめると、次のとおりとなる⁽²¹⁾。

(19) この場合、配当所得の金額の計算上控除する負債の利子の金額は、その年中に支払う負債の利子の額を 12 で除し、これにその年において当該負債により取得した元本を有していた期間の月数を乗じて計算した金額とするが、月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする（所令 58）。

(20) 配当所得の金額の計算上控除する負債の利子であるか、株式等に係る譲渡所得等の金額等の計算上控除する負債の利子か明確に区分することが困難なときは、次の算式により計算した金額を配当所得の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるものとされている（所基通 24－6）。

株式等を取得するために要した負債の利子の総額×配当所得の収入金額／（配当所得の収入金額＋その利子の額を差し引く前の株式等に係る譲渡所得等の金額及び総合課税の株式等に係る事業所得等の金額）

なお、申告分離課税の株式等の譲渡による所得の金額の計算上控除すべき負債の利子の金額については、措置法通達 37 の 10－17 に掲げる算式により計算することとされており、これについては、第 4 節 3（3）で説明する。

(21) 財務省のホームページを参考に作成。

区 分		平成 21 年～平成 23 年	平成 24 年～
公募株式投資信託の 収 益 の 分 配 等		申 告 不 要 と 総 合 課 税 と の 選 択	
剰余金の配 当・利益の 配当・剰余 金の分配等	上場株式等 の配当（大口以外）等 （注）1	① 申告不要（20%源泉徴収）（所 15%、住 5%） 【軽減税率（平成 21 年～平成 23 年）】 10%源泉徴収（所 7%、住 3%）	
	上 記 以 外	② 総合課税（配当控除）（10～50%）（所 5～40%、住 10%） （注）株式譲渡損との損益通算のため、申告分離課税も選 択可。20%（所 15%、住 5%） 【軽減税率（平成 21 年～平成 23 年）】 10%源泉徴収（所 7%、住 3%）	
	少 額 （注）2	総合課税（配当控除） 20%の源泉徴収（所 20%） 確定申告不要 20%の源泉徴収（所 20%）	

（注）1 上場株式等の配当（大口以外）等とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の 5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

2 少額とは、1 回の支払金額が「10 万円×配当計算期間÷12」以下の配当をいう。

（2）総合課税

配当所得は、原則として、総合課税により 5～40%の累進税率を適用して課税される（所法 22、89、165）。

また、配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。）を有する場合には、その年分の所得税額につき、配当控除（所法 92）の適用を受けることができる。配当控除の控除率は、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配については、その配当所得の金額の 10%（課税所得金額の合計が 1,000 円超の部分については、5%）、証券投資信託の収益の分配については、その配当所得の金額の 5%（課税所得金額の合計が 1,000 円

超の部分については、2.5%)である。

なお、配当控除は、法人、個人間の二重課税を調整⁽²²⁾するためのものである。

(3) 申告分離課税⁽²³⁾

イ この制度は、平成 20 年度の税制改正により導入されたものであり、居住者等が平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、その上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの特例の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、その上場株式等の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、その年中のその上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（所得控除を適用した後の上場株式等に係る配当所得の金額をいう。）の 15%の税率により所得税（住民税は 5%）を課することとされた（措法 8 の 4①）。

また、特例措置として、平成 20 年度の税制改正では、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間は、上場株式等に係る課税配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、7%（ほかに住民税 3%）の税率が適用されることとされていた（平成 20 年改正法附則 33 ③）が、平成 21 年度の税制改正により、この 100 万円の金額基準がなくなるとともに、軽減税率の適用期間が平成 23 年 12 月 31 日まで延長された（平成 20 年改正法附則 33 の改正）。

加えて、平成 20 年度の税制改正では、確定申告書を提出する居住者等の平成 21 年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除することとさ

(22) 配当所得に関して、法人、個人間での調整方式については、第 5 章第 3 節 1 (6)。

(23) 国税庁『平成 20 年税制改正の解説』63 頁以下を参考にした。

れた（措法 37 の 12 の 2 ①）。この損益通算制度については、第 4 節 7 で説明する。この申告分離課税制度及び損益通算制度は、いずれも、金融所得課税の一体化へ向けての措置であると言える。

ロ この申告分離課税の特例の対象となる「上場株式等の配当等」とは、配当等（租税特別措置法第 8 条の 2 第 1 項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び同法第 8 条の 3 第 1 項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く⁽²⁴⁾。）のうち次に掲げるものをいう（措法 8 の 4 ①各号）。

(イ)「金融商品取引所に上場されている株式等その他一定の株式等」の配当等で、いわゆる大口株主等⁽²⁵⁾がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの

ここで「金融商品取引所に上場されている株式等その他一定の株式等」とは、次の A から F までの株式等⁽²⁶⁾のうち、金融商品取引所に上場されている株式等、店頭売買銘柄として登録された株式、店頭転換社債型新株予約権付社債、店頭管理銘柄株式、登録銘柄として登録された日本銀行出資証券又は外国金融商品市場において売買されている株式等をいう（措法 37 の 10②、37 の 11 の 3 ②、措令 25 の 10 の 2 ⑤、措規 18 の 11④）。

A 株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）

B 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合

(24) これらは源泉分離課税となる。

(25) 内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日において、その内国法人の発行済株式（投資法人にあっては、発行済みの投資口）又は出資の総数又は総額の 100 分の 5 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者。

(26) 外国法人に係るものを含み、いわゆる株式・出資形態のゴルフ会員権（ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資者の持分）を除く（措法 37 の 10②かつこ書、措令 25 の 8 ②）。

資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第2条第7号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、（ハ）に掲げるものを除く。）

C 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を含む。）

D 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び引受権を含む。）

E 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権

F 特定受益証券発行信託の受益権

（ロ）公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

この「一定の公募により行われたもの」とは、その募集が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める取得勧誘により行われた証券投資信託をいう（措令4の2②）。

A その受益権の募集が国内において行われる場合

その募集に係る金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘が同項第1号に掲げる場合（多数の者を相手方として行う場合をいうが、適格機関投資家のみを相手方とするものは除かれる。以下のB及び（ハ）Bにおいて同じ。）に該当し、かつ、委託者指図型投資信託約款その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるもの

B その受益権の募集が国外において行われる場合

その募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第1号に

掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの

(ハ) 特定投資法人の投資口の配当等

特定投資法人とは、投資信託及び投資法人に関する法律の投資法人のうち、次に掲げる要件を満たすもの（公募・オープンエンド型）をいう。

A その規約に投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められていること

B その投資口の募集に係る勧誘が金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、かつ、その投資口申込証にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものであること（措令4の2③）

ハ 国内において上場株式配当等（上場株式等の配当等のうちオープン型の証券投資信託の収益の分配及びいわゆるみなし配当以外のものをいう。）の支払をする者は、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされ（措法8の4④、措規4の4①）、上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合には、上場株式等の配当等に係る支払通知書又は特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならない（措令4の2⑤、⑦、所法120③三、166、所令262③）。

(4) 確定申告不要制度

次の配当等については、確定申告不要とされている（措法8の5①）。

イ 内国法人から支払を受ける配当等（ロからニまでに掲げるものを除く。）で、その内国法人から1回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下であるもの

ロ 内国法人から支払を受ける「金融商品取引所に上場されている株式等

その他一定の株式等」の配当等で、いわゆる大口株主等がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの（上記（３）ロ（イ）と同様）

ハ 内国法人から支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

ニ 特定投資法人から支払を受けるべき投資口の配当等

（５）配当所得の源泉徴収

居住者に対して国内において配当等を支払う場合には、所得税を源泉徴収する必要があり（所法 181①）、原則として、その税率は 20%とされている（所法 182 二）が、租税特別措置法の規定により特例が設けられている。その適用関係を表にまとめると、次のとおりとなる⁽²⁷⁾。

	～平 15. 3. 31	平 15. 4. 1～ 12. 31	平 16. 1. 1～ 20. 12. 31	平 21. 1. 1～ 23. 12. 31	平 24. 1. 1～
原 則 ・ 未上場株式等の配当等 ・ 上場株式等の配当等 （個人の大口株主）	所 20% （所法 182）				
上場株式等の配当等（個人の大口株主）	所 20% （所法 182）	所 10% （旧措法 9 の 3、平 15 改正法附則 68②）	所 7%、住 3% （旧措法 9 の 3②）	所 7%、住 3% （措法 9 の 3、措法 9 の 3 の 2、平 20 改正法附則 33③、同条の改正）	所 15%、住 5% （措法 9 の 3）
公募証券投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資	所 15%、住 5% （源泉分離課税） （旧措法 8 の 2 ①、8 の 4		所 7%、住 3% （旧措法 9 の 3②）	所 7%、住 3% （措法 9 の 3、措法 9 の 3 の 2、平 20 改正	所 15%、住 5% （措法 9 の 3）

(27) 塩崎潤ほか監修『DHC源泉徴収所得税積義』第 2 巻 2, 411 の 5 頁及び 2, 412 頁（第一法規）、国税庁『平成 15 年改正税法のすべて』69 頁を参考にし、平成 21 年度税制改正の内容を織り込んで作成。

口の配当等	①)			法附則 33③、 同条の改正)	
-------	----	--	--	--------------------	--

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例が、平成 20 年度の税制改正で創設され、平成 22 年 1 月 1 日から適用となるが、これについては、第 4 節 6 で説明する。

第 4 節 株式等の譲渡による所得

1 株式等に係る譲渡所得等の課税の概要

株式等に係る譲渡所得等の課税の概要は、次のとおりである⁽²⁸⁾。

区 分	平成 21 年～平成 23 年	平成 24 年～
上場株式等 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 ・ E T F	申告分離課税 譲渡益 × 20% (所 15%、住 5%) 【軽減税率 (平成 21 年～平成 23 年)】 譲渡益 × 10% (所 7%、住 3%) 源泉徴収口座における確定申告不要の特例 源泉徴収口座 (源泉徴収を選択した特定口座) を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。	
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益 × 20% (所 15%、住 5%)	

(注) 1 上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可。

2 上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当所得の金額から控除可。

(28) 財務省のホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/kinyu/kabu01.htm>。

2 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税と株式等の意義

(1) 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税

居住者等が、平成 16 年 1 月 1 日以後に株式等の譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、他の所得と区分して、その年中のその株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し株式等に係る課税譲渡所得等の金額の 15%の税率によって所得税（ほかに住民税 5 %）が課される（措法 37 の 10①）。

この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法 37 の 10①後段）。

(2) 株式等の意義

申告分離課税制度の対象となる「株式等」は、「第 3 節 配当所得」の 3 (3) ロ (イ) の「A から F」に掲げたものと同様である（措 37 の 10②）。

3 株式等に係る譲渡所得等の金額

(1) 概要

申告分離課税の対象とされる「株式等に係る譲渡所得等の金額」は、株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であり（措法 37 の 10①）、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、損失の金額は生じなかったものとみなすとされている（措法 37 の 10①後段）。

しかしながら、平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額からの控除を認められることと

なった。これについては、下記 7 で説明する。

(2) 株式等の譲渡による所得に係る収入金額

株式等の譲渡による所得に係る収入金額は、その株式等の譲渡の対価としてその年において収入すべき金額であるが、次に掲げる金額（所得税法第 25 条によって配当等の額とみなされる部分の金額を除く。）は、株式等の譲渡による所得に係る収入金額とみなされる（措法 37 の 10③、④、措令 25 の 8③）。

法人（公益法人を除く。）の株主等が、その法人の合併、分割、資本の払戻し、自己の株式又は出資の取得、出資の消却、出資の払戻し等、組織変更、その他一定の場合に交付を受ける金銭及び金銭以外の価額の合計額

(3) 株式等の譲渡による所得に係る取得費等

株式等の譲渡による所得に係る総収入金額から控除する取得費等には、その株式等の取得価額、株式等を取得するために要した負債の利子、譲渡のために要した委託手数料、有価証券取引税、管理費等がある（所法 48、所令 109①）。

取得価額は有価証券の評価等の原則によることとなるが、2 回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等の取得価額については、総平均法（譲渡所得又は雑所得については総平均法に準ずる方法）によって評価する（所法 48③、所令 118①）。

譲渡所得の基因となる資産を取得するのに要した負債の利子は、所得税法上、原則として取得費等にならないのであるが、申告分離課税の株式等の譲渡による所得の基因となる株式等を取得するための負債の利子は、株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得の金額及び雑所得のいずれの場合にも費用として控除する⁽²⁹⁾（所法 38①、措法 37 の 10⑥）。

(29) その年において、株式等に係る譲渡所得等及び配当所得を有する者が負債により取得した株式等を有する場合において、当該負債を株式等に係る譲渡所得等の基因となった株式等を取得するために要したものとその他のものとに明確に区分することが困難なときには、次の算式により計算した金額を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるとされている（措通

4 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例

(1) 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例

株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に「上場株式等」の「一定の譲渡」に係るものについては、税率が 7 % (ほかに住民税 3 %) となる (平成 20 年改正法附則 43②の改正、措法 37 の 11 の 3 ②、37 の 12 の 2 ②)。

なお、平成 20 年度の税制改正では、特例措置として、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、7 % (ほかに住民税 3 %) の税率が適用されることとされていた (改正法附則 43②) が、平成 21 年度の税制改正により、この 500 万円以下の基準が撤廃され、軽減税率が平成 23 年 12 月 31 日までとなった (平成 20 年改正法附則 43②の改正)。

(2) 「上場株式等」

上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の対象となる「上場株式等」とは、申告分離課税の特例の対象となる「上場株式等の配当等⁽³⁰⁾」における「上場株式等」と同様で、次に掲げるものである (措法 37 の 11 の 3 ②)。以下「上場株式等」という場合には、同様である。

イ 「金融商品取引所に上場されている株式等その他一定の株式等」

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの (特定株式投資信託を除く。) の受益権

37 の 10-17)。

株式等を取得するために要した負債の利子の総額×(その利子の額を差し引く前の株式等に係る譲渡所得等の金額÷(配当所得の収入金額+その利子の額を差し引く前の株式等に係る譲渡所得等の金額+その利子の額を差し引く前の総合課税の株式等に係る事業所得等の金額))

(注) 算式中の「総合課税の株式等に係る事業所得等」とは、所得税法第 22 条《課税標準》又は同法第 165 条《総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算》の規定の適用を受ける株式等の譲渡による所得で事業所得又は雑所得に該当するものをいう。

(30) 第 3 節 3 (3) ロ。

ハ 特定投資法人⁽³¹⁾の投資口（措法 37 の 11 の 3 ②）。ただし、申告分離課税の特例の対象となる「上場株式等の配当等」の場合には、いわゆる大口株主等がその内国法人から支払を受けるものは除外されているが、この上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の対象となる「上場株式等」の場合には、このような除外はない。

(3) 「一定の譲渡」

この上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の対象となる「一定の譲渡」とは、次に掲げる上場株式等の譲渡である（37 の 12 の 2 ②）。

イ 金融商品取引業者⁽³²⁾又は登録金融機関⁽³³⁾への売委託により行う上場株式等の譲渡

ロ 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡

ハ 登録金融機関又は投資信託委託会社⁽³⁴⁾に対する上場株式等の譲渡で一定のもの

ニ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項又は第 4 項各号に規定する事由による上場株式等の譲渡

ホ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る株式交換完全親法人⁽³⁵⁾又は株式移転完全親法人⁽³⁶⁾に対する当該上場株式等の譲渡

ヘ 上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡で一定のもの

ト 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 64 条の規定による改正前の商法第 220 条ノ 6 第 1 項

(31) 第 3 節 3 (3) ロ (ハ)。

(32) 金融商品取引法第 2 条第 9 条に規定する金融商品取引業者で同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。

(33) 金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関。

(34) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社。

(35) 法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 4 に規定する株式交換完全親法人。

(36) 法人税法第 12 号の 7 に規定する株式移転完全親法人。

の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

チ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第 234 条第 1 項又は第 235 条第 1 項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売⁽³⁷⁾による当該上場株式等の譲渡

5 特定口座制度

（1）特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

居住者等が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（2 以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座）に保管の委託等がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、それぞれの口座ごとに、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する（措法 37 の 11 の 3 ①）。

ここで、特定口座とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は投資信託委託会社（以下「金融商品取引業者等」という。）の国内における営業所等に特定口座開設届出書を提出して設定された一定の要件を満たす口座をいう（措法 37 の 11 の 3 ③一）。

また、信用取引等⁽³⁸⁾を行う居住者等が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、それぞれの口座ごとに、その特定口座に係る信用取引当に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその信用取引等に係る上場株

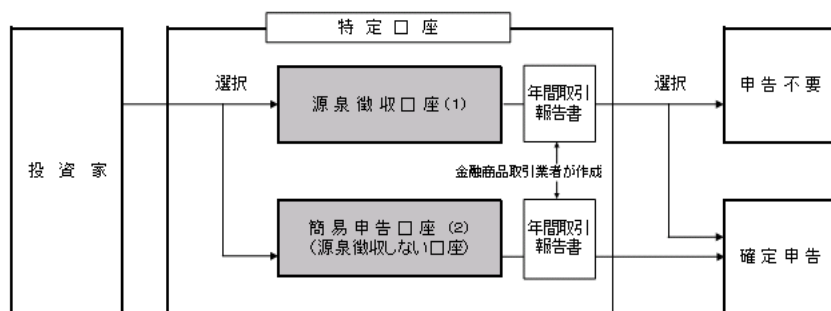
(37) 会社法第 234 条第 2 項（同法第 235 条第 2 項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他一定の規定による競売以外の方法による売却を含む。

(38) 金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引又は金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 1 条第 2 項に規定する発行日取引（措法 37 の 11 の 3 ②、措規 18 の 11）。

式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する（措法 37 の 11 の 3 ②）。

これらの計算は、金融商品取引業者等によって行われ、所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書が所轄税務署長へ提出されるとともにその居住者等へ交付される（措法 37 の 11 の 3 ②、措規 18 の 13 の 5 ①、②）。

特定口座制度のイメージ図は、次のとおりである⁽³⁹⁾。



(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得等に対する源泉徴収等の特例

特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等は、居住者等から特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合において、その年中に行われたその特定口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により、源泉徴収選択口座内で所定の所得金額が生じたときは、その支払をする際にその所得金額の 15% の所得税（ほかに住民税 5 %）が徴収されることとなっているが、平成 23 年 12 月 31 日まで 7 %（ほかに住民税 3 %）の軽減税率が適用される（措法 37 の 11 の 4 ①、平成 20 年改正法附

(39) 財務省のホームページから。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryau/kinyu/kabu09.htm>。

則 45 の改正)。

なお、源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする特例(旧措法 37 の 11 の 4 ⑧)は、廃止されている。

(3) 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得

その年分の源泉徴収選択口座を有する居住者等で、当該源泉徴収選択口座につき有しているその特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額又は損失の金額及び差金決済に係る信用取引等に係る所得の金額又は損失の金額については、これらの所得の金額又は損失の金額を除外して、その年分の確定申告を行うことができることとされている(措法 37 の 11 の 5 ①)。

これについて、平成 20 年度の税制改正では、平成 21 年及び 22 年の各年においては、源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得等に係る申告不要の特例を適用しないで計算した上場株式等の譲渡所得等の金額が 500 万円を超える居住者等については、この申告不要の特例を適用しないこととされていた(平成 20 年改正法附則 45③)が、平成 21 年度の税制改正により、この 500 万円の制限はなくなった(平成 20 年改正法附則 45 の改正)。

6 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例

この特例は、平成 20 年度の税制改正で創設されたものであるが、平成 22 年 1 月 1 日から適用となるものである(平成 20 年改正法附則 46①)。上場株式等に係る譲渡損失の金額は、平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年からは、上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)との損益通算が可能となったが、この損益通算を平成 22 年からは源泉徴収選択口座内で行うことを可能とするものである。

源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を通じて、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものその他一定の要件を満たす上場株式等の配当等について、その営業所の長に届出を行うことにより、その源

源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされ、源泉徴収選択口座を有する居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座に受け入れたもの（源泉徴収選択口座内配当等）については、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされた（措法 37 の 11 の 6 ①、措令 25 の 10 の 13 ①）。

金融商品取引業者等が、居住者等に対してその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額からその上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額である（措法 37 の 11 の 6 ⑥、措令 25 の 10 の 13 ⑧）。

また、この場合、その金融商品取引業者等がその上場株式等の配当等の交付の際に既に徴収した所得税の合計額と上記により計算された徴収して納付すべき所得税の額との差額については、この金融商品取引業者等がその源泉徴収選択口座内配当等の交付を受ける居住者等に対して還付しなければならない（措法 37 の 11 の 6 ⑦）。

7 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

（1）譲渡損失の損益通算

確定申告書を提出する居住者等の平成 21 年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項後段の規定にかかわらず、上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する（措法 37 の 12 の 2 ①）。

租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項後段では、株式等に係る譲渡所得等

の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、損失の金額は生じなかったものとみなすとされているが、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額からの控除を認めるもので、平成 20 年度の税制改正により創設されたものである。

この規定は、この規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある場合に限り、適用される（措法 37 の 12 の 2 ③、措規 18 条の 14 の 2 ②）。

（２）譲渡損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前 3 年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項後段の規定にかかわらず、その上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、一定の要件の下で、その年分のその株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する（措法 37 の 12 の 2 ①）。

この規定は、上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につきその上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、その計算に関する明細書等の添付がある場合に限り、適用される（措法 37 の 12 の 2 ⑧、措規 18 条の 14 の 2 ③）。

8 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

居住者等について、その有する特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として、その特定管理株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したときその他これに類するものとして政令で定める事実が生じたときは、その事実が発生したことはその特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、また、損失が生じた場合の一定の金額は、その特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の

金額とそれぞれみなす（措法 37 の 10 の 2 ①、措令 25 の 8 ②）。

ここで、特定管理株式とは、その居住者等の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、その上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される特定管理口座に保管の委託等がされている当該内国法人の株式をいう。

また、特定管理口座とは、その特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につきその特定口座から移管により保管の委託がされることその他の一定の要件を満たす口座をいう。

9 特定中小会社⁽⁴⁰⁾が発行した株式に係る譲渡所得等の特例（エンジェル税制）

（１）特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の特例

特定中小会社の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下「特定株式」という。）を取得した居住者等が、その特定株式を払込みにより取得をした場合におけるその年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その年中にその払込みにより取得をした特定投資株式の取得に要した金額の合計額を控除する⁽⁴¹⁾（措法 37 の 13 ①）。ただし、この特例を適用する前の株式等に係る譲渡所得の金額が、その合計額に満たない場合には、その適用前の株式等に係

(40) 租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項各号に規定する株式会社をいい、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 7 条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社その他一定の株式会社が該当する。

(41) 居住者等が、平成 20 年 4 月 1 日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が 1 年未満のもの等に限る。）により発行される株式を払込みにより取得をした場合において、その居住者等がその払込みにより取得をした株式の取得に要した金額（1,000 万円を限度）については、寄附金控除（所法 78）の規定を適用することができる（措法 41 の 19 ①）。ただし、この寄附金控除の対象とした株式については、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の特例（措法 37 の 13 ①）は適用できない（措法 41 の 19 ②）。

る譲渡所得の金額に相当する金額とする。

(2) 特定中小会社の発行した株式が価値を失った場合の特例

特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等が、その特定中小会社の設立の日からその株式の上場等の日の前日までの期間内に株式としての価値を失ったものとされる事実が発生したときは、その該特定株式を譲渡したものとみなし、また、その一定の損失額は、その年分の株式等の譲渡に係る所得の金額の計算上、その特定投資株式の譲渡をしたことにより生じた損失の額とみなす（措法 37 の 13 の 2 ①）。

(3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例

特定投資株式の譲渡（親族等に対する譲渡等一定のものを除く。）をしたことにより生じた一定の損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額がある場合には、その金額はその年の翌年以後 3 年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上繰越控除することができる（措 37 の 13 の 2 ④、⑤、措令 25 の 12 の 2 ⑥～⑨）。この特例は、特定投資株式に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につきその特定投資株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、その計算に関する明細書等の添付がある場合に限り適用される（措法 37 の 13 の 2 ⑥、措規 18 の 15 の 2 ④、⑤）。

第 5 節 その他の金融所得

1 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等

(1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

居住者等が、次に掲げる取引をし、かつ、その取引に係る決済（差金等決済）をした場合には、その差金等決済に係るその先物取引による事業所

得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、その先物取引に係る課税雑所得等の金額の 15% の税率による所得税（ほかに住民税 5%）を課する（措法 41 の 14①）。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その該損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法 41 の 14①後段）。

イ 商品先物取引（商品取引所法第 2 条第 8 項及び同条第 10 項第 1 号ホに掲げる取引。商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

ロ 金融商品取引法第 2 条第 21 項第 1 号から第 3 号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの）のうち一定の金融商品先物取引等（金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）（措令 26 の 23②）

（2）先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者等がその年の前年以前 3 年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額を有する場合には、租税特別措置法第 41 条の 14 第 1 項後段の規定にかかわらず、その先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、その年分のその先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する（措法 41 の 15①）。

この特例は、居住者等の規先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につきその先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後に於いて連続して確定申告書を提出している場合であって、控除を受ける金額の計算に関する明細書等の添付がある場合に限り、適用される（措法 41 の 15③、措令 26 の 26、措規 19 の 9）。

2 金融類似商品

居住者等が、国内において支払を受けるべき次の給付補てん金等については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し15%の税率による所得税が課される（ほかに住民税5%）（措法41の10①、所法174三～八）。これらは国内において支払を受ける際にその15%に相当する所得税を源泉徴収される（所法109の2、209の3）（ほかに住民税5%が特別徴収される。）ので、源泉分離課税となる。

- （1）定期積金に係る契約に基づく給付補てん金
- （2）銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補てん金
- （3）抵当証券法第1条第1項に規定する抵当証券に基づき締結されたその抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払等に関する事項を含む一定の契約により支払われる利息
- （4）金その他の貴金属その他これに類する物品の売戻し条件付売買の利益（例：金投資口座の利益等）
- （5）外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨又はその外国通貨以外の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益（例：外貨投資口座の為替差金等）
- （6）生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うことその他一定の事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるものでその保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益（例：一時払い養老保険、一時払い損害保険等の一定の差金）

3 割引債の償還差益

（1）概要

個人が割引債について支払を受けるべき償還差益については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、発行時において18%の税率による所得税が課される（措法41の12①）。この割引債とは、割引の方法

により発行される公社債で次に掲げるものである（措法 41 の 12⑦、措令 26 の 15①）。なお、この償還差益については、割引債の発行の際に所得税が源泉徴収されるので、源泉分離課税となる。

イ 国債及び地方債

ロ 内国法人が発行する社債（会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券を含む。）

ハ 外国法人が発行する債券（国外において発行する債券にあつては、国内に恒久的施設を有する外国法人（法法 141 一～三）の国内における事業に帰せられる場合におけるその債券に限る。）

ただし、①外貨公債の発行に関する法律第 1 条第 1 項又は第 3 項（同法第 4 条において準用する場合を含む。）の規定により発行される同法第 1 条第 1 項に規定する外貨債（同法第 4 条に規定する外貨債を含む。）及び②独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構が、その法令の規定により発行する債券は除かれる（措法 41 の 12⑦、措令 26 の 15②）。

（2）特定の割引債の償還差益

次に掲げる割引債の償還差益については、上記（1）の税率は 16% となる（措法 41 の 12①）。

イ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する東京湾横断道路建設事業者が法令の規定により発行する社債

ロ 同民間都市開発の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する民間都市開発推進機構が法令の規定により発行する債券

4 公社債等の譲渡による所得

（1）非課税

次に掲げる有価証券の譲渡による所得は、所得税は非課税とされ、これらの所得について損失が生じた場合には、その損失はないものとみなされる（措法 37 の 15）。

- イ 公社債（新株予約権付社債を除く。）の譲渡による所得
- ロ 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに社債的受益権の譲渡による所得
- ハ 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託（以下「公社債投資信託等」という。）の終了又は公社債投資信託等の一部の解約によりその公社債投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額（オープン型の証券投資信託⁽⁴²⁾については、その金額のうち収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金の部分の金額を控除した金額）のうちその受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額がその受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

（２）総合課税

割引の方法により国外で発行されるいわゆるゼロクーポン債⁽⁴³⁾、低クーポン債⁽⁴⁴⁾、ストリップス債⁽⁴⁵⁾、デファードペイメント債⁽⁴⁶⁾、一定の短期割引国債、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、解散前の都市基盤整備公団及び解散前の住宅都市整備公団が国内で発行した割引債の譲渡による所得については、総合課税の対象とされる（措法 37 の 15、37 の 16、41 の 12⑨、措令 25 の 15、措規 18 の 16）。

(42) 証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるもの（所法 2 ①十四）。

(43) 利子の利率がないもの（措令 25 の 15 一、措規 18 の 16）。

(44) 利子の利率が著しく低いもの（確定利率により利子が支払われる公社債で当該利率が年 0.5%未満（その発行の日から償還期限までの期間が 10 年以上 15 年未満のものにあっては年 0.4%未満とし、当該期間が 8 年以上 10 年未満のものにあっては年 0.3%未満とし、当該期間が 7 年以上 8 年未満のものにあっては年 0.2%未満とし、当該期間が 7 年未満のものにあっては年 0.1%未満とする。）のもの（措令 25 の 15 一、措規 18 の 16））。

(45) その債券が元本に係る部分と利子に係る部分とを切り離してそれぞれ独立して取引されるもの（措令 25 の 15 二）。

(46) その利子の計算期間が 1 年を超えるもの又はその利子の計算期間のうちに 1 年を超える利子の計算期間があるもの（措令 25 の 15 三）。

5 生命保険契約等に基づく年金・一時金

所得税法施行令第183条第2項《生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算》に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び同令第184条第4項《損害保険契約等に基づく満期返戻金等》に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等は、一時所得⁽⁴⁷⁾（総合課税）に該当する（所基通34-1（4））。

所得税法施行令第183条第1項《生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する生命保険契約等に基づく年金及び同令第184条第1項《損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する損害保険契約等に基づく年金は、雑所得⁽⁴⁸⁾（総合課税）に該当する（所基通35-1（9））。

所得税法施行令第183条第1項に規定する生命保険契約等に基づく年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えないこととされている（所基通35-4）。

6 その他

次のような所得は、雑所得（総合課税）となる（所法35）。

-
- (47) 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいい、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（50万円を限度）を控除した金額とする（所法34）。
- (48) 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいい、雑所得の金額は、その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額をいう（所法35）。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの（所基通 35-1）
- (2) いわゆる学校債、組合債等の利子（所基通 35-1）
- (3) 金銭の貸付けによる所得(事業から生じたものと認められるものを除く。)（所基通 35-2）。
- (4) 外貨預金の為替差益等（分離課税の対象となる為替予約のある外貨預金の為替差益を除く。）
- (5) 外国為替証拠金取引（FX）の差金決済による差金⁽⁴⁹⁾（分離課税の対象となる先物取引に係る雑所得等を除く。）

(49) 一般的には、店頭取引における差金決済による差金は雑所得（総合課税）、取引所取引（市場デリバティブ）における差金決済による差金は先物取引に係る雑所得等として分離課税となる。

第2章 金融所得課税の沿革

第1節 利子所得課税の推移

利子所得類似の所得に対する課税は、「利子並み課税」とされるなど、利子所得に対する課税方法が大きな影響を与えている。これまでの利子所得課税を巡る主な改正の経緯とその時の議論を確認しておくことは、①総合課税か分離課税かの議論がどのように行われてきたのか、②なぜ（源泉）分離（選択）課税が採用されたのか、③納税者番号制度の導入はどのように試みられたか、④結果として、現状において20%の税率の源泉分離課税となっているのはなぜかを確認する上で大いに参考となる。

ここでは、①定期性預金について、分離課税制度を廃止し、源泉分離選択課税制度を創設した昭和45年改正、②総合課税への移行及び少額貯蓄等利用者カード制度の導入・凍結・廃止、③現在の一律分離課税制度が導入された昭和62年改正を中心に確認する。

1 明治21年から昭和21年⁽⁵⁰⁾

日本では、明治20年に所得税が創設されたが、利子所得は他の所得と同様に課税されていた。その後、明治32年の改正で、第1種：法人所得税、第2種：公社債利子所得税、第3種：個人所得税（第1種、第2種以外の個人所得）に3分類され、公社債の利子は他の所得と区分して2%（その後7.5%まで引上げ）の税率で源泉徴収されることになった。

また、昭和15年からは、分類所得税と総合所得税が併用され、分類所得税については利子の種類に応じて一定の比例税率で源泉徴収を行い、総合所得税については、利子に対しても総合課税（ただし、激変緩和のため40%相当

(50) 大蔵省主税局編『所得税百年史』4頁以下（1988）、金子宏『所得概念の研究』243頁以下（有斐閣、1995）、植松・前掲注（9）263頁以下、武田・前掲注（12）1,362頁以下等を参考に作成。

を控除する。)を行うが、源泉分離選択課税の制度が導入され、その税率は15%から45%まで引き上げられていった。金子宏名誉教授は、「これが、利子所得に対する源泉分離選択課税制度のはしりである。」とされ⁽⁵¹⁾、また、明治32年の利子に対する源泉徴収制度を「わが国の利子所得制度を特徴づけてきた源泉分離課税制度ないし源泉分離選択制度の萌芽である。」とされる⁽⁵²⁾。

2 昭和22年以降

昭和22年に分類所得税制が廃止され、総合所得税制度(税率20%~75%(23年から85%に引上げ))となったが、利子所得について源泉分離選択課税(税率60%)が認められた。

昭和22年以降の利子所得の課税の推移は、次頁のとおりである⁽⁵³⁾。

(51) 金子・前掲注(50) 247頁。

(52) 金子・前掲注(50) 244頁。

(53) 武田・前掲注(12) 1,411頁以下、塩崎ほか・前掲注(27) 2,111頁以下、国税庁『改正税法のすべて』を参考に作成。

利子所得に対する課税制度の推移

年次	課税方法	源泉徴収 税 率	源泉分離 選択税率	非課税限度額	
				少額貯蓄	郵便貯金
昭 22	総合申告納税	20%	60%	国民貯蓄組合	3 万円
23	源泉選択	↓	↓	3 万円	↓
24				↓	
25	総合課税			↓	
26	源泉選択			↓	↓
27		↓		10 万円	10 万円
28	源泉分離	10%	50%	↓	↓
29		長期→5	↓	↓	↓
30	非課税	短期→10		↓	20 万円
31		(1 年未満)		↓	↓
32	長期→非課税			32. 4 20 万円	
33	短期 (1 年未満) →源泉分離	短期→10	↓	32. 12 30 万円	32. 12 30 万円
34	源泉分離	10%		↓	↓
35	↓	↓		↓	↓
36		↓		↓	↓
37		↓		50 万円少額貯蓄	50 万円
38		5%		非課税制度	↓
39		↓		(1 種類 1 店舗)	↓
40		10%		100 万円	100 万円
41		↓		↓	↓
42		15%		多種類多店舗	↓
43		↓		少額国債非課税	↓
44				50 万円	↓
45				↓	↓
46	定期預金等→源泉分離		20%	少額貯蓄 150 万円	150 万円
47	要求払預金等→申告不要		↓	少額国債 100 万円	↓
48			25%	財形貯蓄 100 万円	↓
49			↓	少額貯蓄 300 万円	300 万円
50			↓	少額国債 300 万円	↓
51			30%	財形貯蓄 500 万円	↓

年次	課税方法	源泉徴収 税 率	源泉選択 税 率	非課税限度額	
				少額貯蓄	郵便貯金
52	↓	20% (本則) ↓	35% ↓	↓	↓
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63	一律源泉分離課税 ↓	15% ↓	廃止	老人等 少額貯蓄 300 万円 少額公債 300 万円 財形貯蓄 500 万円 ↓	老人等非課税 300 万円 ↓
平元				老人等 少額貯蓄 350 万円 少額公債 350 万円 財形貯蓄 550 万円 ↓	老人等非課税 350 万円 ↓
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15				障害者等に該当す る老人は利用可 ↓	障害者等に該当す る老人は利用可 ↓
16				障害者等 少額貯蓄 350 万円 少額公債 350 万円 財形貯蓄 550 万円 ↓	障害者等 350 万円 ↓
17					
18					
19					
20					
21					

3 シャウプ税制

昭和 24 年 9 月のシャウプ勧告⁽⁵⁴⁾に基づき、昭和 25 年に抜本的な税制改正が行われ、このシャウプ勧告に基づく税制はシャウプ税制といわれている。シャウプ勧告では、総合累進課税が強く打ち出されたため、シャウプ税制の下では、利子所得についての源泉分離選択課税は廃止され、総合課税とされた。

シャウプ勧告の主な内容として、金子宏名誉教授は、以下の 9 点を挙げておられる⁽⁵⁵⁾。

- ① 直接税中心の税制とすること
- ② 所得税について総合累進所得税の考え方を強力に推進すること⁽⁵⁶⁾
- ③ 所得税の補完税として富裕税を創設すること
- ④ 配当に対する源泉徴収を廃止し、二重課税を排除するための措置として、配当控除制度（25％）を導入すること（法人は個人の集合体であるという前提に立ち、法人税を配当に対する所得税の前取りであると考えている。）
- ⑤ 事業用固定資産を再評価すること（所得税と法人税共通）
- ⑥ 相続税、贈与税を結合して累積的取得税（cumulative accessions tax）の制度を採用すること

(54) 1949 年 9 月 15 日に公表されたシャウプ使節団の第 1 次報告書。なお、同使節団は 1950 年に再来日し、同年 9 月 21 日に第 2 次報告書が発表されたが、これを含めてシャウプ勧告と呼ぶことが多いとされる（金子宏『租税法〔第 14 版〕』55 頁（弘文堂、2009））。

(55) 金子・前掲注（54）55 頁以下。

(56) 金子宏名誉教授は、シャウプ使節団は、「総合累進所得税の重要性を力説し、利子所得の源泉分離選択制度に対して、きわめて強い反対の立場」をとったとして、次の勧告内容を紹介されている。「20%ないし 25%の源泉課税が行われれば、大抵の納税者の利子所得に関する責任は果されたことになるであろう。しかしながら、かかる所得に対して、これ以上課税せぬことを法律で定めれば、利子所得はもはや完全に課税当局の力の及ばないところとなり、巨額な利子所得といえども、比較的軽少な税を課されるにすぎぬものとなる。かくて銀行預金は富裕階級のための脱税の避難所と化し、累進所得税の原則は完全にじゅうりんされてしまうであろう。」（金子・前掲注（50）251 頁、『シャウプ使節団日本税制報告書（1949 年 9 月）』99 頁）。

- ⑦ 租税特別措置を廃止すること
- ⑧ 租税行政の改善・罰則の強化、申告納税制度の充実等（青色申告制度の提案を含む。）、協議団制度の創設等、納税者の権利保護制度の改善
- ⑨ 地方税について基本的な改革をなすべきこと（附加税制度の廃止、地方団体の自主財源の充実等）

しかしながら、源泉分離選択課税制度（税率 50%）は昭和 26 年に復活し、その後、昭和 28 年には源泉分離課税制度（税率 10%）が導入された。このシャープ税制が続かなかった理由は、貯蓄奨励と資本蓄積の必要性であったとされている⁽⁵⁷⁾。

4 定期預金等の総合課税及び源泉分離選択課税の導入（昭和 45 年税制改正）

昭和 45 年の税制改正において、利子所得課税について、大きな改正がなされている。主な内容は、①昭和 46 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日までの間に支払われる定期預金等の資産性貯蓄に係る利子所得について、従来の 15% の分離課税を廃止し、総合課税と源泉分離課税との選択を認める源泉分離選択課税制度を創設（源泉分離課税を選択した場合の税率は、昭和 46・47 年：20%、昭和 48・49・50 年：25%）、②昭和 46 年 1 月 1 日から昭和 50 年 12 月 31 日までの間に支払われる普通預金等に係る利子所得については、源泉分離課税制度が廃止され、新たに 15% の税率の源泉徴収による申告不要制度を適用（実質的にはそれまでの源泉分離課税とほぼ同様）というものである。なお、利子所得に対する現行の源泉徴収税率の特例（本則の 20% を 15% に軽減）の適用期限を昭和 50 年 12 月 31 日まで延長され、証券投資信託の収益の分配金の課税について、昭和 50 年 12 月 31 日までは利子所得に対する課税と同様となった。

昭和 45 年の税制改正時には、これまでの利子所得課税の推移と当時の改正の背景について言及されており、当時の考え方を理解する上で非常に参考と

(57) 金子・前掲注 (50) 244 頁。なお、シャープ税制の修正理由については、第 3 節 3 においても言及している。

なるので確認する⁽⁵⁸⁾。

「利子課税を、なぜ今回改正することになったかを説明するためには、まず、所得税についての基本的な考え方について、ふりかえって考えてみる必要があります。所得税が、近代国家の税制の中で中心的な地位を占めていることは広く知られていますが、これは、所得税が各納税者の負担能力に応じて適正な負担を求めるのに最も適しているからであるといえます。これをより具体的にいえば、所得税は各人の所得を総合して、これに対して累進税率で課税することにより、近代国家における応能負担の実現と所得の再分配の機能とを失得するというのが、所得税に期待されている役割であるわけです。」とし、所得税は総合・累進課税による応能負担と所得再分配の機能を果たすことが重要な役割だとしている。

そして、戦後の利子課税について、「このような所得税のあり方から見るときは、利子課税といえども総合課税の対象にとりこむことは当然であるということになりましょう。わが国の所得税の歴史においても、昭和 15 年の税制改正において、分類総合所得税制の下において利子所得の部分的な総合が実現し、次に戦後は、昭和 22 年に利子所得は総合課税を原則としつつ、60%という高率な源泉選択税率による源泉分離選択制度が設けられています。さらに、昭和 25 年には、シャープ勧告をうけて、完全な総合課税となったこともありました。戦後の混乱期にあつてこの制度は永続することなく、26 年には源泉分離選択制度（源泉選択税率 50%）が復活し、次に 28 年に貯蓄奨励の見地から 10%の源泉分離課税とされて以来、今日に至るまで約 18 年の長きにわたって、非課税の時期（昭和 30 年 7 月～32 年 3 月はすべての利子について、32 年 4 月～34 年 3 月は長期の利子について、非課税となっていた。）をはさんだり、分離税率の変更があつたりはしたものの、基本的には源泉分離課税制度が続いてきたわけです。

上にのべたような利子課税の特例が、戦後の復興期に果してきた役割を、

(58) 国税庁『昭和 45 年改正税法のすべて』33 頁以下。

すべて否定し去ることはできないかと思われます。しかしながら、またこれがさきにのべたような所得税の本来の機能、すなわち、総合累進課税による各人の担税力に応じた公平な負担の実現を著しく阻害するものであることも事実であり、何故に勤労所得は総合課税されるのに、資産所得である利子は分離課税で済むのかという問いに対して説明することも困難であったことも事実であります。」と振り返っている。

すなわち、利子課税についても総合累進課税の対象とするのが原則であるとしながら、それぞれの時代において貯蓄奨励等の政策要請に応じて、源泉分離課税制度、源泉分離選択課税制度、非課税制度等を導入し、その後、源泉分離課税制度が続いていたものと整理することができる。

また、この間、税制調査会でも利子課税の在り方が検討されたこと等が、別途、紹介されているが、当時の利子課税の改正の基礎となった柱は次の二つの柱から成り立っているとしている。

「第一は、従来から租税負担の公平という観点から批判の多かった利子の分離課税制度を廃止して、総合課税の方向に復帰させることを基本的方向として一步踏み出すという考え方であり、第二は、このようにして総合課税への方向を前提としながらも、長年つづいた利子の分離課税制度を改正するに当たっては、制度の改正が預金者心理に無用の動揺を与え、ひいては金融資産の間に不測の変動を惹き起こさないよう十分に配慮し、漸進的な措置を講ずるという考え方であり、今回の利子配当課税の改正後の制度の適用期限を5年間という、特別措置の期限として考えられる最長のものとしたことも、貯蓄者心理を顧慮して、この種の制度を安定した基盤の上に置くのが望ましいという配慮に出たものであります。」

利子所得課税についても、総合累進税率による課税が望ましいとの考え方を実現するために分離課税制度を廃止するとの基本方針がある一方で、長年採用されてきた分離課税制度を急にすべて廃止してしまうことの変動を緩和するために、源泉分離選択課税を導入したとの背景が読み取れる。

5 総合課税への移行及び少額貯蓄等利用者カード制度⁽⁵⁹⁾の導入・凍結・廃止

(1) 総合課税への移行及び少額貯蓄等利用者カード制度の導入(昭和 55 年改正)

税制調査会は、「平成 55 年度の税制改正に関する答申」の「1 直接税関係」の「(1) 利子・配当所得課税」の中で、利子・配当所得の総合課税への移行及び少額貯蓄等利用者カード制度(以下「グリーン・カード制度」という。)の採用について、答申している⁽⁶⁰⁾。

そして、昭和 55 年度の税制改正により、①少額貯蓄の非課税制度(郵便貯金を含む。)は維持しながら、課税対象となる利子・配当所得及び割引債の償還差益については、総合課税に移行することとするとともに、②一定の番号制度の使用を含むグリーン・カード制度が設けられた。これは、利子所得の源泉分離選択課税制度を中心とする利子所得の課税の特例制度の適用期限が昭和 55 年 12 月 31 日に到来することを契機にしたものとされている。適用については準備期間を設け、総合課税への移行は、昭和 59 年 1 月 1 日からとされ、その間の措置として、①利子、配当所得の源泉分離選択課税制度、②普通預金等の利子及び 1 銘柄年 10 万円以下の配当等の確定申告不要制度及び③割引債の償還差益の源泉分離課税制度について、特例措置の期限が昭和 58 年 12 月 31 日まで 3 年延長された。また、少額公債の利子の非課税制度の適用期限が、昭和 60 年 12 月 31 日まで 5 年延長された。グリーン・カード制度は、昭和 59 年 1 月 1 日以後預入する少額貯蓄、郵便貯金について適用されることとされた。

(59) 国税庁『昭和 55 年改正税法のすべて』では、少額貯蓄等利用者カード制度について、次の説明がある。「(1) 少額貯蓄、郵便貯金の非課税制度を利用しようとする者は、国に対し少額貯蓄等利用者カード(以下、「カード」と略す。)の交付を求めることができます。(2) カードの交付を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書に住民票の写し等を添付して、国税庁長官に提出しなければなりません。(3) 国税庁長官は、上記(2)の申請書の提出があった場合には、その者に対し、その者の氏名及び交付番号その他の事項を記載したカードを交付しなければなりません。」(20 頁)。

(60) 税制調査会昭和 54 年 12 月「昭和 55 年度の税制改正に関する答申」3 頁以下。

(2) 総合課税とグリーン・カード制度導入の凍結

昭和 59 年 1 月 1 日以後新たに少額貯蓄非課税制度（マル優）の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする場合には、すべてこのグリーン・カード制度によることとされていた。グリーン・カードの交付手続は、昭和 58 年 1 月 1 日から開始され、昭和 58 年中にマル優の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする場合には、現行の非課税貯蓄申告書を提出する方式によることも、新しい少額貯蓄等利用者カード制度によることもできることとされていた。しかし、昭和 57 年 12 月 28 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 250 号）の一部改正が行われ、カードの交付申請手続は、昭和 58 年 1 月 1 日以降別に政令で定める日まで凍結されていた。

更に、平成 58 年の税制改正時に、少額貯蓄等利用者カード制度は、3 年間適用しないこととされ、租税特別措置法の一部改正により、カードの交付等に関する規定の昭和 60 年までの不適用が定められるとともに、マル優の少額貯蓄等利用者カード制度への移行を定めた昭和 55 年の所得税法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 8 号）の附則の改正により、マル優の少額貯蓄等利用者カード制度への移行時期が 3 年延期された。すなわち、マル優の適用に当たって、少額貯蓄等利用者カード制度によるのは、昭和 62 年 1 月 1 日以後に預入等をする預貯金等とされた。

なお、カードの交付手続は、昭和 61 年 1 月 1 日から開始されることとされており、昭和 61 年中にマル優の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする場合には、非課税貯蓄申告書を提出する方式によることも、少額貯蓄等利用者カード制度によることもできることとされていた。

(3) 総合課税とグリーン・カード制度導入の廃止（昭和 60 年度税制改正）

昭和 61 年 1 月 1 日から実施することとされていたグリーン・カード制度は、昭和 60 年度の税制改正により廃止された⁽⁶¹⁾。

(61) 廃止に至った経緯について、金子宏名誉教授は、「グリーン・カード制度の採用は、非課税貯蓄の限度管理のためにも、課税貯蓄の利子の総合課税化のためにも、画期

なお、非課税貯蓄制度の適正化を図るため、本人確認の厳正化等のための措置が講じられ、非課税貯蓄申告書等を提出する際には、金融機関の営業所等の長に、住民票の写し、健康保険証等、所定の公的書類を提示して、「氏名、生年月日及び住所」を告知しなければならないこととされた。

当時の税制調査会の答申では次のように述べられている⁽⁶²⁾。

「グリーン・カード制度は、課税貯蓄及び非課税貯蓄の双方を通ずる課税の適正化を確保するための有効な方策として導入された制度であるが、諸般の事情からその実施を延期するのやむなきに至っている。しかしながら、その後今日に至るまでの経緯に照らしてみると、この制度について各層の理解と受入れ体制が十分に整っているとは必ずしも言い難い。

また、法的安定性や税制に対する国民の信頼感を確保する見地からすれば、本制度の実施を再び延期することは適当でないと判断せざるを得ない。

このような観点からグリーン・カード制度を一旦、昭和 60 年度税制改正において廃止するという措置を講ずることは、やむを得ないと思われる。」

(参考) グリーン・カード制度についての経緯⁽⁶³⁾

54. 6. 19	税制調査会に利子配当・土地税制特別部部会設置
12. 18	同部会、検討結果を総会に報告
12. 20	税制調査会、昭和 55 年度の税制改正に関する答申を提出
55. 1. 11	昭和 55 年度税制改正要綱を閣議決定
2. 5	所得税法の一部改正法案を国会に提出
3. 3	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布

的な措置であったが、その採用をきっかけとして、民間の金融機関から郵便貯蓄への資金シフトが大量に生じたため、一挙に反対論が強まり、実施時期が延長されたのち、昭和 60 年の税制改正で廃止された。」と説明されている（金子・前掲注（50）241 頁）。

(62) 税制調査会昭和 59 年 12 月「昭和 60 年度の税制改正に関する答申」 7 頁。

(63) 国税庁『昭和 60 年税制改正のすべて』23 頁。

9. 26	グリーン・カードの交付手続に関する政省令を公布
56. 3. 31	租税特別措置法の一部改正法案、参議院本会議において可決成立、公布（割引債の償還差益の総合課税への移行）
11. 5	グリーン・カードの利用に関する細目、利子、配当の総合課税に関する事項を定める政省令を公布
57. 1 ～	グリーン・カード制度の見直し論が高まる
7. 30	自民党税制調査会、グリーン・カード制度の5年延期を決定
8. 17	議員立法によるグリーン・カード制度の5年延期法案を国会に提出
12. 25	上記法案、廃案となる
12. 28	カードの交付申請時期を「別に政令で定める日」まで延期する所得税法施行令の一部改正政令を閣議決定、公布
58. 1. 14	グリーン・カード制度の3年延期を織り込んだ昭和58年度税制改正要綱を閣議決定

6 一律分離課税制度の創設（昭和62年税制改正）

（1）概要

利子所得に対する課税が、現在のような20%（所得税15%、住民税5%）の税率による分離課税（源泉分離課税）となったのは、昭和62年9月の税制改正からである。この時の税制改正では、利子所得について抜本的な税制改正が行われており、それまでの少額貯蓄非課税制度は老人等の少額預金の利子所得の非課税制度に改組されたほか、利子所得については20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉分離課税とされた。また、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得についても、利子所得と同様の課税となっている。この税制改正が行われる前に、税制調査会では、非課税以外の利子所得の具体的な課税方法をどのようにするかについて、総合課税方式等も含めて議論が行われていることから、当時の経緯・背景及び税制調査会での議論について確認する。

(2) 利子所得の非課税制度の見直し

利子所得の少額貯蓄非課税制度は、その見直しの具体的方策についての検討が行われた結果、昭和 61 年 10 月に「税制の抜本的見直しについての答申」（いわゆる抜本答申）において、利子非課税制度を見直し、この際、課税を行う方向で見直すことが適当である旨の答申がされている⁽⁶⁴⁾。

(3) 具体的な利子の課税方法

非課税以外の利子所得の具体的課税方法についての審議結果については、昭和 61 年 10 月の答申の中で、「非課税貯蓄制度を改める場合の所得税の課税方式として、①総合課税方式、②確定申告不要制度併置方式、③低率分離課税方式、④一律分離課税方式の 4 方式について検討した。このうち、一律分離課税方式が適当であるとする意見が多く、委員から述べられたが、確定申告不要制度併置方式を評価する意見もあったほか、低率分離課税方式を支持する意見もあった。」としている。

そして、また、ここで以上の 4 方式については、それぞれ答申の中で次のように説明されている。

- ① 総合課税方式：源泉分離課税を選択した利子を除く預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について、通常の税率による源泉徴収の上総合課税を行う方式。一定金額以上の利子の支払者は、税務署に対し、支払調書を提出する。
- ② 確定申告不要制度併置方式：源泉分離課税を選択した利子を除く預貯

(64) 「課税貯蓄の利子の総合課税化のためにも、画期的な措置であったが、その採用をきっかけとして、民間の金融機関から郵便貯蓄への資金シフトが大量に生じたため、非課税貯蓄制度は、少額零細な貯蓄への配慮という趣旨で設けられた制度であるが、個人貯蓄の大半がこの適用を受け、多額の利子が課税ベースから外れており、所得種類間の税負担の不公平をもたらしているほか、高額所得者ほどより多く受益しているという現状にある。これに加え、貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていることに顧みれば、この際、課税を行う方向で見直すことが適当である。

非課税貯蓄制度を見直す場合にも、所得の稼得能力が減退した人に対する配慮として、老人、母子家庭等に対しては、少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度を維持していくのが適当である。」としている（税制調査会昭和 61 年 10 月「税制の抜本的見直しについて」7 頁）。

金等の利子及び郵便貯金の利子について、通常の税率による源泉徴収を行うとともに、一定の年間受取利子額までは確定申告を要しないこととする方式。(注) 確定申告不要部分についても、還付申告をすることができる。一定金額以上の利子の支払者は、税務署に対し、支払調書を提出する。

- ③ 低率分離課税方式：一定元本額以下の預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について、通常よりやや低い税率による源泉徴収により、他の所得とは分離して所得税を課税する方式。(注) 還付申告をすることもできる。
- ④ 一律分離課税方式：すべての預貯金等の利子及び郵便貯金の利子について、一定の税率による源泉徴収により、他の所得とは分離して所得税を課税する方式

そして、これら四つの課税方式に対する意見のまとめとして、

「審議においては、利子所得の特異性に応じた方式であり、かつ、簡素・中立・効率といった要請にも応えるものであるという点から一律分離課税方式が適当であるとする意見が多く、委員から述べられた。

しかしながら、かなりの委員から同方式の有する特長を維持しつつ、課税の公平、公正の確保にも配慮した方式として確定申告不要制度併置方式を評価する意見が出され、また、低率分離課税方式を支持する意見もあった。

いずれの方式を採る場合においても、源泉徴収や税務調査のあり方も含め、民間貯蓄と郵便貯金との間で税制上のイコール・フットィングが図られねばならないというのが一致した意見であった。」としている。

(4) 一律分離課税方式が採用された経緯

そして、最終的に一律分離課税方式が採用された経緯について、次のように説明されている⁽⁶⁵⁾。

「このような審議を経て、利子課税の方式については、最終的には、

(65) 国税庁『昭和 62 年改正税法のすべて』82 頁以下。

- ④ 利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性を踏まえるとともに
- ⑤ 利子所得に対する総合課税の適正な執行を確保するためには、その捕捉及び管理について大がかりな制度を要するほか、納税者、金融機関、国、地方の税務当局にとって相当の事務負担や費用を強いることになること等から、現在の納税環境や税務執行体制に顧みれば、直ちに総合課税の対象とすることは現実的でもなく、また妥当でもないものと考えられること
- ⑥ 郵便局に初めて課税事務を求めることや地方税においても利子所得に対して利子割課税という源泉徴収制度が導入されることにも配慮し、簡素・中立・効率といった要請にも応えるものとして一律分離課税方式を採用することとされたものです。」

(5) 20%の税率とする理由

なぜ、20%の税率とするのかについては、第109回国会の衆議院大蔵委員会での改正法案審議における議事録（昭和62年8月28日）によると、「今回御提示申し上げております所得税、住民税の改正といたしましては、最低税率は国の場合は10.5%、地方税の場合は5%となっておりますのでございます。勤労者、サラリーマンの方につきましても、まず下積みといたしまして勤労性所得、給与所得がある。利子所得としては、平均的なケースを考えますとその上積みとしてあるわけでございますので、そうした所得税の税率構造等を考えますと、国税、地方税合わせての水準としては20%といった水準が適当ではないかというふうに考えられるわけでございます。」と政府委員から説明されている⁽⁶⁶⁾。

(66) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/109/0140/10908280140008c.html>.

第2節 配当所得課税の推移

1 明治22年から昭和21年⁽⁶⁷⁾

明治20年の所得税の創設時には、法人の利益に対する課税はなく配当所得は他の所得と同様に課税されていた。その後、明治32年の改正で、所得が3分類され、法人所得に対しては、「第1種：法人所得税」として法人段階で課税された反面、個人株主に対する配当は非課税とされた。

大正9年には、個人株主の配当に対しても所得税（第3種：所得税）が課されるようになったが、激変緩和のため、配当の40%相当（昭和12年には20%に改正）を控除する措置が採られた。

昭和15年から昭和21年は、分類所得税と総合所得税とが併用された時代で、分類所得税については、配当所得は「配当利子所得」として「不動産所得」とともに最も担税力の大きい所得とみなされていた。また、配当所得の課税に当たっては、分類所得税の計算上は、その10%を概算経費控除としての負債利子控除だけを認め、総合所得税の課税の計算上は、実際に支出した負債利子を控除する実額控除として、概算控除を認めない仕組みとされた。

2 昭和22年以降⁽⁶⁸⁾

(1) 昭和22年から昭和24年

昭和22年に分類所得税制が廃止され、総合所得税制度となった。分類所得税としての源泉徴収は廃止されたが、配当所得に対する源泉徴収制度（20%）が導入された。また、配当に対する負債の利子控除が認められた。

また、昭和23年には、配当控除（15%）が導入された。

(2) シャウブ税制

昭和24年9月のシャウブ勧告では、法人は個人の集合体であるという前

(67) 植松・前掲注(9) 263頁以下、武田・前掲注(12) 1,362頁以下、大蔵省主税局・前掲注(50) 4頁以下等を参考にした。

(68) 平成20年度及び平成21年度の改正は、別途説明する（第2章第4節）。

提に立ち、法人税を配当に対する所得税の前取りであると考えて、配当に対する源泉徴収を廃止し、二重課税を排除するための措置として、配当控除制度（25％）を導入することが勧告された⁽⁶⁹⁾。

また、法人税については、35％とされた。法人税を課税しなければならない理由としては、「個人株主段階へ所得が分配されるまでに相当のタイムラグがあり、その間に課税しないということは不公平であるという問題に対処する」ためとされている⁽⁷⁰⁾。

そして、シャープ勧告に基づく昭和25年のシャープ税制では、配当控除は25％とされたが、これは「法人税が35％と当時の所得税最高税率55％のもとで、法人が納めた35％の税金を完全に調整できる率が25％に相当すると説明されている⁽⁷¹⁾。

（3）シャープ税制後から現在まで

昭和40年の所得税法の改正により、源泉分離選択課税制度（15％、1銘柄25万円（年1回は50万円）以下の配当）及び少額配当の確定申告不要制度（1銘柄当たり25,000円（年1回は5万円）以下の配当）が創設された。源泉分離選択課税制度の税率は、当初15％から徐々に引き上げられ、昭和53年からは35％となった。また、少額配当の確定申告不要制度の対象となる金額も改正され、現在に至っている。

また、配当控除は、シャープ税制の後、その控除率については、30％、20％、15％と変遷があったが、昭和48年分からは、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に係る配当所得については10％（課税所得金額1,000万円超の部分は5％）となっている。

(69) 金子・前掲注（54）56頁。

(70) 品川芳宣「法人税性格論の史的考察—配当二重課税から事業体課税論議までの軌跡—」税大ジャーナル7号31頁（2008）。

(71) 品川・前掲注（70）31～32頁。なお、『注解所得税法〔四訂版〕』では「この25％という数値は、当時の法人税率35％、所得税の最高税率55％をもとに次の算式におけるXの数値を求めたものである。 $35 + (100 - 35) \times (55 - X) \% = 55$ 」としている（植松・前掲注（9）326頁）。

なお、昭和 22 年以降の配当所得課税の推移は、次頁のとおりである⁽⁷²⁾。

(72) 武田・前掲注(12) 1,471 頁以下、塩崎ほか・前掲注(27) 2,401 頁以下、大蔵省『財政金融統計月報第 488 号』77 頁以下(大蔵省印刷局、1992)、国税庁『改正税法のすべて』を参考に作成。

年次	課 税 方 法	源泉徴収 税 率	源泉分離 選択税率	配当控除
52	総 合 課 税	20%	30%	10%
53	○ 1 銘柄当たり年 5 万円（年 1 回		35%	(5%)
54	は 10 万円）以下は申告不要			
55	(49. 1～)			
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
平元	○証券投資信託の収益の			
2	分配は源泉分離課税			
3	(所得税 15%、住民税 5%)			
4	(63. 4～)			
5				
6				
7				
8				
9				
10	○上場株式等			
11	(大口以外)			
12	の配当は ○公募証券投資信託の			
13	申告不要 収益の分配及び特定			
14	(15. 4～) 投資法人の投資口の			
15	所 10% 申告不要 (16. 1～)			
16			廃止	
17	申告不要 (所 7%、住 3%)			
18	(16. 1～20. 3)			
19				
20				
21	所 15%、住 5%、申告分離 (所 15%、住 5%)			

第3節 株式等の譲渡所得等の課税の推移

1 明治20年から昭和21年⁽⁷³⁾

明治20年の所得税法の創設時には、継続的・反復的な所得が課税所得を構成し、一時的・臨時的な所得は課税対象から除かれる⁽⁷⁴⁾との所得概念に立脚しており、資産の譲渡による所得が譲渡所得として所得税法上に登場したのは、昭和21年の改正による分類所得税制においてであった。「この改正は、実質的には従来から臨時所得税の形式で課税対象とされてきたものを所得税法中に包摂したもので、その範囲も、従来どおり、不動産、不動産上の権利、船舶、鉱業に関する権利等に限られ、有価証券、動産等の譲渡による所得は、課税対象外に置かれていた。」とされる⁽⁷⁵⁾。

2 昭和22年改正⁽⁷⁶⁾

昭和22年には、戦後の大きな税制改革が行われ、まず、昭和15年以来の分類所得税、総合所得税の二本立てによる課税を廃止し、超過累進税率による総合課税一本立ての制度に改めるなど、所得税法の全面改正が行われた。この改正では、所得を利子所得、配当所得、臨時配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、事業等所得の8種類に分類し、このうちの「譲渡所得」には、従来の分類所得税における譲渡所得のほかに、それまで非課税とされていた株式、出資特許権等の資産の譲渡による所得が加えられた。また、譲渡所得については、臨時配当所得、退職所得、山林所得とともにその所得の2分の1を控除して課税することにより、総合課税を行う上での累進負担の緩和が図られた。また、昭和23年改正では、動産等の譲渡益が、一

(73) 大蔵省主税局・前掲注(50)4頁以下、植松・前掲注(9)618頁以下を参考にした。

(74) 所得税法(明治20年3月23日勅令第5号)第3条「左ニ掲クルモノハ所得税ヲ課セス第3 営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」(大蔵省主税局・前掲注(50)209頁)。

(75) 植松・前掲注(9)620～621頁。

(76) 植松・前掲注(9)621頁以下。

時所得から譲渡所得へと変更された。

3 シャープ税制とその修正⁽⁷⁷⁾

昭和 25 年には、シャープ勧告に基づき税制の根本的な改革がされた。譲渡所得課税について、勧告では、「この勧告では、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除するのでなければ、近代的累進所得税を有効なものとするとはできない。現行法の規定では、譲渡所得の 50%しか課税所得に算入されていない。これは愚劣にも、思惑的投資に特惠を與えるものであって、正常な利子、配当または法人組織化されていない営業の正常な利潤という形で果実を生ずるような投資を犠牲としているものである。」としている⁽⁷⁸⁾。

昭和 25 年の改正では、このシャープ勧告の趣旨をほぼそのまま取り入れられ⁽⁷⁹⁾、譲渡所得については、他の一時的所得とともに全額課税され、譲渡損失についてもその全額を他の所得から控除できるものとされた。

しかしながら、このシャープ税制は、その後の改正により変更され、昭和 28 年には、有価証券の譲渡所得課税は廃止された。

シャープ勧告に基づく資産所得課税が変更された理由として、石弘光学長は、「第一に、納税者番号が設けられていない状況においては制度的に資産所得を確実に把握することが出来なかった。第二に、高率な累進税率による総合課税の下で、利子・配当・株式譲渡益で代表される税引き後の利益率は大幅に低下し、資本蓄積に有害であるとされた。その結果、資産所得に関しては総合課税の対象から切り離され、非課税や源泉分離課税など別扱いが常態と化してきた。」とされる⁽⁸⁰⁾。

また、昭和 36 年改正では、個人の有価証券の譲渡による所得については、①株式等の継続的取引から生ずる所得、②同一銘柄の株式等を相当数譲渡し

(77) 植松・前掲注 (9) 624 頁以下。

(78) 『シャープ使節団日本税制報告書(1949 年 9 月)』91 頁。

(79) 譲渡所得を中心としたシャープ勧告における所得税について、渋谷雅弘「シャープ勧告における所得税－譲渡所得と中心として」租税法研究 28 号 61 頁 (2000)。

(80) 石弘光『税制改正の渦中であって』162 頁 (岩波書店、2008)。

たことによる所得、③事業等の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得以外は、原則として、非課税とされた。

4 昭和 63 年改正

昭和 63 年改正により、株式等の譲渡による所得は課税対象となり、居住者等が、平成元年 4 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得については、確定申告を通じ、他の所得と分離して所得税 20%（ほかに住民税 6%）の税率により課税されることとなった（申告分離課税）。ただし、証券業者等に委託して行う上場株式等の譲渡による所得については、譲渡代金の 5%⁽⁸¹⁾（転換社債等は 2.5%、信用取引は差益）を所得とみなして、その 20%の税率での所得税の源泉徴収で完結する選択制度が認められた（源泉分離選択課税）。

この改正に先立ち、昭和 63 年 4 月の税制調査会中間答申では、次のように述べられている⁽⁸²⁾。

「最近の証券市場の活況等を反映し、現行の有価証券譲渡益の原則非課税制度が不公平な税制の象徴として取り上げられ、その是正を求める声が極めて強い。」とし、「そこで、有価証券譲渡益課税の問題について、証券市場に与える影響、有効な課税資料の収集のための実効ある措置、譲渡損失の扱い等広汎な角度から検討を重ねたが、非課税を原則とする現行制度を改め、原則課税とすべきであるという基本的な方向については、意見の一致をみた。」としている。そして、有価証券譲渡益課税について、①総合課税、②申告分離課税、③源泉分離課税、④源泉分離選択課税について検討を行い、「申告分離課税方式については、前述した有価証券取引を把握するための実効ある措置や取得価額の計算等の問題が総合課税の場合と同様にあるが、制度の変更に伴う税負担の急激な変動の問題に緩和しうること、譲渡損失の取扱いの問題を勘案すれば、この方式が適当ではないかとする意見が示された。」とし、

(81) 平成 8 年度の税制改正により、平成 8 年 4 月 1 日からの譲渡については、この 5% は 5.25%とされた。

(82) 税制調査会昭和 63 年 4 月「税制改革についての中間答申」20～22 頁。

また、「源泉分離選択課税方式については、納税者の選択により源泉分離課税の途を残すことにより、全面的に総合課税又は申告分離課税とする場合の問題点はかなりの程度緩和されること、分離課税を選択した取引についてのみ源泉徴収が行われることになるので、一律源泉分離課税とする場合の問題点である所得のないところにも課税することになるという問題や非居住者課税等の問題が回避されること、さらには納税者番号制度について今後とも引き続き検討が進められること等を考慮すれば、少なくとも当面の措置としては源泉分離選択課税方式が妥当で、現実的であるとする意見が大勢を占めた。」としている。

5 平成 11 年改正等

平成 11 年の税制改正において、上場株式等の譲渡等に係る源泉分離選択課税制度が廃止され、申告分離課税に一本化されることとなった⁽⁸³⁾。これは、平成 10 年 1 月 9 日に閣議決定された「平成 10 年度税制改正の要綱」において、「有価証券取引税及び取引所税については、平成 11 年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止する」こととされていたことを踏まえ、有価証券取引税等の廃止に併せて行われたものとされている⁽⁸⁴⁾。

なお、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成 13 年 3 月 31 日まで適用する経過措置が講じられた（その後、いったん平成 15 年 3 月 31 日まで延長することとされたが、平成 14 年 12 月 31 日で廃止されることとなった。）。

6 平成 13 年以降

平成 13 年以降の改正により、株式譲渡益についての平成 15 年からの申告

(83) 後述のとおり、源泉分離選択課税制度についての経過措置が講じられたため、結果として申告分離課税に一本化されるのは平成 15 年からである。

(84) 国税庁『平成 11 年改正税法のすべて』142 頁。

分離課税への一本化されたほか、特定口座の特例、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例等が創設された。これについては次のとおりであるが、平成 13 年以降の株式等の譲渡所得に関する主な制度の適用時期については、次頁のとおりである⁽⁸⁵⁾。

(85) 財務省ホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/kinyu/kabu03.htm>。

株式等の譲渡所得等に係る適用時期

年 分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
源泉分離課税	→	→									
申告分離課税・ 原則（国税 20％・ 地方税 6％）	→	→	→								
申告分離課税・ 原則（国税 15％・ 地方税 5％）				→	→	→	→	→	→	→	→
上場株式等の軽減 税率の特例			→	→	→	→	→	→	→	→	→
上場株式等（平 13.9.30 以前取得） の取得費の特例			→	→	→	→	→	→	→	→	→
上場株式等に係る 譲渡損失の繰越控 除			→	→	→	→	→	→	→	→	→
上場株式等の譲渡 損失と上場株式等 の配当等との損益 通算									→	→	→
特定口座を利用し た損益通算										→	→
特定上場株式等に 係る譲渡所得等の 非課税	← 購 入	← 保 有	← 譲 渡	→	→	→	→	→	→	→	→
特定口座内保管上 場株式等の譲渡等 に係る所得計算等 の特例など			→	→	→	→	→	→	→	→	→
特定管理株式が価 値を失った場合の 株式等に係る譲渡 所得等の課税の特 例					→	→	→	→	→	→	→

（１）平成 13 年改正

平成 13 年には、年度改正のほか、平成 13 年 6 月及び平成 13 年 11 月に証券・金融税制に関する税制改正が行われている。

イ 平成 13 年度改正

①上場株式等の譲渡等に係る源泉分離選択課税制度を平成 15 年 3 月 31 日までの 2 年間の延長、②商品先物取引による事業所得及び雑所得について 20%の税率による所得税（ほかに住民税 6 %）とする申告分離課税の創設等が行われた。

ロ 平成 13 年 6 月改正

① 1 年を超える長期所有上場特定株式等を平成 13 年 10 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までに譲渡をした場合の 100 万円の特別控除の創設、②特定株式投資信託の範囲に特定の株価指数を対象とする現物拋出型の上場株式投資信託（E T F）の追加⁽⁸⁶⁾等の改正が行われた。

ハ 平成 13 年 11 月改正

①平成 15 年以後に上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税 15%、住民税 5 %）の特例、②平成 15 年から平成 17 年までに 1 年超の長期所有上場株式等を譲渡した場合の暫定税率（所得税 7 %、住民税 3 %）の特例、③平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等を平成 15 年から平成 22 年までに譲渡した場合の取得費の特例（平成 13 年 10 月 1 日における価額の 80%相当額）、④平成 15 年以後に生じた上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除（3 年間）の特例、⑤平成 17 年から平成 19 年までの間に、特定上場株式等（平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までの間に購入をした一定の上場株式等）の譲渡に係るその取得の対価の額の合計額が 1,000 万円に達するまでの譲渡所得等の非課税の特例（緊急投資優遇措置）の創設等が行

(86) 投資信託及び投資法人に関する法律の証券投資信託の範囲に現物拋出型の上場株式投資信託（E T F）が加えられたこと等を踏まえたもの（国税庁『平成 14 年改正税法のすべて』61 頁以下）。E T F は、Exchange（証券取引所）Traded Fund の略。

われた。また、1年を超える長期所有上場特定株式等の譲渡をした場合の100万円の特別控除の期限が平成15年3月31日から平成17年3月31日まで2年間延長された。

更に、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税の経過措置の期限が平成14年12月31日(改正前：平成15年3月31日)とされた。これにより、平成15年から個人の株式等譲渡益課税が申告分離課税に一本化されることとなった。

これらの平成13年11月の個人の株式等譲渡益課税の改正の背景については、「平成13年6月21日に取りまとめられた経済財政諮問会議の『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」)』に記された『貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え』⁽⁸⁷⁾との基本理念を踏まえ、個人の株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化により透明性・公平性の高い証券市場の構築に資するとともに、税率の引下げや損失繰越制度の導入によりリスク負担等の緩和に配慮するなど、国民が安心して証券市場に参加できる環境の整備を図り、もって証券市場の構造改革に資するという観点から行うこととされたものです。」と説明されている⁽⁸⁸⁾。

(2) 平成14年改正

平成14年度改正では、平成15年1月1日以降に設定した特定口座から、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の創設等が行われた。特定口座制度の内容については、第1章第4節5で説明している。

この趣旨については、平成15年から個人の株式等譲渡益課税が申告分離課税へ一本化されることとなったことに伴い、「投資家が、これまで源泉分離課税を選択していれば必要のなかった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算の負担を軽減する等の観点から」設けられたとされている⁽⁸⁹⁾。

(87) 「はじめに」において言及。

(88) 国税庁『平成14年改正税法のすべて』70頁。

(89) 国税庁・前掲注(88)99頁。

（３）平成 15 年改正

平成 15 年改正では、①平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に上場株式等の譲渡をした場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する 7 % の軽減税率（ほかに住民税 3 %）の特例の創設、②長期所有上場特定株式等の 100 万円特別控除の特例及び長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の暫定税率の特例の廃止、③ 公募証券投資信託の受益証券又は特定の投資法人の投資口の譲渡又は償還・解約等による所得及び損失の株式譲渡益課税への追加、④特定口座制度についての改正、⑤エンジェル税制についての拡充等が行われた。

これらの改正の趣旨については「金融・証券税制について、投資家利便の向上に配慮し、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本として、①金融資産性所得の課税の一体化といった将来の方向性を視野に入れつつ、②『貯蓄から投資へ』といった現下の政策要請にも応える趣旨から、その軽減・簡素化が行われました。」とされている⁽⁹⁰⁾。この背景には、先に触れた「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）や税制調査会答申⁽⁹¹⁾等がある。

（４）平成 16 年改正

株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成 16 年 1 月 1 日以後に上場株式等以外の株式等の譲渡をした場合における株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税率が、20 %（ほかに住民税 6 %）から 15 %（ほかに住民税 5 %）に引き下げられた。

また、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、対象となる上場株式等の範囲に公募株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口が追加されたほか、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例についての改正等が行われた。

(90) 国税庁・前掲注（27）156 頁。

(91) 第 5 章第 2 節 1。

エンジェル税制について、一定の投資事業有限責任組合を通じた一定のベンチャー企業への投資及びグリーンシート・エマージング区分⁽⁹²⁾に指定された一定のベンチャー企業への投資が適用対象に加えられるとともに、譲渡所得等の2分の1課税の特例の譲渡期間等の要件が緩和された。

(5) 平成 17 年改正

特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等による無価値化損失が生じた場合には、一定の要件の下でこれを株式等の譲渡損失とみなす「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」が創設された。

また、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例についての改正、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例についての改正等が行われた。

(6) 平成 18 年改正

会社法の制定等に伴い、所要の改正（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象となる株式の範囲についての名称変更、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等についての改正等）等が行われた。

(7) 平成 19 年改正

上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の特例が 1 年延長（平成 20 年 12 月 31 日まで）されたほか、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例についての改正等が行われた。

(92) グリーンシート・エマージング区分とは、店頭取扱有価証券（未公開有価証券のうち、金融商品取引業者が投資勧誘を行うに足るものとして一定レベル以上の情報開示が行われる企業が発行するもの）のうち、金融商品取引業者が、認可金融商品取引業協会の定める規則（公正慣習規則第 2 号）に従って審査・届出を行い、同協会の指定により、継続的に売気配・買気配を提示している銘柄であって、成長性を有する等と判断される企業が発行する株券等を対象とする銘柄区分をいう（武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税』第 7 巻 7, 269 の 11 頁（第一法規））。

第4節 金融所得課税に関する最近の税制改正

1 平成20年税制改正

平成20年度の税制改正では、次のような改正等がなされており、金融所得課税の一体化に向けた大きな進展であると言える。

- (1) 配当所得の申告分離課税・配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算制度等の創設、上場株式等に係る配当所得の軽減税率

平成21年分から上場株式等に係る配当所得について15%（ほかに住民税5%）の税率による申告分離課税の選択制度⁽⁹³⁾を創設（措法8の4①）するとともに、この申告分離課税を選択した配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算制度等⁽⁹⁴⁾が創設された（措法37の12の2①）。なお、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、上場株式等に係る課税配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、7%（ほかに住民税3%）の軽減税率が適用されることとされた（改正法附則33③）。

- (2) 上場株式等の配当の支払通知書が創設等

上記(1)の改正に伴って、上場株式等の配当の支払通知書が創設され（措法8の4④、措規4の4①）、また、申告の際にはその支払通知書又は特定口座年間取引報告書を、確定申告書に添付しなければならないこととされた（措令4の2⑤、⑦、所法120③三、166、所令262③）。

- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率

上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する7%（ほかに住民税3%）の軽減税率の特例が、平成20年12月31日をもって廃止された（旧措法37の11①）。

なお、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額のうち500万円以下の

(93) 第1章第3節3(1)。

(94) 第1章第4節7。

部分については、7%（ほかに住民税3%）の税率が適用されることとされた（改正法附則43②）。

（4）源泉徴収口座内の上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算

平成22年から、一定の要件を満たす上場株式等の配当等について、源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされ、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされた。また、その源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等との損益通算ができることとなった（措法37の11の6①、措令25の10の13①）。

2 平成21年税制改正

（1）上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する7%（ほかに住民税3%）の軽減税率について、配当所得についての100万円の上限及び譲渡所得についての500万円の制限を撤廃した上、平成23年12月31日まで1年間延長された（平成20年改正法附則33の改正）。

（2）カバードワラント⁽⁹⁵⁾

カバードワラントに対する課税方式等が、次のように改正された（総合課税から先物取引に係る雑所得等として申告分離課税となった。）。

イ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等を加える（措法41の14）。

(95) カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日（権利行使日）に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格（権利行使日の時価）との間の決済を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

ロ 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする（所法 224 の 5、225）。

（注）これらの改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用される。

（３）企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金について、事業主拠出額を限度とし、かつ、事業主拠出と合計して拠出限度額の範囲内で行う個人拠出（いわゆるマッチング拠出）が導入されることに伴い、その掛金の全額を所得控除の対象とするなどの改正が行われた（所法 75）。

（４）税制の抜本的改革に係る措置

税制の抜本的改革に係る措置として、税制の抜本的な改革について平成 23 年度までに必要な法律上の措置を講ずるものとするとして、そのために検討を加える基本的方向性として、①金融所得課税の一体化を更に推進すること、②納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者利便の向上及び課税の適正化を図ることなどが掲げられた（改正法附則 104）。

（５）参考（少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設）

平成 21 年 1 月 23 日に閣議決定された平成 21 年度税制改正の要綱に、少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設があり、平成 22 年度の税制改正時に法制上の措置が予定されている。

○ 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

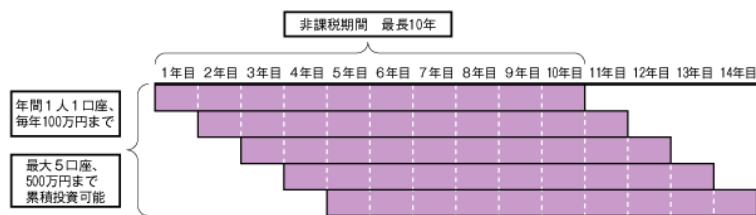
金融所得課税の一体化の取組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る 7 %（ほかに住民税 3 %）の軽減税率が廃止され、15 %（ほかに住民税 5 %）の本則税率が実現する際に、次の内容を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。

① 居住者等（満 20 歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。

② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等（その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。

③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。

この非課税措置についてのイメージ図は、次のとおりである⁽⁹⁶⁾。



(96) 財務省ホームページから。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/zeisei09/05/index.htm>。

第3章 納税環境の整備

「金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税者環境の整備が必要である。」とされており⁽⁹⁷⁾、そのためには、関連する支払調書等が提出されるとともに、効率的かつ確実なチェック体制の整備として、納税者番号制度の導入も検討され、適正な執行体制が確保されることが必要である。

そこで、ここでは、資料情報と納税者番号制度の現状について確認する。

第1節 資料情報制度

1 資料情報⁽⁹⁸⁾

国税庁では、税法等の規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書のほか、調査等の際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、様々な資料情報の収集を行っている。国税庁で収集した資料情報は、現在、年間1億8千万件に上っており、これらの情報と申告に関するデータを一元的にK S Kシステム⁽⁹⁹⁾で管理し、的確な指導や税務調査に活用している。また、近年の経済社会の広域化、国際化、高度情報化等に対応するため、新しい取引形態に関する資料情報も積極的に収集しており、海外の企業との取引、海外投資に関する情報、インターネットを利用した電子商取引等の資料情報の収集に取り組んでいる。

2 法定資料

(1) 概要

(97) 税制調査会金融小委員会報告書（第5章第2節3(7)）。

(98) 『国税庁レポート2008年度版』21頁。

<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2008.pdf>。

(99) K S Kシステム＝国税総合管理システム。

所得税法、相続税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定により、各種法定調書の税務署への提出が義務付けられており（所法 225～228 の 4、所規 97 の 4、所規別表第五（一）～九（二）、所基通 26－1、相法 59、相規 30、31、相規別表五～八号書式、措法 29 の 2、37 の 11 の 3、41 の 12、41 の 15 の 2、措規 18 の 13 の 5、19 の 6、19 の 10、措規別表第六（一）、（二）、七（一）、九（三）、（四）、九の二、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に係る法律 4、同規則 10、11）、これらの書類は確定申告内容のチェックに重要な役割を果たしている。

法定調書（給与所得の源泉徴収票など 53 調書）は、所定の様式に記載して提出することになっているが、書面による提出に代えて、インターネットを利用した e-Tax⁽¹⁰⁰⁾（国税電子申告・納税システム）のほか、光ディスク等（コンパクトディスク（CD）・デジタルバーサタイルディスク（DVD）・フロッピーディスク（FD）・光磁気ディスク（MO））で提出できる⁽¹⁰¹⁾（所法 228 の 4、所令 355、所規 97 の 4、相法 59③、措法 29 の 2⑦、37 の 11 の 3⑩、41 の 14⑤、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に係る法律 4②、同規則 11①）。また、光ディスク等による法定調書等の提出は、支店や工場等の提出分も含め、本店等の所轄税務署長に一括提出することもできる。支払調書等を光ディスク等により提出する場合には、法定調書を光ディスク等により提出する 2 か月

(100) インターネットを利用した e-Tax での法定調書の作成・提出について特によくある質問と回答は、<http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/choshoha.html> で確認可能。

(101) インターネットを利用した e-Tax での法定調書の作成・提出について特によくある質問と回答は以下のサイトで確認可能。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/23100018.htm>

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/hoteichosho/hoteichosho.htm>

また、法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定については、以下のサイトで確認可能。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hotei/shiry_o.htm

前までに、『支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書』を所轄の税務署へ提出し、申請する必要がある。

(2) 最近の改正

法定調書等については、適宜、必要に応じた改正がなされているが、最近では、投資事業を行う組合等に関する資料情報制度や「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」についての改正（平成 19 年改正）⁽¹⁰²⁾、先物取引の差金等決済に係る支払調書制度や国外送金等調書の提出対象となる国外送金等の金額の 100 万円超（改正前：200 万円超）への引下げ（平成 20 年改正）⁽¹⁰³⁾が行われている。

また、平成 20 年の税制改正による上場株式配当等の申告分離課税及び上場株式等に係る譲渡損失の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）からの控除の創設に伴って、上場株式等の譲渡支払通知書の創設と上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合に

(102) 1 投資事業を行う組合等に関する資料情報制度等の改正

- (1) 匿名組合契約等に基づく利益の分配に係る源泉徴収及び支払調書制度について、対象となる匿名組合契約等に係る組合員の人数要件（10 人以上）が撤廃され、すべての匿名組合契約等に基づく居住者又は内国法人に対する利益の分配が源泉徴収及び支払調書制度の対象とされた。
- (2) 「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」の対象に投資事業有限責任組合が追加され、投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額についても提出を要することとされた。
- (3) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出しなければならないこととされた。

2 源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬・料金等の範囲に、通訳の報酬・料金が加えられた。

(103) 1 先物取引の差金等決済に係る告知制度及び支払調書制度の整備先物取引の差金等決済に係る告知制度及び支払調書制度について、店頭デリバティブ取引の差金等決済を対象にするとともに、その規定を所得税法に定めるなどの整備が行われた。

2 国外送金等調書提出制度の改正

- (1) 国外送金等調書の提出対象となる国外送金等の金額を 100 万円超（改正前：200 万円超）に引き下げることとされた。
- (2) 在留期間が 90 日を超えない非居住者が国外送金等をする際、金融機関に本人確認のために提示すべき書類の範囲に、住所又は居所の記載がない旅券及び乗員手帳を追加することとされた。

は、上場株式等の配当等に係る支払通知書又は特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないとこととされた。

(3) 法定調書の種類と名称等⁽¹⁰⁴⁾

イ 所得税法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令（様式）
(1) 利子等の支払調書	所規別表五（一）
(2) 国外公社債等の利子等の支払調書	所規別表五（二）
(3) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	所規別表五（三）
(4) 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書	所規別表五（四）
(5) 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	所規別表五（五）
(6) オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	所規別表五（六）
(7) 配当等とみなす金額に関する支払調書	所規別表五（七）
(8) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所規別表五（八）
(9) 定期積金の給付補てん金等の支払調書	所規別表五（九）
(10) 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書	所規別表五（十）
(11) 生命保険契約等の一時金の支払調書	所規別表五（十一）
(12) 生命保険契約等の年金の支払調書	所規別表五（十二）
(13) 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書	所規別表五（十三）
(14) 損害保険契約等の年金の支払調書	所規別表五（十四）
(15) 保険代理報酬の支払調書	所規別表五（十五）
(16) 無記名割引債の償還金の支払調書	所規別表五（十六）
(17) 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書	所規別表五（十七）
(18) 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書	所規別表五（十八）
(19) 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書	所規別表五（十九）

(104) 平成 17 年 6 月 17 日付課総 3－4 ほか 1 課共同「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について」（法令解釈通達）を参考に作成。平成 20 年 6 月 18 日付課総 3－13 による改正内容及び平成 21 年度改正により設けられた上場証券投資信託の償還金等の支払調書を織り込んで作成している。

(20) 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書	所規別表五（二十）
(21) 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書	所規別表五（二十一）
(22) 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書	所規別表五（二十二）
(23) 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	所規別表五（二十三）
(24) 不動産の使用料等の支払調書	所規別表五（二十四）
(25) 不動産等の譲受けの対価の支払調書	所規別表五（二十五）
(26) 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	所規別表五（二十六）
(27) 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書	所規別表五（二十七）
(28) 株式等の譲渡の対価の支払調書	所規別表五（二十八）
(29) 交付金銭等の支払調書	所規別表五（二十九）
(30) 信託受益権の譲渡の対価の支払調書	所規別表五（三十）
(31) 先物取引に関する調書	所規別表五（三十一）
(32) 給与所得の源泉徴収票	所規別表六（一）
(33) 退職所得の源泉徴収票	所規別表六（二）
(34) 公的年金等の源泉徴収票	所規別表六（三）
(35) 信託の計算書	所規別表七（一）
(36) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書	所規別表七（二）
(37) 名義人受領の利子所得の調書	所規別表七（一）
(38) 名義人受領の配当所得の調書	所規別表七（二）
(39) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書	所規別表八（三）
(40) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書	所規別表八（四）
(41) 新株予約権の行使に関する調書	所規別表九（一）
(42) 株式無償割当てに関する調書	所規別表九（二）

ロ 相続税法に規定する法定資料法

法定資料の名称	参考法令（様式）
(43) 生命保険金・共済金受取人別支払調書	相規別表第五号書式

(44) 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書	相規則表第六号書式
(45) 退職手当金等受給者別支払調書	相規則表第七号書式
(46) 信託に関する受益者別（委託者別）調書	相規則表第八号書式

ハ 租税特別措置法に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令（様式）
(47) 特定新株予約権等の付与に関する調書	措規則表第六（一）
(48) 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書	措規則表第六（二）
(49) 特定口座年間取引報告書	措規則表第七（一）
(50) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書	措規則表第九（三）
(51) 特定振替国債等の償還金等の支払調書	措規則表第九（四）
(52) 上場証券投資信託の償還金等の支払書	措規則表第四

二 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料

法定資料の名称	参考法令（様式） ⁽¹⁰⁵⁾
(53) 国外送金等調書	

(105) 国外送金等調書については法定の様式は定められていないが、平成 10 年 2 月 16 日付課料 2－4 ほか 3 課共同「『国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律』に係る調書の標準様式の制定について」により、標準様式が定められている。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hotei/980216/00.htm>

第2節 納税者番号制度

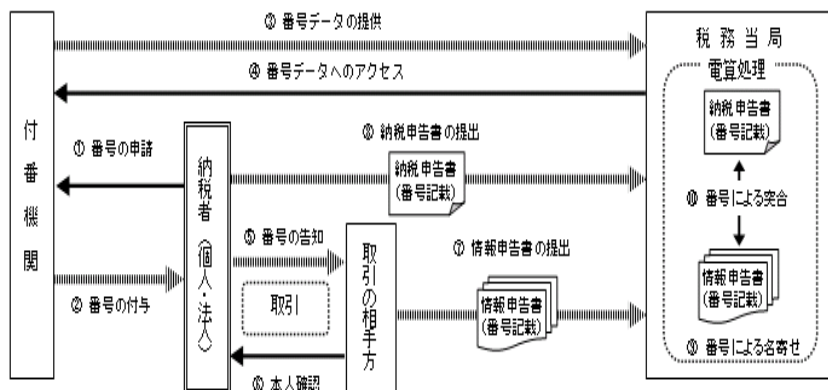
1 納税者番号制度の意義及び仕組み等

納税者番号制度の意義及び仕組みについては、次のように説明されている。

(1) 納税者番号制度の意義と仕組み⁽¹⁰⁶⁾

納税者番号制度とは、①各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること、②納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載することを義務付けることにより、納税者から提出される申告書と取引の相手方から提出される資料情報をその番号をキーとして集中的に整理（名寄せ）及びマッチング（突合）する方式である。

そして、①付番制度（付番方式、民間利用等）、②番号記載の対象となる取引の範囲、③セキュリティ確保、プライバシー保護、④番号利用に係るコスト、経済取引への影響等が主な論点とされている。



(106) 財務省のホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/nouzei/n03.pdf>。

(2) 納税者番号制度として求められる基礎的条件⁽¹⁰⁷⁾

納税者番号制度として求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが挙げられており、加えて、国民の利便性や行政の効率性の観点から、受益を伴う行政分野をはじめ、様々な行政分野で活用されている番号であることが望ましいとされている。

2 我が国の国税当局が使用している番号

国税当局が事務処理のために使用している番号として、整理番号と e-Tax 利用者識別番号とがある⁽¹⁰⁸⁾。

(1) 整理番号

整理番号は、部内の事務処理において便宜上使用している番号で、納税者に使用を求めるものではない。

整理番号の特徴として、①税務署別・納税者別に納税地を所轄する税務署が付番すること、②転居等により所轄税務署が変わる場合は、新所轄税務署で新規に付番すること、③付番対象者は、税務署に申告・納付すべき（又は申告・納付した）者であることが挙げられる。

(2) e-Tax 利用者識別番号

e-Tax 利用者識別番号は、納税者が e-Tax システムを利用するために必要な番号である。

e-Tax 利用者識別番号の特徴として、①利用者が自ら届出書を提出し、

(107) <http://www.mof.nta.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/nouzei/n05pdf>。

(108) 税制調査会ホームページ、平成 21 年 5 月 12 日開催第 1 回スタディグループ資料の税務行政における資料情報制度の運用実体（国税当局が事務処理のために使用している番号等）から作成。<http://www.cao.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/024.htm>。

番号を取得するもの（同時に納税者が暗証番号を登録）であること、②転居等により所轄税務署が変わっても番号は変わらないことがある。

3 個人付番方式の比較等

（１）個人付番方式の比較⁽¹⁰⁹⁾

	「住民票コード」	「基礎年金番号」(注１)
根 拠 規 定	住民基本台帳法	国民年金法
付 番 機 関	市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	日本年金機構
付 番 対 象 者	居住者（外国人を除く。） （東京都国立市、福島県矢祭町は不参加）(注２)	公的年金加入者等(外国人も含む。)
保 有 情 報	コード＋氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)	番号＋氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報
他の行政機関に提供される情報	コード＋氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)	番号＋氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (法令上明確に規定された事務に利用を限定)
目 的	住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) 国の行政機関等への情報提供（法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定） 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)	公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)
プライバシー保護規定	住民基本台帳法による厳格な保護措置	日本年金機構法及び国民年金法
民間での利用	住民基本台帳法で民間による利用を禁止	国民年金法で年金事業の運営に関する事務等に限定
実 施 状 況	平成 15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク本格稼動	平成 9 年 1 月 実施

(109) 税制調査会・前掲注(108)の資料(納税者番号制度、個人付番方式の比較(未定稿))から作成。

(注1) 基礎年金番号については、社会保険庁改革関連法案（平成22年1月施行）を織り込んだ内容となっている。

(注2) 東京都杉並区は、平成21年1月5日より住基ネット業務を開始している。

「社会保障番号」について⁽¹¹⁰⁾

- 1 個人付番方式としては、上記のほかに、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』（平成18年7月7日閣議決定）において、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計（仮称）について、個々人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。」とされている。
- 2 平成18年6月に内閣官房内閣参事官を議長とした「社会保障番号に関する関係省庁連絡会議」が設置され、社会保障番号制度について総合的な検討が行われ、『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』がとりまとめられた（経済財政諮問会議（平成18年9月22日）報告）。
- 3 『日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～』（平成19年1月18日経済財政諮問会議）において、「国民の利便の向上等の観点から、社会保障番号の導入などについても検討を行う。」とされている。

(2) 基礎年金番号と住民票コードの個人付番方式としてのメリット・デメリット

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較⁽¹¹¹⁾

	年金番号方式（基礎年金番号）	住民基本台帳方式（住民票コード）
メ リ	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるので	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。

(110) 財務省のホームページから。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/nouzei/n04.pdf>。

(111) 税制調査会平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」361頁から。

ット	はないか。 ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 （← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要）	○ 住民票コードについて法律上の根拠がある（住民基本台帳法で規定）。
デ メ リ ット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る（注）。 （← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないか。） ● 基礎年金番号について法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。	● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 ● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないか。 （← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないか。）

（注）基礎年金番号は、公的年金加入者等（外国人を含む。）が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

第4章 主要国の金融所得課税の動向

第1節 主要国の金融所得課税

利子所得は、米国及び英国はともに総合課税、フランスは、源泉分離課税と総合課税の選択制となっている。配当所得は、米国は、連邦税が二段階の税率での課税で州・地方政府税は総合課税、英国は二段階の税率での課税、フランスは、源泉分離課税と総合課税の選択制となっている。株式の譲渡所得は、米国は、連邦税が二段階の税率での課税で州・地方政府税は総合課税、英国及びフランスは、申告分離課税となっている。

ドイツでは、平成20年までは、利子所得、配当所得及び株式の譲渡所得（1年以下保有の売却）について総合課税であったが、税制改正により、平成21年から申告不要（分離課税）制度が導入され、総合課税との選択制となった。また、ドイツで納税者番号制度が実施となったことも注目され、これらの税制改革について紹介する。

1 主要国の利子所得に対する課税⁽¹¹²⁾

主要国の利子所得に対する課税の概要は、次頁のとおりである。

(112) 財務省のホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/kinyu/risi02.htm>。

主要国の利子所得に対する課税制度の概要（未定稿）

（2009 年 1 月現在）

日 本	米 国	英 国	ドイツ	フランス
源泉分離課税 20% (所得税 15% + 地方税 5%)	総合課税 10～35% + 州・地方政府税 (注 1) (ニューヨーク 市の場合 州税：4～6.85% 市税：2.55～ 3.2%)	総合課税 10、20、 40% (注 2) (一部軽減税率)	申告不要 (分離課税) ※総合課税も 選択可 (注 3) 26.375% (所得税：25% + 連帯付加税：税 額の 5.5%)	源泉分離課 税と総合課 税との選択 (源泉分離課 税) 30.1% (所得税：18% + 社会保障関連 諸税：12.1%) 又は (総合課税) 17.6～52.1% (所得税：5.5～ 40% + 社会保障関連 諸税：12.1%)

(注 1) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注 2) 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、利子所得のうち、2,320 ポンド（約 44 万円）以下のブラケットに対応する部分には 10%、2,320 ポンド超 34,800 ポンド（約 661 万円）以下のブラケットに対応する部分には 20%、34,800 ポンド超のブラケットに対応する部分には 40%の税率が適用される。

(注 3) 資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税の税率が 25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

(備 考) 邦貨換算レートは、1 ポンド＝190 円（裁定外国為替相場：平成 20 年（2008 年）6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値）。

2 主要国の配当所得に対する課税の概要⁽¹¹³⁾

主要国の配当所得に対する課税制度の概要（未定稿）

（2009年1月現在）

日 本（注1）	米 国	英 国	ドイツ	フランス
申告不要と総合課税との選択の選択 ①申告不要 （20％源泉徴収）（所15％、住5％） 【軽減税率】 平21～23年 10％源泉徴収（所7％、住3％） ②総合課税（配当控除） （10～50％） （所5～40％、住10％） （注）株式譲渡損との損益通算のため、申告分離課税も選択可。20％（所15％、住5％） 【軽減税率】 平21～23年 10％源泉徴収（所7％、住3％）	2段階課税（連邦税） <u>0、15％</u>（注2） + （注2） 総合課税（州・地方府税） （ニューヨーク市の場合 州税：<u>4～6.85％</u> 市税：<u>2.55～3.2％</u>）	2段階課税 <u>10、32.5％</u> （注3）	申告不要（分離課税） ※総合課税も選択可（注5） <u>26.375％</u> （所得税：25％ + 連帯付加税：税額の5.5％）	源泉分離課税と総合課税との選択 （源泉分離課税）<u>30.1％</u> （所得税：18％ + 社会保障関連諸税：12.1％） 又は （総合課税） <u>17.6～52.1％</u> （所得税：5.5～40％ + 社会保障関連諸税：12.1％）

○法人税との調整

日 本	米 国	英 国	ドイツ	フランス
配当所得税額控除方式（総合課税選択の場合）	調整措置なし	部分的インビューテーション方式（注4）	調整措置なし	配当所得一部控除方式（総合課税選択の場合）（受取配当の60％を株主の課税所得に算入）

(113) 財務省のホームページを参考に作成。日本は平成21年度改正を織り込んで作成。
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/kinyu/risi03.htm>

(注 1) 日本は、上場株式等の配当（大口以外）についてのものである。また、平成 21 年度改正を織り込んだ内容となっている。

(注 2) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、33,950 ドル（約 356 万円）以下のブラケットに対応する部分には 0%、33,950 ドル超のブラケットに対応する部分には 15%の税率が適用される（単身者の場合）。

なお、この措置は、2010 年までの時限措置であり、2011 年からは、通常の総合課税（15～39.6%：2000 年時点の通常所得に係る税率ブラケット）。州・地方政府税は税率等が各々異なる。

(注 3) 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、配当所得のうち、34,800 ポンド（約 661 万円）以下のブラケットに対応する部分には 10%、34,800 ポンド超のブラケットに対応する部分には 32.5%の税率が適用される。

(注 4) イギリスの部分的インピュテーション方式は、受取配当にその 1/9 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の 1/9 を控除する。

(注 5) 資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税の税率が 25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル＝105 円、1 ポンド＝190 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 20 年（2008 年）6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値）。

3 主要国の株式等の譲渡所得等に対する課税の概要⁽¹¹⁴⁾

主要国の株式譲渡益課税の概要（未定稿）

（2009年1月現在）

日 本（注1）	米 国	英 国	ドイツ	フランス
申告分離課税	2段階課税 （連邦税）	申告分離課税	申告不要 （分離課税）	申告分離課税
譲渡益×20％ （所15％、住5％）	<u>0、15％</u> （注2）	<u>18％</u> （注3）	※総合課税も 選択可（注4）	<u>30.1％</u>
【軽減税率】 （平21～23年）	+		<u>26.375％</u>	所得税：18％ （注6）
譲渡益×10％ （所7％、住3％）	（注2）		（所得税：25％ + 連帯付加税：税 額の5.5％）	社会保障関連諸 税：12.1％
源泉徴収口座 における 確定申告不 要の特例	総 合 課 税 （州・地方政 府税）			
源泉徴収口座 （源泉徴収を選 択した特定口 座）を通じて行 われる上場株式 等の譲渡による 所得について は、源泉徴収の みで課税関係を 終了させること ができる。	（ニューヨーク 市の場合 州税： <u>4～6.85％</u> 市 税： <u>2.55～ 3.2％</u> ） ※12か月以下の 保有の場合、10 ～35％+（州・地 方政府税） （注2）			

○非課税

日 本	米 国	英 国	ドイツ	フランス
		土地等の譲渡益 と合わせて年間 9,600ポンド（約 182万円）が非課 税	貯蓄者概算控除 （注5）	<u>譲渡額</u> が年間 25,000ユーロ （約378万円） 以下の場合には非 課税 ※超えれば譲渡 益の全額が課税

(114) 財務省のホームページを参考に作成。日本は平成21年度改正を織り込んで作成。
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/kinyu/kabu04.htm>

- (注 1) 日本は、上場株式等の一定の譲渡についてのものである。また、平成 21 年度改正を織り込んだ内容となっている。
- (注 2) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、33,950 ドル（約 356 万円）以下のブラケットに対応する部分には 0%、33,950 ドル超のブラケットに対応する部分には 15%の税率が適用される（単身者の場合）。なお、この措置は、2010 年までの時限措置であり、2011 年からは、5 年超保有は 8%、18%、5 年以下保有は 10%、20%。州・地方政府税は税率等が各々異なる。
- (注 3) 一定の起業家等に対しては、譲渡益の生涯累計額が 100 万ポンド（約 1.9 億円）に達するまで、その課税割合を 5/9 に圧縮する軽減措置が適用される。
- (注 4) 資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税の税率が 25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。
- (注 5) 当該措置の適用により、利子・配当を含む資本所得については、貯蓄者概算控除が適用され、合計 801 ユーロ（約 12 万円）に達するまでは課税されない。
- (注 6) 個人が、株式を 2006 年から 8 年超保有した場合は所得税が非課税となり、税率は 12.1%となる。
- (備 考) 邦貨換算レートは、1 ドル＝105 円、1 ポンド＝190 円、1 ユーロ＝151 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 20 年（2008 年）6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値）。

4 ドイツの金融所得に関する税制改革⁽¹¹⁵⁾

(1) 総合課税

ドイツは、平成 20 年までは、利子所得及び配当所得は総合課税、また、株式の譲渡所得については、原則非課税で、投機売買等について総合課税となっていた。この総合課税については、所得税が、15～45%、連帯付加税がその所得税額の 5.5%となっているため、合わせると総合課税の税率は、15～47.475%となる。ただし、所得税額全額の 5.5%が連帯付加税として課されるのは、所得税額が 1,340 ユーロ (約 20 万円) 超の場合であり、ドイツの連帯付加税は、所得税額が 972 ユーロ (約 15 万円) 以下の場合には課されず、所得税額が 972 ユーロ超 1,340 ユーロ (約 20 万円) 以下の場合には、所得税額と 972 ユーロの差の 20%が連帯付加税として課される。

(2) 申告不要 (分離課税)

税制改正により、利子所得、配当所得及び譲渡所得は、「資本所得」に分類され、平成 21 年から申告不要 (分離課税) 制度が導入されて、総合課税との選択制となった。申告不要 (分離課税) となる場合の税率は、所得税が 25%、連帯付加税が所得税額の 5.5%となっているため、合わせると 26.375%となる。この申告不要 (分離課税) 制度は、総合課税との選択制となっており、資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税の税率

(115) 財務省ホームページ、<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/kinyu.htm>、向井豪「欧米主要国における最近の税制改革の動向」財政金融統計月報 672 号 (租税特集) 1 頁及び 12 頁以下 (財務総合政策研究所、2007) などを基に作成。

また、Wolfgang Kessler and Rolf Eicke. (2007), “Welcome to the German Dual Income Tax” Tax Notes International, Vol.47, No.9 pp.837-841 に解説がある。

なお、金子宏「所得税の構造上の問題点の検討と所得税制度の改革の動向－OECD 租税政策研究シリーズ 13 号『個人所得税の抜本的改革』(2006 年)の紹介と検討」税研 24 巻 4 号 113 頁以下 (2009) では、ドイツ税制改革の議論についての紹介がある。

ドイツ連邦財務省のホームページは、<http://www.bundesfinanzministerium.de/>、ドイツ連邦財務省のホームページにおける「清算税 (申告不要・分離課税制度) A to Z について」のアドレスは、http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_3380/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Steuern/025_abgeltungsteuer_a_bis_z.html?nnn=tr ue。

が25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用され、源泉徴収税額が還付されることとなるが、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。申告したにもかかわらずなかったものとするのが可能となる点について、ドイツでは、所得税については賦課課税方式が採用されており、我が国のように申告納税制度ではないことも影響しているものと考えられる。

なお、ゼロ税率適用限度額（7,664 ユーロ）以下の納税者については、税務署から不査定証明書入手し、金融機関に提出すれば源泉徴収は行われない。

（3）貯蓄者概算控除

貯蓄者控除 750 ユーロと必要経費概算控除 51 ユーロの合計額 801 ユーロの貯蓄者概算控除が、資本所得から控除される。

この貯蓄者概算控除は、納税者が金融機関に適用申請書（Freistellungsauftrag für Kapitalerträge、資本収益に対する源泉徴収免除申請書、下記（6）に申請書の様式例を掲載）を提出することで利用が可能となる。金融機関は、資本所得が貯蓄者概算控除（801 ユーロ）以下の場合には、源泉徴収を行わない。複数の金融機関に資本所得を有している場合には、貯蓄者概算控除を分散して使用することが可能であるため、納税者は、各金融機関に対して、貯蓄者概算控除額の範囲内でその金融機関の資本所得に対して使用する控除額を適用申請書に記載する。使用控除額の変更を行う場合には、申告によって行う必要がある。適用申請書は、金融機関から連邦税務庁へ送付される。

申告をする場合にも、資本所得からこの貯蓄者概算控除が控除され、この控除以外の経費の実額控除を行うことはできない。

（4）譲渡損益の取扱い

譲渡益が発生するごとに源泉徴収されるが、譲渡損が発生した場合には、以後発生する譲渡益が譲渡損失を上回るまでは源泉徴収を行わない。

年間を通じて譲渡損が生じている場合、金融機関から損失証明書が発行される。納税者はその証明書を申告書に添付することにより、その年度における他の口座で発生した譲渡益等との通算が可能。申告を行わない場合には、その金融機関で次年度に繰り越す。

株式の譲渡損は、株式の譲渡益との間でのみ通算が可能である。他の譲渡損（為替差損等）は、利子、配当等、他の資本所得との通算が可能である。

（５）税制改革の背景

イ 税制調査会海外調査報告

税制調査会海外調査報告（平成 19 年 3 月 19 日～3 月 28 日、フランス、ドイツ、オランダ）の中で、ドイツの金融所得課税改革について、ドイツ連邦財務省及び首相府においての聴取結果が報告されており、改革の背景を知るのに参考になると考えられるので、ここに記載する⁽¹¹⁶⁾。

（イ）連邦財務省

「配当への課税の本当の重さは、法人課税と株主への課税とを足し合わせたものだが、現在は、法人課税が約 40%に、配当も総合課税の対象だったので最高は 45%、ただし半額課税だったので、合計すると税率は約 63%である。今回の改革後は、一律 25%を課税することとしても、合計で 55%程度の負担で済む。大幅な負担軽減となる。法人税への二重課税の調整については、もはや考慮していない。

株式譲渡益課税については、りんごの木は課税しないがりんごの実には課税するといった伝統的な原則があった。これは理論であり、既実務的には 1 年以内の投機的な株式譲渡益には課税してきたが、今回の改革でこの原則を完全に放棄してしまった。理由は、金融商品を使ったトリックによって課税逃れをする事例があまりに多くなってきたためである。

(116) 平成 19 年 8 月「税制調査会関係資料集 2 分冊の 1」471 頁。

北欧の二元的所得税とは異なる。ドイツには人的会社が非常に多いという特徴があるが、二元的所得税を導入すると人的会社に対する負担が非常に重くなるため、人的会社の経営者に対する所得税は対応をすることになっている。」

(ロ) 首相府

「伝統的には、被用者、使用者にかかる所得税も、賃貸料も、金融所得も全て同じように課税するのが原則であったが、金融所得は迅速に外国に出ていく傾向があり、税率を下げないと外国に収益が出てしまっておそれがあり、経済的・実利的に課税する必要がある。高所得者への優遇ではないかとの批判もあるかもしれないが、税率 25% でも国内で課税の方がベターとの判断である。まだ立法されていないが、国民は理解してくれるのではないか。」

ロ OECD 報告書（平成 18 年）⁽¹¹⁷⁾におけるドイツの二元的所得税に関する議論

OECD 報告書（平成 18 年）では、最近における OECD 加盟国の所得税の抜本的改革についての報告がされており、この中でドイツの二元的所得税に関する議論の紹介も行われている。この報告書については、前掲注（115）記載のとおり、金子宏名誉教授により、詳細な紹介と検討がなされていることから、この中のドイツの二元的所得税に関する部分の一部を以下紹介する。

所得税制度に関しては、「連邦財務省の学術諮問委員会（Academic Advisory Council）のフラット所得税の提案と、経済専門家委員会（Council of Economic Experts）の二元的所得税の提案」があったとされる。

そして、「経済専門家委員会の提案は、2006 年のノルウェーの二元的

(117) OECD(2006) “Fundamental Reform of Personal Income Tax” OECD Publishing. ドイツの二元的所得税に関する議論は、原文では 112 頁以下、金子・前掲注（115）では 113 頁以下。

所得税に類似する二元的所得税の導入であった。改革の基本的狙いは、事業の場所としてのドイツの魅力を改善し、また資金調達と投資の決定に関する中立性を達成することであった。」とされている。

(6) 適用申請書の様式

適用申請書 (Freistellungsauftrag für Kapitalerträge、資本収益に対する源泉徴収免除申請書) の様式例⁽¹¹⁸⁾は次のとおりである。

(118) <http://www.forium.de/serice/formulare/freistellungsauftrag.pdf> に掲載されている様式。

An die

Freistellungsauftrag für Kapitalerträge

(gilt nicht für Betriebseinnahmen und Einnahmen aus Vermietung und Verpachtung)

- ☒ **Erstmaliger Auftrag**
☐ **Änderungsauftrag**
 (frühere Aufträge verlieren hiermit ihre Gültigkeit)
☐ **Löschung**

Angaben zum Antragssteller		ggf. Ehegatte	
Name _____		Name _____	Vorname _____
Vorname _____		Geburtsdatum _____	Geburtsname _____
Familienstand _____			
Strasse, Nr. _____		Dieser Auftrag gilt für meine/unsere* folgenden Konten:	
PLZ, Ort _____		1. Kontonummer: _____	
Geburtsdatum _____		2. Kontonummer: _____	
Abweichender Geburtsname _____		I Bei steuerlicher Zusammen- sowie Getrenntveranlagung bitte in jedem Fall den Ehepartner angeben. Der Freistellungsauftrag muss dann von beiden Ehepartnern unterschrieben werden.	
Angaben zum Freistellungsauftrag			
Hiermit erteile ich/erteilen wir* Ihnen den Auftrag, meine / unsere* bei Ihrem Institut anfallenden Zinseinnahmen vom Steuerabzug freizustellen und/oder bei Dividenden und ähnlichen Kapitalerträgen die Erstattung von Kapitalertragsteuer beim Bundeszentralamt für Steuern (BZSt) zu beantragen, und zwar ☒ bis zu einer Höhe des für mich/für uns* geltenden Sparer-Freibetrages und Werbungskosten-Pauschalbetrages von insgesamt EUR 801 / EUR 1.602* ☐ bis zu einem Betrag von EUR _____ (bei Verteilung des Freibetrages auf mehrere Kreditinstitute. Bitte Höchstbetrag beachten!) Dieser Auftrag gilt ab dem _____ (Jedoch frühestens ab dem Zeitpunkt des Eingangs bei dem Kreditinstitut.) und bis ☐ Sie einen anderen Auftrag von mir/von uns* erhalten ☒ zum _____ (TT. MM. JJJJ) ! Jeder Freibetrag ist immer für die Erträge des gesamten Jahres gültig. Bei Änderungen des Freibetrages werden vorher erteilte Freibeträge ungültig. Der letztgültige Freibetrag wird an das Bundeszentralamt für Steuern gemeldet. Bei der Erstellung eines Freistellungsauftrages für das folgende Jahr werden bei dem Freistellungsauftrag des laufenden Jahres die Gültigkeitszeiträume für die Kontonummern automatisch auf den 31.12. des laufenden Die in dem Auftrag enthaltenen Daten werden dem BZSt übermittelt. Sie dürfen zur Durchführung eines Verwaltungsverfahrens oder eines gerichtlichen Verfahrens in Steuersachen oder eines Strafverfahrens wegen einer Steuerstraftat oder eines Bußgeldverfahrens wegen einer Steuerordnungswidrigkeit verwendet sowie vom BZSt den Sozialleistungsträgern übermittelt werden, soweit dies zur Überprüfung des bei der Sozialleistung zu berücksichtigenden Einkommens oder Vermögens erforderlich ist (§ 45 d EStG). Ich versichere / Wir versichern*, dass mein / unser* Freistellungsauftrag zusammen mit Freistellungsaufträgen an andere Kreditinstitute, Bausparkassen, das BZSt usw. den für mich / uns* geltenden Höchstbetrag von insgesamt 801 €/1.602 €* nicht übersteigt. Ich versichere / Wir versichern* außerdem, dass ich / wir* mit allen für das Kalenderjahr erteilten Freistellungsaufträgen für keine höheren Kapitalerträge als insgesamt 801 €/1.602 €* im Kalenderjahr die Freistellung oder Erstattung von Kapitalertragsteuer in Anspruch nehme(n)*. Die mit dem Freistellungsauftrag angeforderten Daten werden auf Grund von § 44 a Abs. 2, § 44 b Abs. 1 und § 45 d Abs. 1 EStG erhoben. Der Höchstbetrag von 1 602 € gilt nur bei Ehegatten, bei denen die Voraussetzungen einer Zusammenveranlagung im Sinne des § 26 Abs. 1 Satz 1 EStG vorliegen. Der Freistellungsauftrag ist z.B. nach Auflösung der Ehe oder bei dauerndem Getrenntleben zu ändern.			

Ort, Datum, Unterschrift Antragsteller

Ort, Datum, ggf. Unterschrift Ehegatte / gesetzlicher Vertreter

(* Bitte Nichtzutreffendes streichen und zutreffende Felder ankreuzen)

Hinweise zum Freistellungsauftrag

Was ist ein Freistellungsauftrag?

Kapitalanleger können durch den Freistellungsauftrag ihre Bank anweisen, ihnen die aus ihren Anlagen zustehenden Kapitalerträge bis zum Sparerfreibetrag unversteuert gutzuschreiben. Wenn kein Freistellungsauftrag erteilt wird oder wenn die Zinsen den gemeldeten Freibetrag übersteigen, so wird die Bank einen Zinsabschlag vornehmen.

Ausgenommen vom Freistellungsverfahren sind Konten und Depots, deren Kapitalerträge aus Betriebseinnahmen oder Einnahmen aus Vermietung und Verpachtung resultieren.

Was ist der Zinsabschlag?

Der Zinsabschlag ist keine zusätzliche Steuer. Es ist vielmehr eine Vorauszahlung auf die Einkommensteuer, die für Einkünfte aus Kapitalvermögen ohnehin zu entrichten ist. Bei Zinseinnahmen beträgt der Zinsabschlag 30%, bei Dividenden 25%.

Wer kann einen Freistellungsauftrag erteilen?

Einen Freistellungsauftrag kann jede natürliche Person mit Wohnsitz oder natürlichem Aufenthalt im Inland erteilen.

Ehegatten, die nicht dauernd getrennt leben und unbeschränkt einkommensteuerpflichtig sind, müssen gemeinsam den Freistellungsauftrag veranlassen. Dieser kann sowohl für Gemeinschaftskonten als auch für Konten oder Depots, die auf den Namen eines Ehegatten lauten, erteilt werden. Der gemeinsame Antrag muss die persönlichen Angaben beider Ehepartner enthalten und auch von beiden unterschrieben werden.

Minderjährige sind ebenfalls berechtigt, einen Freistellungsauftrag für deren Zinsen zu beantragen. Für die Gültigkeit dieses Auftrages ist die Unterschrift der Erziehungsberechtigten erforderlich.

Nichtverheiratete, die ein gemeinsames Konto unterhalten, sind vom Freistellungsverfahren ausgeschlossen.

Die Höhe des Freistellungsauftrages

Die Höhe des Freibetrages setzt sich aus dem Sparerfreibetrag und der Werbungskostenpauschale zusammen:

	Alleinstehende	Verheiratete
Sparerfreibetrag	750 EUR	1.500 EUR
Werbungskostenpauschale	51 EUR	102 EUR
Gesamtfreibetrag	801 EUR	1.602 EUR

Wem ist der Freistellungsauftrag zu erteilen?

Der Freistellungsauftrag ist der Bank, Sparkasse, Investmentgesellschaft, Bausparkasse oder Versicherung, bei der der Kunde seine Konten und Depots unterhält, zu erteilen. Dabei kann er entweder bis zur vollen Höhe des Gesamtfreibetrages erteilt werden oder, wenn Zinsgutschriften von mehreren Instituten zu erwarten sind, auch in Teilbeträgen. Die Höchstgrenze von 801 EUR / 1.602 EUR darf nicht überschritten werden.

Beispiel:

Ein Alleinstehender unterhält ein Konto bei einer Bank, hat einen Bausparvertrag bei einer Bausparkasse und ein Depot bei einer Investmentgesellschaft: Ausgehend von den zu erwartenden Zinseinnahmen, teilt er seinen Freistellungsauftrag folgendermaßen auf:

Aufteilung des Freibetrages:

Bank	300 EUR
Bausparkasse	200 EUR
Investmentgesellschaft	301 EUR
Insgesamt	801 EUR

Keinesfalls dürfen Erträge des Kindes in den Freistellungsauftrag der Eltern eingerechnet werden. Hierfür muss ein gesonderter Antrag bis zu einer Höhe von 801 EUR erteilt werden.

Dauer des Freistellungsauftrages

Der Freistellungsauftrag gilt für jeweils ein Kalenderjahr und wird automatisch um ein weiteres Jahr verlängert, falls keine anderslautende Weisung vom Kunden erteilt wird. Wurde der Freistellungsauftrag von vornherein für einen bestimmten Zeitraum befristet, so endet er mit Ablauf dieser Frist.

Gültigkeit des Freistellungsauftrages

Der Freistellungsauftrag ist nur mit Unterschrift gültig. Bei Ehegatten muss der Auftrag von beiden unterschrieben werden.

Der Antrag muss vollständig ausgefüllt werden. Der vorgeschriebene Text darf nur an den dafür vorgesehenen Stellen durch Streichen oder Ankreuzen verändert werden. Jede weiteren Streichungen oder Ergänzungen führen zur Ungültigkeit des Freistellungsauftrages.

Prüfung durch das Finanzamt

Die Daten des Freistellungsauftrages stehen den zuständigen Finanzbehörden und Sozialleistungsträgern zu Prüfungszwecken zur Verfügung.

Für Ihre Unterlagen: Übersicht Freistellungsaufträge

Ausfüllanleitung:

Wählen Sie zuerst aus, ob Sie ledig oder verheiratet sind. Danach tragen Sie ein, welcher Bank Sie bereits einen Freistellungsauftrag erteilt haben, in welcher Höhe und bis wann der Auftrag gültig ist.

Sie können bis zu zehn Banken oder Sparkassen eingeben. In dem Formular wird automatisch die Summe der erteilten und der noch nicht ausgeschöpften Freistellungsbeträge ausgegeben.

☒ **ledig** (Sparerfreibetrag: 801 €)

☐ **verheiratet** (Sparerfreibetrag: 1.602 €)

	Bank / Sparkasse	Kontoart	Kontonummer	Freistellungsauftrag			Ihr verfügbarer Freibetrag
				Höhe (in €)	erteilt am	gültig bis	
1	Testbank ABC	Tagesgeld	132465789	151,00	01.01.2007	31.12.2007	650,00 €
2							650,00 €
3							650,00 €
4							650,00 €
5							650,00 €
6							650,00 €
7							650,00 €
8							650,00 €
9							650,00 €
10							650,00 €

Summe der erteilten Freistellungsaufträge:	151,00 €
--	----------

noch nicht ausgeschöpfter Freistellungsbetrag:	650,00 €
--	----------

第2節 北欧等の二元的所得税

1 北欧等の二元的所得税の内容

(1) 概要

二元的所得税⁽¹¹⁹⁾は、主に北欧諸国で採用されている制度で、すべての

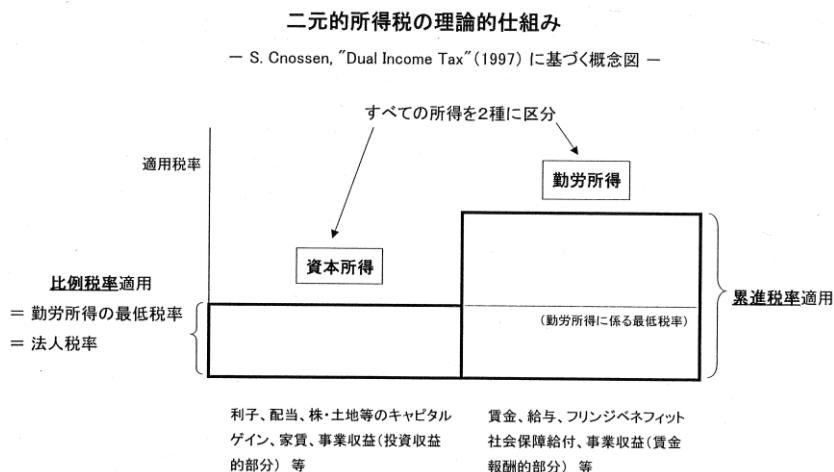
-
- (119) 森信茂樹教授は、二元的所得税を我が国で最初に問題提起をしたのは、平成9年12月の税制調査会金融課税小委員会の中間報告であると紹介されている(森信茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」フィナンシャル・レビュー65号47頁(財務省財務総合政策研究所、2002)、森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化—残された課題—」証券税制研究会『二元的所得税の論点と課題』237頁(財団法人日本証券経済研究所、2004))。なお、この中間報告において「勤労所得と資本所得に大別する最近の考え方として、近年、二元的所得税論が提起されている。これは、勤労所得に対して累進税率を適用する一方、資本所得に勤労所得より低い均一税率で課税し、グローバル化された今日、国際間の資本移動の中立性を確保するために、実質的な税負担を一定水準に収めようとする考え方である。この考え方は、勤労所得、資本所得それぞれの中では総合課税を目指す一方、勤労所得と資本所得との間ではその性格に応じて税率に差を設ける、先述の(1)(筆者注：包括的所得税論)と(3)(筆者注：最適課税論)を折衷する考え方を踏まえたものと言える。」と紹介されている(同報告書「(参考3)金融関係税制に関する理論的な考え方」)。

これらのほか二元的所得税について論じているものとして、ピーター・バーチ・ソレンセン編著・馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』(財団法人日本証券経済研究所、2001)、馬場義久「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」租税研究637号123頁(2002)、森信茂樹「金融所得の一元化と番号制度」税理47巻10号3頁(2004)、森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化」租税研究662号99頁(2004)、証券税制研究会『二元的所得税の論点と課題』(財団法人日本証券経済研究所、2004)、松田有加「二元的所得税における租税負担の累進性—スウェーデンを素材として—」日本租税理論学会編『資本所得課税の総合的研究』(法律文化社、2005)、横尾美紀「二元的所得税」日本租税理論学会編『資本所得課税の総合的研究』(法律文化社、2005)、馬場義久「二元的所得税と法人課税のあり方—ノルウェーの改革案の教訓—」証券税制研究会編『企業行動の進展開と税制』26頁(日本証券経済所、2006)、馬場義久「スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化—わが国への教訓—」金融調査研究会『諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方(金融調査報告書(39))』(金融調査研究会、2007)、田近栄治「オランダの所得税改革」金融調査研究会『諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方(金融調査報告書(39))』(金融調査研究会、2007)、森信茂樹「世界の税制改革の新たな潮流—公平から効率へ—」租税研究693号63頁(2007)、関口智「日本の所得税—最適課税論・スウェーデンの二元的所得税：勤労所得と資本所得の視点」税研140号16頁(2008)、森信茂樹「金融所得一体課税の導入に向けた動きとその課題」税理51巻3号99頁(2008)。みずほ総合研究所「ノルウェーの株主所得税について—二元的所得税的の弱点克服に向けた取組み—」(2008年8月22日発行)、内閣府政策統括官平成14年12月「海外所

所得を資本所得と勤労所得に分類し、資本所得の損失の通算は資本所得内で行い、資本所得は比例税率（勤労所得の最低税率と法人税率と等しく設定、おおむね30%程度）で、勤労所得は累進税率で課税するというものである。

なお、OECDの報告書（平成18年）では、我が国の制度は、二元的所得税に準ずる制度（Semi-Dual Income Tax）と分類されている⁽¹²⁰⁾。

また、二元的所得税の概念図は、次のとおりである⁽¹²¹⁾。



(2) 北欧等の二元的所得税

北欧等の各国の二元的所得税の内容等については、次表のとおりである

⁽¹²²⁾。

得における抜本的税制改革の事例について（注）」等がある。

（注）<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2002/1216sesakukoka14.pdf>

(120) 報告書は、前掲注(117)。原文の表現は「Other countries that may be characterized as having semi-dual income tax systems according to Figure 4.1 are Belgium, the Czech Republic, Greece, Hungary and Japan.」(p. 83)。

(121) 平成16年1月23日金融小委員会資料1頁「二元的所得税の考え方」から作成。

(122) 財務省ホームページを参考に作成。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/247.htm>。

北欧諸国等の個人所得課税（国及び地方）等の概要（未定稿）

（2009 年 1 月現在）

	基本形態	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー (注 2)	オランダ
勤労所得	・ 勤労所得 (累進税率) ※所得例 賃金・給与、 社会 保 障 給 付、事業収益 (報酬的部分) 等	「勤労所得」 (国＋地方) ※ストックホルムの場合 0～25％(国) 29.58％(地方)	「勤労所得」 (国＋地方) ※ヘルシンキの場合 0～30.5％(国) 17.5％(地方)	「個人所得」 (国) (0～12％)	「ボックス 1 所得」(国) (33.6～52.0％) (注 3) ※ボックス 1 所得＝勤労所 得等
資本所得	・ 資本所得 (比例税率) (勤労所得の 最低税率及び 法人税率と同 率) ※所得例 利子、配当、 キャピタル・ ゲイン、家賃、 事業収益(投 資 収 益 的 部 分)等	「資本所得」 (国) (30％)	「投資所得」 (国) (28％) (預金等利子 については、 28％の税率で 源 泉 分 離 課 税)	「一般所得」 (国＋地方) (28％)	「ボックス 2 所得」(国) (25％) ※ボックス 2 所得＝大口持 分株式等に係 る配当及び譲 渡収入(注 4)
					「ボックス 3 所得」(国) (30％) ※ボックス 3 所得＝保有資 産額×みなし 収益率(4％)
法人税率	—	26.3％	26％	28％	25.5％
富 裕 税	—	なし (2007 年廃止)	なし (2006 年廃止)	あり	なし (2001 年廃止)
二元的所 得税等の 導 入 年	—	1991 年	1993 年	1992 年	2001 年

(注 1) スウェーデンでは、課税所得が 367,600 スウェーデン・クローネ超の場合にのみ、国税が課される。

(注 2) 資本所得を含むすべての所得に、諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、

比例税率 (28%) を適用。また、一定額以上の個人所得 (勤労所得) に対し、別途、累進税率を適用 (諸控除の適用なし)。

(注 3) 累進税率の第 1 ブラケット (33.60%)、第 2 ブラケット (41.85%) には、31.15% の社会保険料が含まれる。

(注 4) 当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて 5% 以上所有する場合の株式会社及び有限会社に対する持分からの所得をいう。

(備考) IBFD “European Taxation Database”、各国資料等による。

(3) 二元的所得税の特徴等

二元的所得税の特徴等については、様々な観点から説明がなされているが、馬場義久教授は、北欧三国が総合所得税主義を放棄し、所得課税基本戦略として二元的所得税を採用した背景及びその特徴等について、スウェーデン (同国を採り上げる理由として、二元的所得税を採用する前は総合所得税主義にきわめ忠実な措置を採用していたことを挙げられている。)での例を基に次のように説明されており⁽¹²³⁾、これは二元的所得税導入の背景としてより理解しやすいと思われるので、長くなるが紹介させていただきたい。

イ 総合所得税制の結果、上述のスウェーデン所得税制がもたらしたマイナス面として、①「各資産収益に対する課税が均一になされなかった」、②「高い限界税率のもとでの利子控除制・ロス控除制」と①の「軽減税制を援用しての tax arbitrage が盛んに行われた」、③「80 年代における現実のインフレ率のもとでは、高率の利子控除制と連動して税引き実質利子率は負となった」、④「以上の結果、(中略) スウェーデンでの個人段階の資産所得税収はマイナス」となったことを挙げている。

そして、これらに対する二元的所得税のメリットとして、①「各資産所得間の実効税率格差が改革前の方式よりは是正された」、②「ロス控除・利子控除を低率且つ定率に限定でき」、更に「ロス控除・利子控除の対象

(123) 馬場義久「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革—スウェーデンの経験をふまえて—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』38 頁以下 (日本証券経済研究所、2000)。

所得を資産所得に限定できる」、③「法人税制と個人所得税制の統合をより容易にする」、④「資産所得に対して源泉徴収方式を多く活用できる。また、資産所得全般に一律税率を課すので、金融所得の課税にあたり、所得種類の判断—利子と配当の区別など—を必要としない」という点を挙げている。

ロ 公平課税論から見た二元的所得税の特徴

公平課税論から見た二元的所得税の特徴について次のように整理されている。

「第一に、担税力の期間設定問題では、人々の担税力を『生涯支出機会』とみる生涯支出税⁽¹²⁴⁾の立場をとる。

第二に、所得の異質性を勤労所得と資産所得の間だけで考慮する。異質性を一切認めない包括的所得税論⁽¹²⁵⁾を排除するとともに、勤労所得間・資産所得間の異質性をも考慮する極端な形の最適所得税論の立場をも否定する。

第三に、通常の生涯支出税論と異なり、危険資産収益の存在を考慮し資産所得税率をプラスとする。ただし、同時に安全資産による資本所得の二次的性格をも考慮して、資産所得税率を勤労所得税率より低くする。

第四に、法人税制と個人所得税制の統合問題など、資産所得税率の累進構造による問題を回避するため、均一の資産所得税率を採用する。」

ハ 一方、二元的所得税にも「問題点が存在することは事実である」として、ノルウェーでの例を紹介されている（下記（4））。

（4）ノルウェーの所得分割法を巡る教訓

また、馬場義久教授は、ノルウェーでの例を次のように紹介されている

(124) 支出税論：「包括的所得税とは異なり、一生の間の所得を担税力の指標とする。一生の間の所得は、各年の消費を一生にわたって積み上げたものにほぼ一致することに着目し、各期間の消費を課税ベースとする。」（平成13年8月税制調査会金融小委員会提出資料）。

(125) 包括的所得税論：「所得税の課税対象となる『所得』について包括的な把握を行う。1年間の経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を区別なく合算した上で、総合課税を行う。」（平成13年8月税制調査会金融小委員会提出資料）。

(126)。

「能動的オーナーのいる非公開法人は、法人税制ではなく以下の所得分割法による事業個人所得課税に従わなければならない。ここで能動的オーナーとは、ある最低の労働量をし、自己の企業株の少なくとも2/3を所有している者を指す。彼らの所得は勤労所得と資産所得の混成であるので、特別な措置をとらないと、事業所得をすべて低率（28％）の資産所得として申告する恐れがあるとみられ、そこで所得分割法に従う義務があるとされたわけである。」

しかしながら、この方法はうまく機能しなかったとされ、「所得分割法を回避する主な手法は、受動的オーナー（passive owners）を法人に招いて自己の株式保有率を2/3未満にし、『事業個人所得』税でなく通常の法人税適用対象となることである。いわゆる通常法人化に他ならない。」と紹介されている。

（5）スウェーデンでの損益通算範囲

更に、馬場義久教授は、スウェーデンでの損益通算制度について、株式等の譲渡所得に損失が生じた場合に、その株式等の同じグループ内での通算及び他の資本所得との通算をどのように行うのかについて説明されており、他のグループ等との損益通算の場合には、一定の制限が設けられていることを紹介されている⁽¹²⁷⁾。

損益通算の範囲については、次の表で説明されている。

(126) 馬場義久「スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化－わが国への教訓－」金融調査研究会『諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方（金融調査報告書(39)）』11頁以下（金融調査研究会、2007）。このほか、馬場義久「二元的所得税と法人課税のあり方－ノルウェーの改革案の教訓－」証券税制研究会編『企業行動の進展開と税制』26頁以下（日本証券経済所、2006）、馬場義久「北欧型二元的所得税の限界－法人税の課税ベースについて」証券税制研究会編『金融所得課税の基本問題』73頁以下（日本証券経済研究所、2008）にも言及がある。

(127) 馬場義久「スウェーデンに学ぶ金融所得課税一元化の課題」税務弘報 54 巻 15 号 12 頁以下（2006）。

() 内は日本のそれを示す⁽¹²⁸⁾。

	a 現物株・株式投資信託のロス	b 株式・証券先物のロス	c 割引債に類似する債券などのロス
a のゲイン	100% (100%)	100% (不 可)	100% (不 可)
b のゲイン	100% (不 可)	100% (100%)	100% (不 可)
c のゲイン	70% (不 可)	70% (不 可)	100% (100%)
利子・配当	70% (不 可)	70% (不 可)	100% (総合課税の配当とのみ可能 ⁽¹²⁹⁾)

(出所) skatteverket[2006], “Försäljning av Aktier”, SKV332, utgåva 7 より。

この表で分かるように、a グループの譲渡損失を c グループ又は利子・配当と損益通算する場合や b グループの譲渡損失を c グループ又は利子・配当と損益通算する場合には、70%に制限されている。

2 我が国への適用

(1) 概要

二元的所得税の考え方を採用し、我が国における金融所得課税（金融所得課税の一体化）において実現していくべきであるとの考え方がある。

森信茂樹教授は、二元的所得税についてその内容を紹介するとともに、我が国へのインプリケーションとして、「二元的所得税を参考にしつつ、金融所得（資本所得）税制を見直していくこと、つまり『金融所得税制の一元化』が当面の税制改革として考えられる。」としている⁽¹³⁰⁾。また、同教授は、2007 年 5 月に税制調査会で報告された IMF 事務局の二元的所得税等への前向きな評価を紹介しつつ、「二元的所得税の思想、さらには消費課税の思想は、世界各国の税制改革に大きな影響を与え」ているとされてお

(128) 一定の上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算制度導入前の制度である。

(129) 利子については、源泉分離課税を前提にしていると考えられる。

(130) 森信茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」フィナンシャル・レビュー65号49頁（財務省財務総合政策研究所、2002）。

り⁽¹³¹⁾、更に、OECDの報告書⁽¹³²⁾においても、「包括的所得税のもとに生じたさまざまな問題を緩和する税制として二元的所得税が、世界の潮流となってきた。」としていることが紹介されている⁽¹³³⁾。

また、馬場義久教授は、二元的所得税は、「当面の所得税（法人税を含む）改革にとって、有益な指針を提供している」と分析されている⁽¹³⁴⁾。

次に、同教授は、二元的所得税の考えからの当面の所得税改革の方向として、次の点を挙げられる。

- ① 「金融所得税制の一部にみられる総合課税主義を廃止すべきである。」
- ② 「金融所得全体を資産所得として合算し、その全体に一律税率を課す。」
- ③ 「キャピタル・ロスは資産所得全体から控除される。しかし、勤労所得からは控除されない。」
- ④ 「法人税制と個人所得税制の統合方式の再検討である。」長期的には、「法人税率＝資産所得税率と設定して、投資家段階で配当税や株式の譲渡益を非課税とする方式などC B I T⁽¹³⁵⁾タイプの方式の採用が提起される。」
- ⑤ 「勤労所得税制を復権させる。」「個人所得税制における諸控除の整理、最高限界税率の引き下げストップなどにより、所得税制における勤労所得税制の位置を高めるべきである。」

一方、北欧諸国が導入した際の問題意識については我が国の税制を考え

(131) 森信茂樹「世界の税制改革の新たな潮流－公平から効率へ－」租税研究 693 号 70～71 頁（2007）。

(132) 前掲注（117）。

(133) 森信茂樹「金融所得一体課税の導入に向けた動きとその課題」税理 51 巻 3 号 100 頁（2008）。

(134) 馬場・前掲注（123）50～52 頁。

(135) C B I T、Comprehensive Business Income Tax の略、包括的企業所得課税。1992 年の米国財務省の報告書で提案されたとされる（田近栄治「資本所得課税の展開と日本の選択」フィナンシャル・レビュー 65 号 29 頁以下（財務省財務総合政策研究所、2002））。

るに当たっても重要な点であるとしながらも、税構造が我が国と著しく異なることなどを挙げ、引き続き検討していく必要があるとする見解もある⁽¹³⁶⁾。

(2) 我が国への応用の在り方

金融所得課税の一体化における二元的所得税の議論は、金融所得課税の一体化を二元的所得税の観点から検討しようとするもので、北欧等の二元的所得税制度そのものを現時点で我が国に導入しようとして紹介されているものではないと考えられる。

北欧において、総合課税の所得に対して高い税率が適用となる個人事業主が、法人を設立して総合課税の対象となる事業所得又は勤労所得を回避して、資本所得（配当所得）として申告することに対応するために採られた措置についての教訓（上記1（4））が参考となる。このような意味からいわずに大口株主又はオーナー株主が受ける配当等の金融所得課税の一体化の対象への拡大は、慎重に検討すべき課題である。

二元的所得税の考え方を参考として金融所得課税に取り入れることは有益であるが、北欧諸国等と我が国の税制の相違を踏まえながら我が国へ応用することが必要であると考えられる。

第3節 納税者番号制度

1 主要国の納税者番号制度

納税者番号制度を採用している主な国とその内容は、次のとおりである

(136) 税制調査会金融小委員会報告書。第5章第2節3（3）のとおり。なお、金子宏名誉教授は、「北欧的な二元的所得税をそのまま採用するのは日本の実情に合わないように思います」と述べられており（金子宏「シャープ勧告の今日的意義」租税研究711号18頁（2009））、水野忠恒教授は、「北欧の社会はわが国と異なる点が多く、また、所得税の制度の変遷も詳細に知らされていない。そのような点をみると、二元的所得税の方向は、わが国の制度として不適当と思われる。」とされる（水野忠恒「金融資産収益の課税—金融課税の一体化—」日税研論集55号『金融資産収益と所得税』19頁（2004））。

(137)。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

平成 21 年 1 月現在

		番号の種類	適用業務	付番者 (数)	人口（注2） (2007 年 現在)	付 番 維持管 理機関	現行の 付 番 根拠法	実施 年
社会 保 障 番 号 活 用	アメ リ カ	社会保障番 号(9 桁)	税 務、社会保 険、年金、選挙、 兵役等	約 4 億 1,400 万 人(累計 数)	3 億 407 万 人	社会保 障庁	社会保 障法	1962
	カナ ダ	社会保険番 号(9 桁)	税 務、失業保 険、年金等	約 4,188 万人 (累計数)	3,161 万人	人的資 源・社 会開発 省	雇用保 険法	1967
住 民 登 録 番 号 を 活 用	デン マ ー ク	住民登録番 号(10 桁)	税 務、社会保 険、住民登録、 選挙、兵役、諸 統計、教育等	全住民	543 万人	内務省 中央個 人登録 局	個人登 録に関 する法 律	1968
	スウ エー デン	個人識別番 号(10 桁)	税 務、社会保 険、住民登録、 選挙、兵役、諸 統計、教育等	全住民	918 万人	国税庁	個人登 録に関 する法 律	1967
	ノル ウェー	住民登録番 号(11 桁)	税 務、社会保 険、住民登録、 選挙、兵役、諸 統計、教育等	全住民	468 万人	国税庁 登録局	人口登 録制度 に関する 法律	1971
	韓国	住民登録番 号(13 桁)	税 務、社会保 険、住民登録、 選挙、兵役、諸 統計、教育等	全住民	4,846 万人	行政安 全部	住民登 録法	1968
	シン ガポ ール	住民識別番 号(1 文字 + 8 桁)	税 務、年金、住 民登録、選挙、 兵役、車両登録 等	全住民	459 万人	内務省 国家登 録局	国家登 録法	1995

(137) 税制調査会資料（前掲注（108））、「納税者番号制度」を参考に作成。

税務番号	ドイツ	税務識別番号(11桁)	税務	約 8,100 万人	8,222 万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009
	イタリア	税務識別番号(6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、許認可等	約 6,323 万人	5,805 万人	経済財政省	(注3)	1977
	オーストラリア	納税者番号(9桁)	税務、所得保障等	約 3,099 万人 (累計数) (注1)	2,063 万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989

(参考) イギリスには納税者番号制度はないが、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部使用されている。フランスには納税者番号制度はない。

(注1) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注2) カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。

(注3) 納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令

2 ドイツにおける導入⁽¹³⁸⁾

ドイツにおける納税者番号制度は、2003年の税制改革により創設され、納税の確認や納税義務者の特定等、円滑な徴税の実現のために導入されることが2006年11月に公表されたが、その後、運用に向けて準備作業が進められてきたものである。全国民に対する納税者番号の交付をほぼ完了し、2008年分の確定申告から随時活用していくこととなり、2009年から実施されるに至っている。

連邦中央税務庁が番号を付番・管理し、全国民を対象とした生涯不変の11桁の番号で付番者数は約8,100万人(平成21年1月現在)である。税務のみの利用目的となっており、社会保障制度においては用いられない。

(138) 財務省ホームページ、<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/024.htm>、税制調査会資料(前掲注(108))、税制調査会第18回企画会合(平成19年10月16日)資料(納税環境整備(国税関係))等を参考にした。
<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/kl8ai.html>。

ドイツ連邦財務省のホームページにおける「納税者番号に関するアドレスは、
http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_3380/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Steuern/Steueridentifikationsnummer/node.html?_nnn=true。

第5章 金融所得課税の一体化の議論の推移

本章では、金融所得課税の一体化が議論されるに至る状況について、各省庁での審議会等での議論の推移を中心に見ていく。金融所得課税の一体化については、ほぼ同じ時期に、税制調査会⁽¹³⁹⁾、経済産業省産業構造審議会⁽¹⁴⁰⁾、金融庁金融税制に関する研究会⁽¹⁴¹⁾において議論がなされ⁽¹⁴²⁾、それぞれ、報告等が行われている。

第1節 金融所得課税の一体化の意義

1 金融所得の意義

税法では「金融所得」についての定義規定はなく、金融所得課税の一体化の議論におけるその意義は必ずしも明確ではないが、例えば、平成9年12月の税制調査会金融課税小委員会の中間報告の中では、「金融所得とは、金融資産から生じる所得のことを指す。」と説明されており⁽¹⁴³⁾、おおむねこの意義で使用されているものと考えられる。また、例えば、「金融資産所得」という用語も用いられている⁽¹⁴⁴⁾が、本稿では、原則として「金融所得」という

(139) 内閣府に設置された審議会の一つで、内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議することとされている（内閣府本府組織令 38、40、税制調査会令）。政党の税制調査会と区別するため、政府税制調査会と呼ばれることもあるが、本稿では単に「税制調査会」という。

(140) 経済産業省に設置された審議会の一つで、経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項を調査審議することなどを行う（経済産業省設置法6、7）。

(141) 金融庁総務企画局長主催の研究会で、金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営の参考とすることとされている（金融税制に関する研究会平成14年6月28日「今後の金融税制のあり方について－『二元的所得税』をめぐる議論の論点整理を中心として－」1頁）。

(142) 品川芳宣「金融所得一元化（一体）課税の同床異夢」速報税理 23 巻 10 号 14 頁（2004）において、三つの会における議論が紹介されている。

(143) 同中間報告「（参考3）金融関係税制に関する理論的な考え方」（注）。

(144) 税制調査会平成15年6月『少子・高齢社会における税制のあり方』など

用語を用いる。

2 金融所得課税の「一体化」の意義

金融所得課税の一体化は、金融所得について一定税率（20%）で分離課税とし、金融所得間で広く損益通算を認めるというのが、一般的な意義である⁽¹⁴⁵⁾。

また、例えば、金融税制の「一元化」と表現されることもある⁽¹⁴⁶⁾。「一元化」と「一体化」ではその想定している内容を異にしているとの説明がある⁽¹⁴⁷⁾が、本稿では、「一体化」という用語を用いる。

なお、金融所得課税の一体化は、基本的には居住者としての個人に対する金融所得の課税の問題であり、所得税法上、総合課税の対象となるネットの所得（収入－必要経費）について、源泉分離課税や申告分離課税の採用及び損益通算を含めた課税の在り方についての議論であることは、先に述べたとおりである。

第2節 税制調査会での議論等

税制調査会の答申において、「金融所得課税を一体化すべきである」との方向性について言及されたのは、平成14年以降であり、ここでは平成14年11月以降の答申、報告書等について確認していく。

(145) 第2節3の(2)及び(5)イ、第3節1(2)ロなど。

(146) 税制調査会平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」など。

(147) 吉井一洋氏は、『『一体化』という用語は政府税調が平成14年11月に公表した『平成15年度における税制改革についての答申』から用いられ始めた。それまでは、『一元化』という用語が用いられていた。『一元化』といった場合は、『金融所得』という包括的な所得区分を導入することが念頭に置かれていた。(中略)これに対して『一体化』といった場合は、利子所得、配当所得、譲渡所得、雑所得などといった現行の所得区分は残したまま、損益通算し同一の税率を適用することを想定している。」と説明されている(吉井一洋「新たな証券・金融税制の構築を目指して」税務弘報56巻9号149頁(2008))。

1 平成 14 年 11 月及び平成 15 年 6 月の税制調査会の答申

(1) 平成 14 年 11 月の年度答申

税制調査会平成 14 年 11 月「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」の「4. 金融・証券税制」の中で、次のように述べている。

「少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、より重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配慮すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、『貯蓄から投資へ』といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。」（下線は筆者）

(2) 平成 15 年 6 月の中期答申⁽¹⁴⁸⁾

その後の税制調査会平成 15 年 6 月「少子・高齢化社会における税制のあり方」の中期答申の「第三 その他の課題」の「一 金融・証券税制」において、次のように述べている。

(148) 税制調査会の答申には、中長期的な税制の在り方を答申する中期答申（3年に1度）と来年度税制について答申する年度答申（最近では11月～12月に答申）がある。

なお、中期答申について、石弘光学長は、「政府税調の最大の仕事は、3年間の議論を集大成し任期が終了する直前に提出する『中期答申』の作成である。これは、任期中に行われた審議の成果をふまえ、中長期的な観点からわが国の税制の問題点を整理し今後の方向の指針を盛り込んだ報告書となる。」と述べられている（石・前掲注（80）53頁）。

「金融資産性所得に対する課税に関しては、『貯蓄から投資へ』という政策要請を受け、貯蓄優遇税制や株式等譲渡益課税の見直しが相次いで進められてきた。(中略)

わが国の金融資産性所得に対する課税は、収益の性質・発生態様や所得捕捉体制の問題等から、総合課税を基本としつつも分離課税を多く導入しており、課税方式も個々の収益ごとに異なるものとなっている。こうした中、今後の課税のあり方については、簡素かつ公平で安定的な制度の構築を念頭に、金融商品間の中立性を確保し、金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである。(下線は筆者)

このような方向に関しては、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について、様々な観点からの理論的・実務的な検討が必要である。その際、貯蓄・投資や企業活動への中立性の確保、課税ベースの拡大、所得再分配への影響、納税者利便と国内外にわたる適正執行の実現などに関する配慮を欠かせない。このためには、納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことも重要となろう。また、諸外国の状況を見ると、二元的所得税など新たな租税論の展開が見られる一方で、勤労所得との間の課税バランスや租税回避行動の抑制等の観点から、実地的な対応が行われている。今後、金融資産性所得に対する課税の一体化の検討に当たっては、わが国においても、これらについて十分な検討が必要となるう。(下線は筆者)

このように、平成15年6月の中期答申では、「金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである」との方針が明確に打ち出されている。その前年に公表された平成14年6月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、「『二元的所得税』⁽¹⁴⁹⁾の考え方や金融税制の『一元化』の是非については、総合課税への移行を目指すこととの関係、資産性所得と勤労所得に対する課税のバランス等について検討を要する」⁽¹⁵⁰⁾との記

(149) 二元的所得税については、第4章第2節で考察している。

(150) 税制調査会平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」18頁。

載にとどまっており、また、その一つ前の平成 12 年 7 月の中期答申の「金融資産からの所得に係る一律的な取扱いを検討すべきであるとの意見があります。(中略) このような一律的な取扱いを設けることについては慎重に考える必要があります。」⁽¹⁵¹⁾などの記述と比較すると、平成 15 年 6 月の中期答申は、金融所得課税の一体化への検討へ向け、踏み込んだものとなっていると言える。

以後、見ていくように、この平成 15 年 6 月の中期答申を受け、更に税制調査会での審議が進められ、金融所得課税の一体化への議論が大きく進展していくこととなる。

2 税制調査会金融小委員会での議論

上記 1 (2) の平成 15 年 6 月の中期答申を受けて、平成 15 年 10 月から税制調査会金融小委員会が再び開催され⁽¹⁵²⁾、金融所得課税の一体化についての議論が行われることとなる。平成 15 年 10 月 31 日の第 1 回金融小委員会において奥野小委員長は、「本小委員会においては、今後、金融資産性所得の一体化に向けた様々な論点について議論を進め、来年の夏ごろまでを目途に、簡素かつ公平で安定的な金融・証券税制の姿を示したいと考えています。」と述べられている⁽¹⁵³⁾。

再開された委員会では、平成 15 年 10 月から平成 16 年 6 月まで、11 回にわたり審議が行われた。

3 税制調査会金融小委員会の報告内容⁽¹⁵⁴⁾

税制調査会金融小委員会は、11 回にわたる議論を踏まえ、平成 16 年 6 月

(151) 税制調査会・前掲注 (103) 136～137 頁。

(152) 金融小委員会は、証券・金融に絡む税制の税制問題を審議するため、平成 13 年 6 月から平成 15 年 5 月にかけて 13 回開催されている。それ以前は、金融課税小委員会(平成 9 年 5 月設置)が設置されていた。

(153) 税制調査会平成 15 年 10 月 31 日第 1 回金融小委員会議事録。

(154) 税制調査会ホームページ、<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/160615.html>。

15 日付で「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」と題する報告書（以下「税制調査会金融小委員会報告書」という。）を取りまとめ、税制調査会総会へ報告の後、公表された⁽¹⁵⁵⁾。最近の税制改正を見ると、税制調査会金融小委員会報告書での提言内容は徐々に実現されているものと言える⁽¹⁵⁶⁾。

以下、金融所得課税の一体化における論点と考えられる各項目に沿って整理を行いながら紹介する。

（１）一体化の必要性

税制調査会金融小委員会報告書の「一 金融所得課税一体化の意義」

「（１）背景・内容」の中で、金融所得課税の一体化を行う意義として、①貯蓄から投資への政策要請の下での投資環境の整備、②金融商品間の中立性の要請（課税の中立性）、③簡素で分かりやすい税制（課税の簡索性）及び④投資リスクの軽減の四つを示している。具体的には、それぞれ次のように言及している。

イ 「貯蓄から投資」への政策要請の下での投資環境の整備

「少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示して」

(155) 本報告について、紹介・論評しているものとして、水野忠恒「金融資産収益の課税－金融課税の一体化－」日税研論集 55 号『金融資産収益と所得課税』3 頁（2004）、永長正士『『金融課税一体化』税調金融小委員会報告』租税研究 659 号 53 頁（2004）、佐藤英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報 52 巻 11 号 6 頁（2004）、山本守之「金融資産一体化課税」税務弘報 52 巻 11 号 97 頁（2004）、野田秀三「金融所得一体化課税における資産減失損の取扱い」税理 47 巻 12 号 9 頁（2004）、増井良啓「金融所得課税の一体化における移行措置の重要性－株式譲渡損の扱いに関する若干の論点－」税研 119 号 40 頁（2005）、永長正士「金融所得一体課税」租税研究 664 号 33 頁（2005）、吉田善香「金融所得課税一体化についての基本的考え方の『損益通算制度についての具体的検討』についてのコメント」日本租税研究協会『金融所得課税の一体化に関する提言』（日本租税研究協会、2005）、大崎貞和「金融所得課税一体化論と証券投資優遇税制」金融庁金融研修センター『研究会報告書企業改正・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）』91 頁（2006）、田中治「日本所得税の主要な問題点」税研 133 号 60 頁（2007）、金子宏「所得税改革の動向－株式譲渡益課税の問題を中心として－」租税研究 699 号 7 頁（2008）、金子宏「我が国税制の回顧と展望所得税改革の動向－株式譲渡益課税の問題を中心として－」第 59 回租研大会記録 3 頁（租税研究協会、2008）、一高龍司「金融投資税制－実体的統制と立法記録－」日税研論集 58 号『政策税制の法的限界の検討』37 頁（2008）等がある。

(156) 第 2 章第 4 節のとおり。

おり、「(略) 現存する金融資産を効率的に活用することこそが、経済の活力を維持するための鍵である。一方、従来、我が国においては、家計金融資産の大宗は預貯金であり、株式や株式投資信託の占める割合は、主要諸外国に比べても低くなっている。こうした状況の下において、『貯蓄から投資へ』の構造改革が進められてきている。(中略) 一般の個人にとって、より一層『投資』を行い得る環境を整備する政策的要請がある。」

ロ 金融商品間の中立性の要請（課税の中立性）

「金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請される。」

ハ 簡素で分かりやすい税制（課税の簡索性）

「一般の個人投資家が、投資判断を行うためには、簡素でわかりやすい税制であることが求められる。」

ニ 投資リスクの軽減

「これまで株式投資になじみのない一般の個人投資家が投資を行いやすくするためには、投資リスクの軽減を図ることも必要である。」

（２）一体化の範囲と課税方法

税制調査会金融小委員会報告書の「一 金融所得課税一体化の意義」 「（１）背景・内容」の中で、金融所得課税の一体化の具体的内容として、①金融所得の間で課税方式の均衡化及び②金融所得の間で損益通算の範囲の拡大の二つを示している。すなわち、「その具体的内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの２点がある。」としている。

更に、「一 金融所得課税一体化の意義」 「（２）税制論からみた位置付け」の中で、金融所得課税については、現行の比例税税率による分離課税制度を再構築するものであるとしている。具体的には、「我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行

の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得課税の一体化は、現下の『貯蓄から投資へ』の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである。」としている。

また、その税率については、現行の利子所得、配当所得及び株式等の譲渡による所得について、分離課税となる場合には、軽減税率の適用等を除くと、20%となっており、また、税制調査会金融小委員会報告書の「二 金融所得課税一体化の具体的内容」の「1. 課税方式」の中で、「配当所得について、一般投資家の金融所得という性格に着目すれば、他の金融所得との中立性の観点から、20%の税率による分離課税とすることが考えられる。」、「外貨預金の為替差益については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである。」、「満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時又は解約時までの保険料の運用成果と見うる場合については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得として20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである。」などとしていることからすると、一律20%の税率を念頭に置いているものと考えられる。

(3) 二元的所得税に対する考え方

二元的所得税については、税制調査会金融小委員会報告書の「一 金融所得課税一体化の意義」「(2) 税制論からみた位置付け」において、北欧諸国が導入した際の問題意識については我が国の税制を考えるに当たっても重要な点であるとしながらも、税構造が我が国と著しく異なることなどを挙げ、引き続き検討していく必要があるとしている。具体的には次のように述べている。

「金融所得課税の一体化は、二元的所得税論の立場から主張されることもある。北欧諸国が二元的所得税を導入した際の、課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保などの問題意識は我が国の税制を考えるに当たっても重要な点である。他方、北欧諸国の二元的所

得税においては、資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率は同水準に設定されているが、勤労所得の最低税率が30%前後と我が国に比べ著しく高い水準にあるなど、税率構造が我が国と著しく異なる。また、二元的所得税を導入するとすれば、あらゆる種類の所得（事業所得、雑所得、一時所得、不動産所得等）を資本所得と勤労所得とに二分することが必要となる。資産の中でも、土地等については、帰属地代・家賃⁽¹⁵⁷⁾に課税できないという問題のほか、我が国では公共性のある資産という土地基本法上の位置付けを踏まえて特別の税制上の取扱いがなされており、税制上、金融商品とは異なる面もある。こうしたことから、所得税制全体のあり方として、北欧型の二元的所得税については、今後、我が国の経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。」

（４）具体的課税方式

具体的課税方式について、「二 金融所得課税一体化の具体的内容」の「１．課税方式」の中で、①配当所得、②公社債譲渡益等、③外貨建て金融商品及び④保険の四つに言及している。

イ 配当所得

配当所得については、「一般投資家の金融所得という性格に着目すれば、他の金融所得との中立性の観点から、20%の税率による分離課税とすることが考えられる。」としながらも、「ただし、大口株主については事業参加側面が強いことから、その配当を金融所得として課税することは

(157) 『注解所得税法〔四訂版〕』では、帰属所得（インピューテッドインカム）について、「自己の財産の使用もしくは占有から生じる利益又は自己もしくは家族のためにする役務提供（自家労働）によって生まれる利益」と説明されており、帰属地代・家賃を「自己の住宅に居住することによる利益」としている。更に、帰属地代・家賃について、「ヨーロッパはこれを所得として所得税を課している例が少なくない」とし、ドイツ、オランダ、北欧諸国等を例に挙げている。また、「わが国では帰属地代・家賃を課税所得として認識されたことはない。」とされている。植松・前掲注（9）204～205頁。

なお、金子宏名誉教授は、「帰属所得も、それを得た者の担税力を増加させる点では、市場取引によって得られる所得と異ならないから、原理上は所得を構成すると解すべき」であるとされている（金子・前掲注（50）87頁）。

必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税を維持すべきである。」としている。また、「一般投資家の金融所得という位置付けで分離課税とするならば、配当控除や負債利子控除の位置付けについて再検討が必要となる。」としている。

ロ 公社債譲渡益等

公社債譲渡益等についての非課税は中立性の観点から問題で、株式譲渡益同様に課税を行うべきであるとしており、次のように述べている。

「公社債の譲渡益は、現在、経過利子の反映であるとの考え方に基つき、非課税とされている。また、その反面、譲渡損失はないものとみなされている。」

「現行の取扱い他金融所得との中立性の観点から問題がある。したがって、公社債の譲渡益については、株式譲渡益同様に課税を行うとともに、譲渡損失については、税制上の譲渡損失として取り扱うべきである。公社債の償還時の差損益の取扱いについても、譲渡損益とのバランスに配慮しつつ、あわせて検討すべきである。」

「公社債の譲渡益課税を行う場合、公社債投資信託の譲渡益についても同様の課税とすべきである。」

ハ 外貨建て金融商品

外貨建て金融商品の為替差益について、「外貨建て金融商品の為替差益のうち、外国株式については、譲渡時に為替差益が実現するため、株式譲渡益として分離課税される。他方、外貨預金（為替予約のないもの）⁽¹⁵⁸⁾の為替差益は、雑所得として総合課税されている。外貨預金の為替差益については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである。」としている。

ニ 保険

保険から収益についても、死亡保険金などを除き、金融所得として

(158) 為替予約のある外貨預金の為替差益は、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率の源泉分離課税となる（所法 174 七、209 の 2、209 の 3、措法 41 の 10）。

20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきであるとしており、次のように述べている。

「保険から生じる収益については、金融類似商品として利子並みに20%の税率での源泉分離課税とされている一時払い養老保険(5年以内)を除き、一時所得又は雑所得として総合課税の対象とされている。」

「例えば死亡保険金についてまで、他の金融所得との中立性を強く求める必要はないと考えられる。一方、満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時又は解約時までの保険料の運用成果と見うる場合については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得として20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである。」

(5) 損益通算

損益通算については、「二 金融所得課税一体化の具体的内容」の「2. 損益通算等」の中で言及している。

イ 考え方

「(1) 損益通算についての考え方」の中で、金融所得の中で損益通算の範囲を拡大、損失控除を広く可能とすることが期待されているとしながらも、譲渡所得と経常所得との損益通算を認めない国が多く、認める国でも制限を設けている例を紹介している。また、分離課税とされる所得と総合課税とされる所得との間の損益通算や分離課税でも税率の異なる所得の間の損益通算を認めることは適当でないとし、更に、損益通算拡大による大幅な税収減に考慮した制度設計とするよう、また、源泉徴収制度や資料情報制度などの整備を求めており、次のように述べている。

「金融所得の間で損益通算の範囲を拡大し、損失の控除をより広く可能とすることにより、現行の取扱いよりも投資リスクを軽減することが期待されている。」

「主要諸外国においても、譲渡所得と経常所得との間の損益通算を認めていない国が多く、認めている米国でも年間3,000ドル以下に制限されている。」

「分離課税される所得と総合課税される所得との間の損益通算や、分離課税でも税率の異なる所得の間の損益通算を認めることは適当でない。」

「さらに、損益通算の範囲を拡大すると税収が大きく減少する可能性がある。したがって、具体的な制度設計に当たっては、現在の危機的な財政状況を踏まえ、税収への影響についても考慮する必要がある。

こうした税制上の留意点を踏まえつつ、『貯蓄から投資へ』という政策的要請に应运、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当である。その際、損益通算の範囲拡大に適切に対応できるよう、申告に先立って支払時点で徴収しておく源泉徴収制度や取引の把握のための資料情報制度など執行体制の整備が必要である。」

ロ 譲渡損益と他の金融所得との損益通算

「(2) 具体的検討」の中で、譲渡損益と他の金融所得との損益通算について言及し、①譲渡損益と公社債の譲渡損益、②株式譲渡損失と配当所得及び③株式譲渡損失と利子所得とのそれぞれの損益通算について、一定の条件付きながら認めることが適当であるなどとしており、それぞれ次のように述べている。

「株式譲渡損益と公社債の譲渡損益との損益通算については、両者がともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であることを踏まえ、適正な執行体制の下で公社債譲渡益が課税化される場合には認めることが適当である。」

「株式譲渡損失と配当所得との損益通算については、配当所得は経常所得であり、上記のとおり譲渡所得とは税制上の性格が異なる。しかし、現下の『貯蓄から投資へ』という重要な政策的要請に应运、(イ) 配当と株式譲渡損失はともにリスク資産である株式から生じるものでその関連性が強いこと、(ロ) 配当所得が分離課税とされれば両者の課税上の取扱いは均衡がとれることから、上場株式の配当と譲渡損失、公募株式投資

信託の収益分配金と譲渡損失の間の損益通算を政策的に認めることが適当である。ただし、政策的に損益通算を認める場合であっても、諸外国の例も参考としつつ、損益通算について一定の制限を設ける必要がある。損益通算し切れなかった株式譲渡損失は、3年繰越しの対象とし、翌年以降も損益通算可能とすることが考えられる。」

「利子所得も経常所得であり譲渡所得とは性格が異なるが、株式譲渡損失の損益通算の範囲を利子所得まで広げると、株式投資の一層のリスク軽減を図ることができる。そのためには、現行制度においては一律源泉分離課税とされている利子所得について、損益通算を行うための申告を可能とする制度に改めるとともに、支払調書制度を整備する必要がある。その場合、官民双方の事務負担も考慮すべきである。

また、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を利子所得まで広げると、税収への影響が大きくなることにも留意しなければならない。」

(6) 資産損失

資産損失について、「二 金融所得課税一体化の具体的内容」の「2. 損益通算等」の「(3) 資産損失」の中で、①会社の倒産により株式が無価値化した場合の損失と②預金のペイオフ損失に言及しており、①については譲渡損失と同様の取扱いとすることが考えられるとし、政策的に措置する場合には適正な執行のための担保が必要としているが、②については預金保険法上の保護に加えて更に措置することは「貯蓄から投資へ」の要請からは説明できず、現行の取扱いが適当であるとしており、それぞれ次のように述べている。

会社の倒産により株式が無価値化した場合の損失については、『貯蓄から投資へ』への政策的要請の下、こうした投資家の利便性に配慮し、譲渡の場合とのバランスを踏まえ、株式譲渡損失と同様の取扱いとすることが考えられる。このように株式の無価値化損失に対し政策的に措置する場合、株式の譲渡という取引が存在しないため、株主や取得価額の真正性を税務当局がチェックできるよう、適正な執行のための担保が必要である。」

「このような預金保険法上の保護に加えて、ペイオフ損失を税制上措置することは、『貯蓄から投資へ』の要請からは説明できない。ペイオフ損失については、現行の取扱いを維持することが適当である。」

(7) 納税環境の整備

納税環境の整備については、「三 納税環境の整備」において、まず、「金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税者環境の整備が必要である。」とし、「(1) 申告機会の増加」の中で、損益通算の拡大により、「こうした申告機会の増加は、納税者が自ら申告する所得税の将来のあり方との関係では望ましい。」とし、「また、納税者・投資家の利便性や適正な税務執行の観点からは、申告に先立って支払時点で徴収しておく源泉徴収制度が引き続き重要である。」としている。

更に、「(2) 番号制度」の中で、支払調書と申告内容とのより簡便な方法でのマッチングのため、何らかの番号制度の利用が必要としているが、一律導入には慎重な対応が望まれ、選択性として考えられるとしている。また、番号に係るプライバシー保護のための特別な措置を検討すべきであるとしており、次のように述べている。

「支払者が税務当局に提出した支払調書の内容と、納税者が提出した申告書の内容とを、税務当局は限られた人員と時間でマッチングしなければならない。その場合、官民双方にとってより簡便な方法による正確なマッチングを通じて適正な納税を実現するためには、何らかの番号制度を利用することが必要である。」

「番号制度に対して未だ国民の理解が必ずしも十分でない。そこで番号制度を一律に導入することについては慎重な対応が望まれる。番号制度を導入する場合には、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる。」

「民間における個人情報セキュリティを巡る動向や個人情報保護法など

の一般的な法制面での対応について引き続き注意深く見守り、必要に応じてこの番号に係るプライバシー保護のための特別の措置を検討すべきである。」

第3節 審議会・研究会での議論等

1 経済産業省産業構造審議会産業金融部会小委員会⁽¹⁵⁹⁾

(1) 委員会での議論

経済産業省産業構造審議会の産業金融部会にはいくつかの小委員会が設置されているが、金融所得課税の一体化については、産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会（以下「産業金融部会小委員会」という。）において審議された。

同委員会では、産業金融機能強化の観点から、平成15年11月から平成16年4月まで、7回にわたり審議が行われた。

(2) 報告内容

産業金融部会小委員会は、7回にわたる議論を踏まえ、平成16年6月30日付で「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書」と題する報告書（以下「産業金融部会小委員会報告書」という。）を公表した⁽¹⁶⁰⁾。

以下、金融所得課税の一体化における論点と考えられる各項目に沿って整理を行いながら紹介する。

イ 一体化の必要性（検討の趣旨）

産業金融部会小委員会報告書の「1. 検討の趣旨」及び「2. 検討の

(159) 経済産業省の本省に産業構造審議会を置くこととされており（経済産業省設置法6）、経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の事項を調査審議することとされている（同法7）。同審議会の産業金融部会にはいくつかの小委員会が設置されているが、本稿では「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」を指す。

(160) 経済産業省ホームページ。

http://www.meti.go.jp/kohosys/press/00005193/0/040430k_inyu.pdf。

基本的考え方」の中で、金融所得課税の一体化の議論を行う趣旨として、①経済の活性化のためには、個人金融資産⁽¹⁶¹⁾が十分に活用される必要があること及び②貯蓄から投資への方向性の流れをさらに強化していくため投資しやすい環境整備の必要があることを示し、具体的には、それぞれ次のように言及している。

(イ) 経済活性化のための個人金融資産の活用

「我が国産業の健全な成長・発展と、産業への適切な資金供給の実現は、表裏一体の関係にある。経済の活性化のためには、経済の隅々にまで効果的に資金が供給されるよう、産業金融機能の強化が不可欠である。その中で、個人金融資産が、多様な手法や主体を通じて経済・産業活動の中で十分活用されるようになること、とりわけリスクマネーとして供給されることが、我が国経済の自律的な発展のために必要である。」

(ロ) 貯蓄から投資への方向性の強化のための投資しやすい環境整備

「最近の税制改正においては『貯蓄から投資へ』の方向性が明らかになってきている。この流れをさらに強化していくため、キャピタルゲイン・キャピタルロス課税の適正化を一層進めるとともに、金融商品への課税について予見性を高めるなど、投資家にとって投資しやすい環境を速やかに整える必要がある。」

ロ 一体化の範囲と課税方法

産業金融部会小委員会報告書の「3. 一元化の各論」「(1) 対象」に

(161) 我が国の個人金融資産について、産業金融部会小委員会報告書(2頁)の中で、「我が国の個人金融資産は、平成15年度末で1,410兆円となっている。その半分を超える745兆円は預貯金の形態であり、株式等の保有は80兆円と約5%にとどまっている。」としている。

なお、平成21年6月17日に日本銀行が発表した資金循環統計によると平成20年12月末(確報)の家計の金融資産の合計は1,427兆円であり、その主な内訳は、現金・預金791兆円、株式・出資金87兆円、株式以外の証券91兆円、保険・年金準備金398兆円(いずれも兆円未満は切捨て)となっている。

http://www.boj.or.jp/type/statboj_sta/sj/index.htm.

において、様々な金融商品すべてを一体化の対象とするのが適当であるとしており、更に、金融所得課税の一体化の基本概念については、「要すれば、一元化対象の金融商品から生じる『収入』から、それぞれの『経費』を控除した残りを『金融所得』として一括り化し、これに一律の税率で課税するとともに、一括り化している中で損益通算（損失繰越）を行う、というのが金融所得課税一元化の基本的な考え方となる。」としている。

対象とする金融所得について、具体的には次のように述べている。

「金融所得課税の一元化の対象とするべき金融商品や課税対象は、株式や投資信託、預貯金、公社債、これらの複合商品や各種の証券化商品、ファンド関連、デリバティブを組み込んだ多様な商品、貯蓄性を有する保険商品などである。機能面から捉えれば、将来のキャッシュフローを取引対象とする投資である。

複合商品や証券化商品、ファンド関連、デリバティブについては、リスクテイクを促すという最も重要な観点と、ハイブリッド型等を対象としない積極的な根拠を見いだすことが困難であることを考慮すれば、これらをすべて一元化の対象に含めることが適当である。」

また、金融商品の範囲をどう概念するかについて、「ひとつの具体的な考え方としては、『金融商品に関する会計基準』及びその実務指針で包括的に明らかにされている。国際会計基準、米国会計基準においても趣旨を同じくする包括的な定義がなされている。」として、会計基準を紹介している。

更に、「急速に発展する金融技術に鑑みれば、新しい金融商品の登場が当然想定され、その中には課税関係の判断が金融商品開発者側では難しいものがあり得る」としており、これに対しては、「一元化に関する基本的な方針を明らかにした上で、アドバンス・ルーリング⁽¹⁶²⁾の推進を期

(162) ここでは、「税法解釈の事前照会手続」の意味で使用されている。

税務署又は国税局における事前照会手続には、「口頭回答」と「文書回答」の手続がある。

待する。」としている。

また、金融所得課税の税率については、産業金融部会小委員会報告書の現状認識を基本的に20%、配当・譲渡益についての当面の優遇措置が10%とした上で、「金融所得課税にあっては税率は低率で同一（納税者間及び金融商品間）が基本的に望ましいという点ではほぼ一致している。」との表現にとどめ、具体的な数値は示していない。

（３）二元的所得税に対する考え方

二元的所得税については、税制調査会金融小委員会報告書の「２．検討の基本的考え方」の中で、検討委員会の中での意見を示すとともに北欧及びオランダの制度を紹介するにとどめ、同委員会としての考え方を示すには至っていない。具体的には次のような意見などを紹介している。

「北欧諸国等で採用されている二元的所得税も参考となるのではないかと意見である。これは、国によって幾分かの差はあるものの、概してみれば、所得を勤労性の所得と資産性の所得に分け、基本的に資産性所得の中では損益通算を認めていくとの方法である。」

（４）具体的課税方式

具体的課税方式については、「３．一元化の各論」の「（１）対象」の中で、①株式、②集団投資スキーム（ビークル金融）、証券化・流動化、③商品ファンド・商品先物、及び④保険の四つに言及し、更に、REIT⁽¹⁶³⁾

「事前照会に対する文書回答の事務手続等について（事務運営指針）」は、
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>

「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務手続等について（事務運営指針）」は、
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/sonota/040217/01.htm>

事前照会回答事例は、

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/01.htm>。

- (163) 米国の不動産投資信託（Real Estate Investment Trust）がREIT（リート）と略称されていることから、日本版の不動産投資信託はJ-REIT又は単にREITとも呼ばれる。森島義博・小林亨『J-REITのすべて』10頁（金融財政事情研究会、2004）。

についても言及している。

イ 株式

株式投資に関連する税制については、「金融所得課税の一元化に当たっては、上場株と非上場株の取扱いを同様にすべきである。」とし、また、「現在の我が国の税制構造の下では給与所得とすべき所得を不当に配当に転換する行為を誘引するおそれは小さいと考えられる。」との見方を示している。

ロ 集団投資スキーム（ビークル金融）、証券化・流動化

集団投資スキーム等について、「近年、個人投資家の資金を集めて証券化・流動化

商品やファンド出資などへの投資を行う、集団投資スキーム（ビークル金融）が急速に発展してきている。形態として、信託型、会社型（SPC⁽¹⁶⁴⁾等）、組合型が用いられている。市場型金融の発達のために有用な仕組みとして、集団投資スキームの健全な発展には強く期待されるところである。」としている。

なお、より具体的な内容については、後述する「（８）集団投資スキーム（ビークル金融）」で言及する。

ハ 商品ファンド・商品先物

商品ファンドについては、「ファンド形態（信託型、組合契約型、LP S⁽¹⁶⁵⁾型）により投資家へのキャッシュフローに差異は生じないため、ファンド形態により商品ファンドに係る税制を区別すべき合理的理由はないと考えられる。」とし、また、先物取引については、「株式等の金融商品による資金運用と共通の性格を有している。したがって、これらの金融商品から得られる利益に対する課税と同様に考えるべきである。」としている。そして、「商品ファンド、商品先物はいずれも一元化の対象と

(164) SPC、Special Purpose Company 又は Specific Purpose Company の略。特別目的会社又は特定目的会社。資産の流動化に関する法律に基づいて設立された「特定目的会社」について、SPCと略す場合のほか、TMKと略される場合もある。

(165) LPS、Limited Partnership の略。

すべきであると考えられる。」としている。

ニ 保険

保険については、保険商品のうち、金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品は、その経済的な機能が他の投資性を有する金融商品と同様であることから、本来、一元化の対象とするべきであると考えられる。」としている。

更に、「実務上の論点として、(中略) 保険料のどの部分が保障でどの部分が貯蓄かをどのように明確に判断すればよいかとの点が指摘されている。」としている。

ホ R E I T

不動産等の実物資産については、産業金融部会小委員会の検討対象としなかったとしているが、R E I Tについては、「既に投資家から一つの金融商品であると認識されていることから、金融所得課税の一元化の対象に含めることが適当であると考えられる。」としている。

(5) 損益通算と損失の繰越し

損益通算及び損失の繰越しについては、「3. 一元化の各論」の「(3) 損益通算と損失の繰越し」の中で述べているが、損益通算は金融取得全般に広く認めること、損失の繰越しも広く可能とすべきであることを指摘しており、それぞれ次のように言及している。

「金融商品の課税に関する損益通算は、現状は制限的に認められているにとどまるが、リスクマネー供給の観点からは、これを基本的に金融商品から発生する所得全般に認めることが不可欠である。」

「損益通算に関係して、単年度で他の金融商品からの利益から控除しきれない分についての損失の繰越しも広く可能とすべきである。現行は上場株式に関して3年の損失の繰越しが認められているが、個人投資家側の納税実務上の負担を勘案しつつ、より長期の繰越し可能期間を設定することが望まれる。」

(6) 「配当二重課税」について

「3. 一元化の各論」の「(4) 金融所得に関する幾つかの論点」の中で、「配当二重課税に関する論点」に言及している。配当二重課税とは、「配当二重課税とは、個人投資家が法人に株式投資を行った場合、法人段階で利益に法人税が課税され、さらにその分配である配当には個人投資家段階で所得課税されるという現象である。」と定義し、「この結果、株式投資の魅力を減殺しているのではないかとの指摘がかねてから存在している。」として、これに対する対応として、次の三つの方式を紹介している。

イ 個人投資家の段階で所得税額を調整する方式

配当（税額）控除方式、インピュテーション方式⁽¹⁶⁶⁾

「我が国では、総合課税を前提とした配当控除（税額控除）方式が採用されている。」と説明している。

ロ 法人税課税・所得税非課税（控除）とする方式

配当非課税（控除）方式、C B I T⁽¹⁶⁷⁾方式案

ハ 法人非課税（軽課）・所得税課税とする方式

配当損金算入方式、組合型の出資者段階課税方式

これらの方式については、「それぞれの方式に特徴がある」として、産業金融部会小委員会でのいくつかの意見が紹介されているが、「金融所得課税一元化と整合的な対応の在り方について、今後検討が深まることを期待する。」としている。

(7) 租税回避行動に関する論点

「3. 一元化の各論」の「(4) 金融所得に関する幾つかの論点」の中で、「租税回避行動に関する論点」に言及している。「近時、金融的な技術を用いた租税回避行動がみられると言われている」とし、次のように述べてい

(166) 株主（個人）の所得税額の計算に当たり、受取配当額に、受取配当に対応する法人税額と配当以外の所得を加算した上で所得税額を計算し、算出された所得税額からこの加算した金額（配当に係る法人税額）を税額控除する調整方式をいう。なお、税額控除しきれない金額がある場合は還付される（平成13年8月第3回金融委員会提出参考資料13頁）。

(167) 前掲注(135)。

る。

「タックスシェルターとも言われる租税回避行動の類型としては、所得類型の変更、所得の帰属者や課税地（内外）の変更、所得の課税時期（帰属年度）の変更、損失（損金）の計上、が挙げられている。

金融所得課税一元化の実現により、課税区分による税率の違いなどを利用した租税回避行動を抑制できる可能性はある。また、一元化課税が明確化することによって、課税関係が不安定な金融取引が進められていくとのケースも減じていく可能性もある。一方、海外との税制の違いなどを利用した租税回避行動などについては、その抑制を行おうとするならば別途の対応が本来求められよう。」

（８）集団投資スキーム（ビークル金融）

集団投資スキーム（ビークル金融）については、「特徴は『導管性』である。その趣旨は、対象資産から発生する所得を中間段階（ビークル段階）では実質的に課税せず、最終段階（投資家レベル）での課税とすることである。この結果、投資に対するリターンがより大きくなり、ベシスポイントレベルで設計・比較される金融商品にあっては、個人投資家にとってのメリットは非常に大きい。」としている。また、「集団投資スキーム（ビークル金融）が一層活用されることが期待される」とし、「このため、経済行為として同一の効果がある『導管』を通じた所得については、それぞれの導管性の根拠・特性に拠りつつ、一元化された「金融所得」に分類され、損益通算等が行えることなど一元化の効果が及ぶこと、そして、それが広く明らかにされることが基本的に重要である。」としている。

（９）納税者番号

「６．納税者実務について」の中で、納税者番号の導入について触れ、「個人投資家がそれぞれ多種類の金融商品に投資し、それらの損益通算を行うとすれば、各納税者の金融所得を負担のない方法で識別する何らかの仕組みが必要と考えられる。ファイナンシャル・プランナーへの調査結果においても、金融所得課税一元化の方向のもとで、納税者番号の導入には

総じて否定的ではない結果となっている。」とし、「当面、広範な損益通算を実現可能とする納税者のメリット・システムとして、本人識別の方法（いわゆる納税者番号）を選択的に導入すること（当該損益通算を受ける場合に番号の取得・提示を必要とすること）が現実的な方策として考えられる。」としている。

2 金融庁金融税制に関する研究会⁽¹⁶⁸⁾

(1) 概要

金融庁の金融税制に関する研究会は、平成12年10月から平成13年6月まで8回にわたり審議が行われ、平成13年7月6日付で「金融税制に関する論点整理」と題する報告書を公表した。その後、更に平成14年2月から平成14年5月まで5回にわたり審議が行われ、平成14年6月28日付で「今後の金融税制のあり方について－『二元的所得税』をめぐる議論の論点整理を中心として－」（以下「今後の金融税制のあり方について」という。）を公表した。

この「金融税制に関する論点整理」では、論点ごとに委員の主要な意見を整理する形で紹介されている。また、「今後の金融税制のあり方について」では、二元的所得税を巡る議論について論点整理を行いながら、今後の金融税制のあり方の検討を行った結果について、論点ごとの委員の意見等が紹介されている。

ここでは、「今後の金融税制のあり方について」のまとめとして冒頭に記載されている「検討の概要」を紹介する。

(2) 二元的所得税について

「二元的所得税の導入については、①税制の簡素化に資する、②リスク・

(168) 金融庁総務企画局長主催の研究会。金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営上の参考とすることとされている（金融税制に関する研究会平成14年6月28日「今後の金融税制のあり方について」4頁。同研究会の議事要旨及び報告書等は、http://www.fsa.go.jp/singi/sing_zeisei/si_zeisei14html。

マネーの供給拡大に資する、③金融の国際化に対応する、などの点から肯定的に評価する見解が出される一方、①現行税制の部分的修正で十分ではないか、②商品の特性に応じた税率を適用すべきでないか、など慎重な見解も見られた。

また、二元的所得税の考え方を日本において採用する場合の検討事項として、①対象となる金融商品の範囲、②適用される税率の水準、③納税する段階での実務的な課題、などについては様々な見解が表明され、十分な議論が必要であるとの意見が多く見られた。」

(3) 金融税制見直しの方向性

「上記の検討を通じ、現行の金融商品に対する課税は投資家にとっても金融商品を提供する金融機関等にとっても複雑であり、また金融商品の経済実態に則した課税が行われていない、などの問題意識が広く共有されていることが確認され、課税方法や税率の簡素化や損益通算の対象範囲の拡大に向けて金融税制を見直していく必要があるとの点について意見が一致した。」

第4節 最近の動向

1 税制調査会答申

(1) 平成19年11月の答申⁽¹⁶⁹⁾

「第1 総論」の「〔Ⅱ〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性」

「2. 経済・社会・地域の活力を高める税制」の中で、少子高齢化社会の進行やグローバル化の進展等の構造変化に対応する観点からの税制改革の必要性に触れ、「これまで蓄積されてきた金融資産を、我が国の国民経済の中

(169) 本答申は「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」と題されているように、「平成18年11月の諮問に基づき、中長期的視点から、あるべき税制の全体像について基本的な考え方を示したもの」とされており、中期答申としての位置付けがあるとともに、平成20年度の税制改正についても触れられ、年度答申としての内容も含んでいる。

で効率的に活用していくことが重要であり、「こうした観点から、金融所得課税の一体化を進めていくべきである。」と述べている。

次に、「第2 各論」の「6. 資産課税」「(2) 金融所得課税」の中で、これまで、「分離課税制度を基本として、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきた。」との認識を示し、上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率については、「時限的な市場対策として導入されたものである。」とし、「昨年度、軽減税率について、金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素で分かりやすい制度とすることを答申した。」と述べている。

なお、前年の答申では、「平成19年(度)末に期限切れとなる上場株式等の配当や譲渡益の優遇措置については、金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素でわかりやすい制度とすべきである。」とし、また、①「この優遇措置の廃止が株式市場の無用の変動要因とならないよう工夫する必要がある」こと、②「金融所得の損益通算の範囲を本格的に拡大していくべきである」こと及び③「配当所得については、事業参加性のある所得としての性格も有することから、総合課税を選択した場合には法人税との調整措置が適用されているが、今後、法人段階と個人段階での課税の調整の在り方についてさらに議論を進めていく」ことに留意すべきであるとしている。

(2) 平成20年11月の答申

「一 基本的な考え方」の「2. 当調査会の考え方について」の「(3) 税制抜本的改革の中の方向性について」の中で、「調査会としては、昨年の答申に示した各税目の中期的な改革の考え方は、その後の大きな情勢変化の中でも、揺るぎなく堅持すべきと考える。『中期プログラム』で示される税制抜本改革の全体像において、当調査会の提言内容が十分に反映されるよう、政府に要請したい。」とし、また、納税者番号制度に触れ、「納税者番号制度について、国民の利便に資する形での効率的で円滑な導入を目指

し、住民票コードや現在議論が行われている社会保障番号との関係の整理等を含め、さらなる具体化に向けた検討を深めるなど、適正・公平な課税の実現に向けて努力すべきである。」としている。

2 自民党・公明党税制改正大綱

(1) 平成 20 年度税制改正大綱

金融所得課税の一体化については、平成 19 年 12 月 13 日付「平成 20 年度税制改正大綱」において、「第二 平成 20 年度税制改正の基本的考え方」の「5 金融・証券税制」の中で次のように述べている。

「上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成 20 年末をもって軽減税率 10%を廃止し、平成 21 年から 20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成 21 年及び 22 年の 2 年間、500 万円以下の譲渡益及び 100 万円以下の配当について軽減税率 10%を適用する。

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成 21 年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。また、投資家の利便性に配慮する観点から、特定口座を活用して損益通算を行う方法について、証券会社におけるシステム開発等の準備が整った段階から適用可能とする。」

上記の記載内容については、平成 20 年度の税制改正により実現している。

(2) 平成 21 年度税制改正大綱

イ 金融・証券税制等については、平成 20 年 12 月 12 日付「平成 21 年度税制改正大綱」の「第三 平成 21 年度税制改正の具体的内容」の「八 金融・証券税制」の中で、また、納税者番号制度については、「第四 検討事項」の「5」において述べられているが、これらのうち、金融所得課税の一体化の議論に関連する主なものは、①上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率 10%の軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を 3 年間延長すること、②上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する

税率 20%の本則税率が適用後に非課税口座の開設制度を創設すること、③金融所得課税の一体化については範囲の拡大を踏まえ、引き続き検討すること、④納税者番号制度は、早期に円滑な導入を目指し、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げることの4点を挙げる事ができる。なお、上記①について、平成 20 年度の税制改正により、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率 10%の軽減税率については、平成 20 年 12 月 31 日でいったん廃止され、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの2年間については特定のもののみに軽減措置を適用し、それ以外は 20%の税率を適用するとされていた⁽¹⁷⁰⁾が、これを平成 21 年 1 月 1 日から 23 年 12 月 31 日までの3年間は税率 10%の軽減税率とし、1年延長するものである。

ロ これらのうち、①「第三 平成 21 年度税制改正の具体的内容」の「八 金融・証券税制」の中での今後の金融所得課税の一体化についての言及び②「第四 検討事項」の「5」の中での納税者番号制度についての言及は次のとおりである。

(イ)「なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。」

(ロ)「納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。したがって、納税者番号制度については、今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ

(170) 第2章第4節1。

円滑な導入を目指すべきである。このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。」

第6章 金融所得課税の一体化の論点と在り方

金融所得課税の一体化を巡る様々な論点について、税制調査会金融小委員会報告書において示された方向性を端緒とし、検討していく。

第1節 金融所得課税の一体化の必要性と課税方法等

1 金融所得課税の一体化の意義と必要性

(1) 金融所得課税の一体化の意義

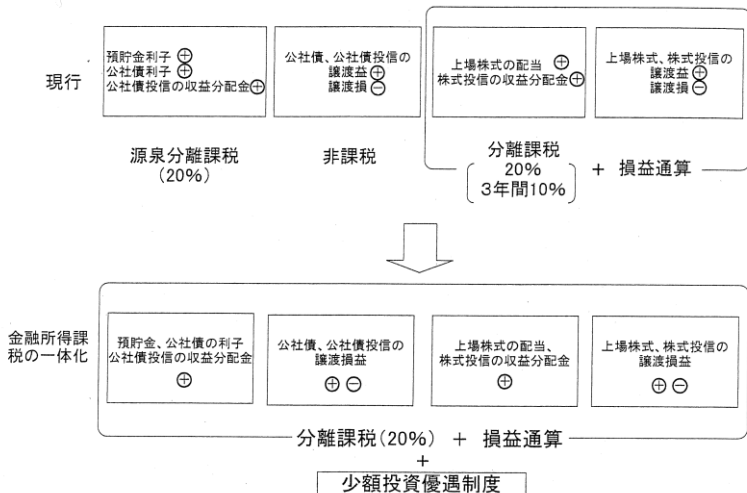
金融所得課税の一体化の意義については、金融所得について一定税率(20%)で分離課税とし、金融所得間で広く損益通算を認めるというものである⁽¹⁷¹⁾⁽¹⁷²⁾。

分離課税の税率が20%とされているのは、利子に対する分離課税の税率

(171) 第5章第1節2。

(172) 金融所得課税の一体化のイメージの例として、次のような紹介がある(加藤治彦「平成21年度税制改正案について」租税研究713号67頁(2009))。

金融所得課税の一体化(イメージ)



が長い間 20%⁽¹⁷³⁾とされてきており、また、申告不要となる場合の配当所得の原則的な課税、株式等の譲渡所得の原則的な課税、金融類似商品の収益に対する課税、長期保有（譲渡した年の1月1日現在の保有期間が5年超）土地建物の譲渡所得等に対する課税については、いずれも20%の税率の分離課税となっていることなどが考慮されているものと考えられる。

（2）金融所得課税の一体化が必要とされる理由・背景

金融所得課税の一体化が必要とされる理由・背景については、税制調査会税制調査会金融小委員会での報告にあるように、①「貯蓄から投資へ」の政策要請の下での投資環境の整備⁽¹⁷⁴⁾、②金融商品間の中立性の要請（課税の中立性）、③簡素で分かりやすい税制（課税の簡索性）、④投資リスクの軽減が代表的なものとして挙げられている⁽¹⁷⁵⁾。

（3）金融所得課税の一体化への批判及びそれに対する反論等

イ 金融所得課税の一体化は、対象とする金融所得について、低税率で分離課税とするが、これについては、総合累進課税等が望ましいとする見地から、次のような批判⁽¹⁷⁶⁾などがある。

(173) なぜ、20%の税率とするのかについては、利子所得を一律 20%の税率による分離課税とする改正法案の国会での委員会の審議において、最低税率は国税 10.5%、地方税 5%である中、利子所得としては、平均的なケースを考えると、勤労性所得、給与所得の上積みとしてあるので、所得税の税率構造等を考えると、国税、地方税合わせて 20%が適当である旨説明されている。第2章第1節6（5）。

(174) これに対して、「むしろ個人所得税に内在する様々な金融税制上の歪みを是正するための改革として、金融税制改革を捉え直すべきなのではないか」との見解もある（酒井克彦「金融所得一体課税の位置付けと課題（上）」税務事例 40 巻 12 号 63 頁（2008））。

(175) 税制調査会金融小委員会報告書、第5章第2節3（1）。なお、馬場義久教授は、金融所得課税の一体化実現の意義として、①「貯蓄収益課税の軽減により、経済成長の促進という税制改革の理念に合致する」、②「危険資産と安全資産の選択に関してより中立的な税制が実現する」、③「勤労所得より金融所得全般を低率で課税することにより、直接税体系を生涯支出税体系に接近させる」の3点を指摘されている（馬場義久「金融所得課税一元化のあり方について」会計・監査ジャーナル 662 号 78 頁（2007））。

(176) 小池幸造「金融所得一体課税実体法則面からの検討」日本租税理論学会編『資本所得課税の総合的研究』68、74 頁（法律文化社、2005）。なお、黒川功「わが国個人所得課税の現状と問題」北野弘久＝谷山治雄編著『日本税制の総点検』99 頁（勁草

「総合累進税率こそが日本国憲法の要請する課税制度といえる」のであって、「まさに高額所得者を優遇しているだけであり、各人の担税力に応じた課税を求める応能負担原則に反し、所得再配分機能を著しく低下させる。」

ロ これに対して、まず、馬場義久教授は、包括的所得税論からの公平課税論については、①「第一に、『完璧な総合所得税が実施可能であること』を前提とした所説である」との問題、②「第二に、年間所得額が各人の『年間消費機会』を測るメジャーとして適切か、という問題」及び③「第三に、個人の担税力を『年間』という短い期間で定義することの問題」という三つの問題があると指摘され、また、生涯支出税論⁽¹⁷⁷⁾や最適所得税論⁽¹⁷⁸⁾にも言及されつつ、二元的所得税は「生涯タームの税負担の公平（水平的・垂直的）を現実的な方式で目指す」（公平課税論から見た二元的所得税の特徴については、第4章第2節1（3）ロ）ものであるとされる⁽¹⁷⁹⁾。

ハ また、大崎貞和氏は、「国境を越えた金融資産の逃避の可能性」にも触れながら、「金融所得の特性を無視して包括的所得税論に固執しすぎることは、結果的に課税ベースの縮小を招く恐れがあるのではなかろうか」との指摘をされている⁽¹⁸⁰⁾。

ニ 更に、「高額所得者優遇」との批判に対しては、「日本証券業協会の調査によると、個人投資家の7割は年収500万円未満である。（中略）投資

書房、2008）でも「不公平税制」であるとして批判されている。

(177) 前掲注（124）。

(178) 最適課税論：「課税による資源配分の効率性や所得分配の公平性等の観点を考慮し、望ましい課税のあり方を模索する議論。労働、資本、土地等の生産要素について、それぞれの供給の価格弾力性が異なることを前提として、税率を差別化した分類所得税が望ましいとする立場がある一方、効率性に加えて垂直的公平の観点も考慮する立場も有力。」（平成13年8月税制調査会金融小委員会提出資料）。

(179) 馬場・前掲注（123）44頁～47頁。

(180) 大崎貞和「金融所得課税一体化論と証券投資優遇税制」金融庁金融研修センター『研究会報告書企業改正・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）』94頁（2006）。

をしている個人は必ずしも『金持ち』ではな⁽¹⁸¹⁾いと指摘があり、『金持ち優遇』との批判は当たらない⁽¹⁸²⁾としている。

ホ 一方、利子・配当所得に関連し、人数シェアのほか、所得シェアについても検証しているものがあり、興味深い。例えば、利子・配当課税の実効税率等を考察するとともに、その中で、合計所得階級別に確定申告における配当所得の人数・所得シェアを検討し、図表（図表6-19）にしたものがある⁽¹⁸³⁾⁽¹⁸⁴⁾。これによると、「限界税率 50%が適用される個人の人数シェアはわずか 16.6%なのに対し、配当所得のシェアは 79.7%である。」としている。また、合計所得が 5,000 万円超の階級の個人の人数シェアは 4.28%であるが、配当所得のシェアは 57.32%と大きい。更に、2001 年から 2005 年までの限界税率 50%が適用される個人の人数シェアと配当所得シェアの変遷を示した図表（図表6-19）によると「人数シェアは 16-18%台、配当所得シェアは 75-79%台となっている。したがって、実際に高い実効税率に直面する個人の数はそれほど多くないといえることができる。」としているが、所得シェアはかなり大きいということが分かる。また、「2005 年において限界税率 50%が適用される個人の利子所得のシェアは 43.08%、人数シェアは 18.7 %である。」としている。

（4）これまでの金融所得課税の推移

(181) 金融税制研究会『金融所得一体課税—個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて—』4 頁（金融税制研究会、2008）。

(182) 金融庁平成 20 年 8 月「平成 21 年度税制改正要望項目」2 頁。

(183) 山田直夫「わが国における家計の金融資産選択と税制—金融所得課税一元化に向けた改革の影響について—」証券税制研究会編『金融所得課税の基本問題』182 頁（日本証券経済研究所、2008）。山田直夫研究員の金融所得課税等に関する他の論文として、山田直夫「金融所得税制のあり方と一体化の意義」証券市場 257 号 32 頁（証券市場研究会、2007）、山田直夫「家計の金融資産と税制—わが国における実証研究の動向—」証券レビュー47 巻 12 号 1 頁（2007）、山田直夫「金融所得課税を巡る議論と今後の展望」証券レビュー47 巻 3 号 1 頁（2007）。

(184) 岩本康志ほか「利子・配当課税の評価と課題」フィナンシャル・レビュー第 35 号 1 頁以下（1995）では、利子・配当課税の実効税率についての検証がされている。

配当所得は、基本的に総合課税とされてきた⁽¹⁸⁵⁾。また、配当控除が、昭和 23 年に控除率 15%で導入され、昭和 25 年のシャープ税制では 25%に改正された後、30%、20%、15%と変遷があったが、昭和 48 年分からは 10%となり、現在に至っている。

利子所得課税についても総合累進課税の対象とするのが望ましいとされながら、貯蓄奨励や資本蓄積等の政策要請に応じ、源泉分離課税制度、源泉分離選択課税制度、非課税制度等が導入され、また、グリーン・カード制を導入し総合課税とすることも試みられたが実現に至らずに、昭和 63 年の改正後、20%の税率の源泉分離課税制度が続いている⁽¹⁸⁶⁾。

株式等の譲渡所得等の課税は、非課税制度、継続取引等から生じる所得の課税、昭和 63 年からの原則として申告分離課税、上場株式等の源泉分離選択課税を経て、平成 15 年から申告分離課税に一本化され、以後、「貯蓄から投資へ」の改革に資する軽減・簡素化が順次図られてきた⁽¹⁸⁷⁾。

(5) 「足の速い」所得について

イ 金融所得課税の一体化を拡大・促進すべきであるとする理由として、金融所得は「足の速い」所得であるということが言われることがある。まず、「足の速い」所得とは何を意味しているのかであるが、平成 12 年 7 月の税制調査会答申では「足の速さ」について次のとおり言及がある⁽¹⁸⁸⁾。

「金融商品はいわゆる『足の速さ』、すなわち国内外における資産の移動が容易なこと、転々流通に伴いその保有者、所得の帰属者が頻繁に代わり得ること、したがって取引把握や保有者の確認が難しいといった特徴を有しています。金融取引の多様化、複雑化、さらに取引の国際化、電子化に伴い、このような金融商品の「足の速さ」が著しくなるものと考えられます。したがって金融資産からの所得に対する適正な課税の確

(185) 第 2 章第 2 節。

(186) 第 2 章第 1 節。

(187) 第 2 章第 3 節。

(188) 税制調査会・前掲注 (111) 134 頁。

保を図っていくことがより一層重要となります。このような点に鑑みれば、金融商品に対する源泉徴収は、所得の支払の段階を捉えて適正かつ確実な課税を担保できることから、今後、果たす役割はますます重要になると考えられます。」

金融所得の場合には、その基となる資金・資産の国外への移転が比較的容易に行えることから、国内での課税を強化しすぎると、国外に逃避してしまうというのが、その意味するところの中心であると言える。

ロ 金融所得課税の一体化は、前述したように、一般的には居住者としての個人の金融所得課税についてのものである⁽¹⁸⁹⁾。居住者の課税所得は、すべての所得すなわち国内源泉所得及び国外源泉所得に対しての総合課税（その一部の所得について、特別措置により申告分離課税、源泉分離課税となる場合を含む。）となるので、基となる資産を国外へ移転させて、国外源泉所得となった場合でも課税対象となることに相違はない。しかし、国外に法人を設立して、国外の法人の所得とする、あるいは、海外に移住して非居住者となり、資産も海外へ移転させるなどが起こり得る。また、基となる資産を国外へ移転させることにより海外資産から発生する所得は通常は国外源泉所得となるが、その所得に国外で所得税が課された場合には、日本において外国税額控除の対象となることから、結果として外国税額控除相当分の日本の所得税の税収は減少することになる。更に、引き続き、国内に居住している場合も含めて、資産を国外に移転した場合のその所得の把握等、執行上の問題は起こり得る。このように、国外への資金や資産の移転は、様々な理由から我が国の経済や財政にとってプラスにはならないことが多いと言える。

ハ 一方、資金・資産の国内への引き止めを目的として、各国が有害な減の引下げ競争を行うことは好ましいものではない。

平成9年12月の税制調査会金融課税小委員会中間報告の「二 金融関

(189) 第1章第1節1(1)。

係税制の税制全体における位置付け」の中に「足の速い」経済活動とOECDの有害な税の競争に関する議論に次のとおり言及がある⁽¹⁹⁰⁾。

「金融・サービス等いわゆる『足の速い』経済活動について、各国の間で資本誘致のために行き過ぎた税の引下げ競争が行われると、貿易、資本取引の流れを歪め、各国の課税ベースを浸食するのみならず、労働、消費といった移動可能性の低い課税ベースへの相対的重課を通じ、各国税体系の公平、中立性に歪みを与えかねない。OECDでは、このような有害な税の競争に対抗するための方策としてガイドラインを策定し、それに該当するような優遇税制の導入制限・縮減等が検討されており、G7サミットにおいてもこうしたOECDの活動が支持されている。」

国際的な資金の移動を見据えた国内における税制上の対応が必要である反面、上述のように、各国が有害な減の引下げ競争を行うことは好ましいものではなく、これに対しては国際的な対応が必要である⁽¹⁹¹⁾。

2 金融所得の定義（とらえ方）

（1）概要

「金融所得とは、金融資産から生じる所得のことを指す。」との説明があることは前述⁽¹⁹²⁾したとおりであるが、利子所得、配当所得、株式等の譲渡による所得以外の金融所得についてどのように範囲を定めていくかなど、そのとらえ方について困難な面もあり、その定義の仕方は金融所得課税の一体化の対象範囲をどうするかという問題とも密接な関係にある。

金融所得のより具体的なとらえ方としては、①現在の10種類の所得区分

(190) 同中間報告の「(参考4) OECDにおける金融関係税制をめぐる議論」。

(191) 水野忠恒教授は、「一方では、『足の速い』所得である金融取引の課税の難しさを認識しつつ、そのままでは、所得税の課税ベースが狭くなり、勤労所得への課税のしわ寄せがくるという問題に立ち向かわなければならないのであり、そこで『有害な税の競争』に対して、国際的な対策が必要なのである。」とされている（水野忠恒「預貯金利子等の課税のありかた」日税研論集 41号『金融資産収益の課税』6頁（1999））。

(192) 第5章第1節1。

は基本的に維持し、また、金融所得という区分は設けずに、一体化の対象とする所得について、指定を行う、②現在の 10 種類の所得区分は基本的に維持しながら、一定の所得について、金融所得としてとらえて、一体化を行う⁽¹⁹³⁾、③現在の所得区分を根本的に見直し、金融所得という新たな所得区分を設けるという方法等が考えられる。

(2) 所得区分の見直しの議論

現在の 10 種類の所得区分を見直すべきであるとの見解がある。例えば、平成 17 年 6 月の税制調査会基礎問題小委員会の「個人所得課税に関する論点整理」2 頁以降では、「経済社会の構造変化により、これらの所得区分や所得計算方法のあり方が税負担とのバランスを損なっている面も生じてきている。制度の簡素化の要請も踏まえ、今後これらの見直しを行っていく必要がある」とし、給与所得（給与所得控除の見直し、特定支出控除の拡大）、退職所得（2 分の 1 課税の見直し）、事業所得（適切な課税確保）、譲渡所得（2 分の 1 課税の見直し）、一時所得と雑所得との統合、不動産所得⁽¹⁹⁴⁾（廃止）、年金所得の雑所得からの独立などを挙げている⁽¹⁹⁵⁾。

更に、これらの見直しにとどまらず、抜本的に見直すべきであるとの見解もある⁽¹⁹⁶⁾。

(193) 金融税制研究会・前掲注 (181) 12 頁。吉井・前掲注 (147) 155 頁 (2008)。

(194) 日野雅彦「所得区分の在り方—不動産所得を中心として—」税務大学校論叢 58 号 485 頁 (2008) でも、不動産所得を廃止し、事業所得又は雑所得とするとの結論付けが行われている。

(195) 石弘光学長も、二分の一課税の対象となっている譲渡所得・一時所得・退職所得の優遇措置等の見直し、所得区分の統合（一時所得を雑所得と統合）、廃止（不動産所得を廃止、事業所得、雑所得とする。）、年金所得の雑所得からの独立などを指摘され（同『税制スケッチ帳』93 頁以下、218 頁（時事通信出版局、2005））、二元的所得税を創設するとの立場から「10 の所得カテゴリーを資本所得と労働所得とに二分する作業をせねばならない」とされる（同『現代税制改革史』752 頁（東洋経済新報社、2008））。

(196) 品川芳宜教授は、税制調査会の論点整理に関して、「それぞれもつともだと思うのですが、それだけでなく所得区分それ自体に制度疲労を起こしています。（中略）論点整理で指摘されていることだけでなく、それを超えた角度からもう一度全部洗いなおしてもらいたい、と思うわけです」と述べられている（品川芳宜『個人所得課税に関する論点整理』の検証『第 57 回租税研究大会記録』6 頁（日本租税研究協

所得区分の見直しの問題⁽¹⁹⁷⁾は、それぞれ重要な課題であるが、金融所得課税の一体化の議論とは別に、今後、引き続き検討されるべきものであると考える。

(3) 金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書

金子宏名誉教授は、『金融資産収益と所得課税』の論文集の「はしがき」の中で、企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成 11 年 1 月 22 日)に触れられ、「本論文集でも、金融資産の意義を、おおむね、この意見書と動議に用いることとした。」とされている⁽¹⁹⁸⁾。その意見書では、「本基準の適用対象となる金融資産及び金融負債については、適用範囲の明確化の観点から、米国基準等に見られる抽象的な定義によるのではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示すこととした。」としている。また、同名誉教授は、税制調査会金融小委員会報告書に言及され、「この報告にいう金融所得と本論文等の金融資産収益は概念としてほぼ一致すると思われる。」とされている。

金融所得全体について広くとらえる場合には、この考え方が参考となるが、現在行われているように拡大可能なところから特別措置により手当をしていくことが現実的であると考えられ⁽¹⁹⁹⁾、当面は、対象とする所得について示していく上記(1)の①の方法となると考えられる。その後、金融所得等として、包括的な所得区分をどのように設けるのかを検討していく必要があると考える。

会、2006))。

(197) 中里実教授は、「所得類型は所得税の基本概念ではないし、また、そのように位置付けるべきでもない」とされる(中里実「所得分類」税研 24 巻 6 号 96 頁(2009))。

(198) 金子宏「はしがき―序説を兼ねて―」日税研論集 55 号『金融資産収益と所得課税』1 頁。

(199) 特別措置での対応を肯定するものとして、金子宏「所得税改革の動向―株式譲渡益課税の問題を中心として―」租税研究 699 号 19 頁(2008)。

3 金融所得課税の一体化の対象範囲等

(1) 概要

金融所得について、将来は利子所得も含めたすべての所得についての拡大を検討していくというのが基本的な方向性であると考えられる。ただし、拡大の方法やテンポ等については考え方の差が見られる。

産業金融部会小委員会報告書では、金融商品や複合商品、デリバティブ等、すべてを金融所得課税の一体化の対象とする考え方であると見ることができる⁽²⁰⁰⁾。

一方、税制調査会金融小委員会報告書では、「株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当である⁽²⁰¹⁾。」としながら、利子所得の支払調書の整備について「官民双方の事務負担も考慮すべきである」とし、「また、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を利子所得まで広げると、税収への影響が大きくなることにも留意しなければならない⁽²⁰²⁾。」としていることから、利子所得への拡大の際には、一定の検討・留意の必要性を示したものと言える。

(2) 利子所得へ範囲を拡大する場合に留意すべき事項

利子所得への拡大も検討する必要があるが、利子所得について一律に扱うのではなく、①預貯金の利子と②公社債の利子並びに公社債投資信託及び合同運用信託等の収益の分配に係るものとは、その性質が異なることから、分けて検討することが適当であると考ええる。

個人の預貯金の口座数について、銀行預金口座 7 億 7,474 口⁽²⁰³⁾（平成 20 年 9 月末）、信用金庫預金口座 1 億 4,644 口⁽²⁰⁴⁾（平成 20 年 9 月末）、郵

(200) 第 5 章第 3 節 1 (2) ロ。

(201) 税制調査会金融小委員会報告書、第 5 章第 2 節 3 (5) イ。

(202) 税制調査会金融小委員会報告書、第 5 章第 2 節 3 (5) ロ。

(203) 日本銀行統計（季刊）2008 年、預金者別預金（金額階層別）（1）国内銀行、口座合計、http://www.boj.or.jp/type/atat/boj_stat/depo/amount/index.htm。

(204) 日本銀行統計・前掲注（203）、（2）信用金庫。

便貯金 4 億 1,477 口座、枚⁽²⁰⁵⁾（平成 18 年度）という統計がある。預貯金の利子についても、申告分離課税として、金融所得課税の一体化の対象に含めていくことになると、これら口座保有者に対する支払通知書の交付を行うこととなり、また、預貯金口座保有者のうちの相当数が確定申告を行う可能性が生じる。そのほか、納税者番号制度との兼合いや財源の確保上の課題等との関係も考慮する必要があるが、金融機関の事務、税務執行、課税の簡便性、納税者利便等を考慮すると、預貯金の利子については、当面は、現在の源泉分離課税制度を維持する方がよいと考える。その後、金融所得課税の一体化の進展の状況、納税者番号制度の行方等も考慮するとともに、システム対応の状況等にも配慮した上で、預貯金の利子の取扱いを再度検討することが望ましいと考える。

一方、公社債の利子や公社債投資信託の収益の分配等に係る利子は、所得税の源泉徴収は維持して、20%の税率による申告分離課税の選択制度を創設し、申告による一体化の対象に含めることが適当と考える。これにより、平成 21 年から導入されている上場株式等の配当の申告分離課税制度ともバランスが取れるものと言える。また、この場合、制度論としては、一定の必要経費の認容も検討されてよいと考えるが、具体的な範囲については検討課題である。

（３）大口株主に係る配当の取扱い

①内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等は確定申告不要制度の対象となっており⁽²⁰⁶⁾、また、②平成 20 年の税制改正により、上場株式等の配当について申告分離課税制度が創設されたほか⁽²⁰⁷⁾、この申告分離課税を選択したものについて上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められ

(205) 旧日本郵政公社ディスクロージャー誌（2007 年度）資料編、郵便貯金、2 業績主要データ、2. 郵便貯金に関する指標（9）郵便貯金の口座数等
http://www.japanpost.jp/financial/past/disclosure/2007_9/pdf/08.pdf。

(206) 第 1 章第 3 節 3（４）。

(207) 第 1 章第 3 節 3（３）。

ることとなった⁽²⁰⁸⁾。しかしながら、上場株式等の配当であっても、大口株主等が支払を受けるものは上記の①及び②の対象から除かれている。その理由は、「大口株主については事業参加的側面が強いことから、その配当を金融所得として課税することは必ずしも適当ではな」とするもの（税制調査会金融小委員会報告書⁽²⁰⁹⁾）であると考えられる。

これに対して、①上場株式と非上場株式については区別する考え方及び②上場株式と非上場株式を同様に扱うべきであるとする考え方がある。

①の考え方として、例えば、大崎貞和氏は、上場会社配当と非上場会社の配当とを全く同列に取り扱うことは問題としながら、大口株主ということで制限せずに、上場会社の株式は金融所得として対象に含めてもよいのではないかと提案されている⁽²¹⁰⁾。

また、②の考え方としては、産業金融部会小委員会報告書⁽²¹¹⁾等がある。

ノルウェーでの二元的所得税に関する教訓⁽²¹²⁾でも述べたように、事業参加的側面が強い株主等が受ける配当等の金融所得課税の一体化の対象への拡大は慎重に検討すべきであると考えるが、上場会社はオーナー経営の多い非上場会社とは異なるので上場会社の配当については、拡大してよいと考える。

(208) 第1章第4節7。

(209) 第5章第2節3（4）イ。このほか、「ただ、大口配当など事業所得の転形によってもたらされる可能性のある金融所得については、当面、総合課税の存続も止むを得ない。」（馬場・前掲注（126）「スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化－わが国への教訓－」38頁）など。

(210) 「例えば、配当所得一つをとっても、上場会社配当と非上場会社の配当とを全く同列に取り扱うことは公平性の観点から問題が多い。オーナー経営の多い非上場株式の配当を金融所得とすれば、累進課税される事業所得を配当に転化して低率の課税で済まそうとするケースが続出し、資産家による課税逃れの温床となる恐れもある。」「逆に、現状では、発行済株式の5%以上を保有する大口株主については、配当所得を申告不要とする取扱いが認められないこととなっているが、会社と個人株主が明確に分離されている上場会社については、このような取扱いの違いを設ける必要はなく、全て金融所得として取り扱って良いのではないだろうか。」（大崎・前掲注（180）97頁）。

(211) 第5章第3節1（2）。

(212) 第4章第2節の1（4）及び2（2）。

4 金融商品間の中立性の確保等

(1) 金融商品間での中立性の確保

金融商品間で類似するものであっても、一方が課税対象で他方は対象外であるもの（株式の譲渡に係る所得と公社債等の譲渡に係る所得）、一方が源泉分離課税で他方が総合課税となっているもの（所得税の源泉徴収の対象となっている利子と対象とならない利子）などが見られる。課税の中立性等の観点等から、類似の金融商品間では同様の課税とすることが望ましいため、次のような課税とすることが適当であると考え⁽²¹³⁾。

イ 預貯金の利子等

所得税の源泉徴収の対象となっている利子は 20%の税率による源泉分離課税となっているが、源泉徴収の対象外である国際金融機関により発行された債券の利子や国外の銀行等の預貯金の利子は総合課税となっている⁽²¹⁴⁾。源泉徴収の対象かどうかを除けばその所得の性質は同様であることから、所得税の源泉徴収の対象外となっている利子についても、これらを 20%の税率による分離課税（申告分離課税）とし、預貯金の利子を除いて一体化の対象とする。

ロ 公社債等の譲渡に係る所得

公社債の譲渡による所得や公社債投資信託、公社債等運用投資信託等の受益証券の譲渡による所得は非課税とされ、その損失はなかったものとされている⁽²¹⁵⁾が、株式等や証券投資信託の受益権の譲渡による所得と同様に 20%の税率による分離課税とし、損失が生じた場合は譲渡損失として、一体化の対象とする⁽²¹⁶⁾（有価証券の譲渡という点で同じ性質との観点）。

(213) 金融所得課税の一体化の対象拡大に伴う法定調書等の整備及び執行体制の確保等については、第4節1で言及する。

(214) 第1章第2節3。

(215) 第1章第5節4（1）。

(216) 税制調査会金融小委員会報告書も同旨（第5章第2節3（4）ロ）。酒井克彦「金融所得一体課税の位置付けと課題（下）」税務事例 41 巻 2 号 54 頁以下（2009）も同様の考え方。

ハ 割引債の譲渡による所得

割引の方法により国外で発行される一定の公社債及び一定の短期割引国債等の譲渡による所得は総合課税の対象となっている⁽²¹⁷⁾が、これらの割引債の譲渡による所得についても 20%の税率による分離課税として一体化の対象とし、上記ロの公社債の譲渡による所得と同様の課税とする（下記チの割引債の譲渡による所得は、一体化の対象としない。）。

ニ 先物取引に係る所得

先物取引に係る所得については、総合課税の雑所得等となるものと先物取引に係る分離課税の雑所得等となるものがある（例：外国為替証拠金取引に差金決済による差金⁽²¹⁸⁾）。先物取引に係る分離課税の雑所得等は 20%の税率による分離課税とされ、損失が生じた場合でも、他の所得との損益通算はできないこととされているが、一定の要件の下に、その損失の 3 年間の繰越控除ができる⁽²¹⁹⁾。

これについて、リスクマネーの供給拡大は経済活性化のために重要であるとし、この先物取引に係る所得についても、3 年間の繰越控除にとどまらず、一体化の対象とすべきであるとの見解がある⁽²²⁰⁾。

一方、先物取引に係る所得の損失について、「それが担税力を減殺することからすれば、他の所得との損益通算の対象としないことは、その機能からすると整合性を欠くものといえるのではないか」としつつも、3 年間の繰越控除ができることになったことにより、「課税期間のタイミングによる租税負担のアンバランスはある程度緩和されており、損益通算の対象から除外されることによって生じる弊害は事実上改善されていると考えられる。」との見方がある⁽²²¹⁾。先物取引は、「取引の担保金として

(217) 第 1 章第 2 節 4 (2)。

(218) 第 1 章第 5 節 6 (5)。

(219) 第 1 章第 5 節 1。

(220) 産業金融部会小委員会報告書、第 5 章第 3 節 1 の (2) イ (イ) 及び (4) ハ。

(221) 高倉明「損益通算制度についてータックスシェルターへの対応を含めてー」税務大学校論叢 52 号 260 頁 (2006)。

一定の証拠金を預けるが、実際にはこの証拠金の10倍以上の商品を取引することが可能であり、相場の動きによって大きな利益が生ずる反面逆に短期間で大きな損失をこうむる可能性があるから、一般にハイ・リスク、ハイ・リターンといわれる。」⁽²²²⁾と説明されるように、他の金融所得とは異なる顕著な特徴も有していることから、当面は現行の制度を維持し、一体化の対象として広く損益通算の対象とするかどうかは、引き続き検討することとする。

ホ 金融類似商品の収益

金融類似商品の収益（定期積金の給付補てん金、一定の抵当証券の利息、金投資口座の利益等、外貨投資口座の為替差金等）は、20%の税率による源泉分離課税となっている⁽²²³⁾。このうち、定期積金の給付補てん金については預貯金の利子との類似性が強い因此引き続き源泉分離課税を維持することとし、その他のものについては、金融所得に係る雑所得等として20%の税率による申告分離課税の選択制度を創設し、申告分離課税を選択したものは一体化の対象に含める。

ヘ 外貨預金の為替差益等については、為替予約のあるものは源泉分離課税の対象となる⁽²²⁴⁾が、それ以外は雑所得として総合課税の対象となっている⁽²²⁵⁾。また、外貨建ての株式等を譲渡したことに伴う為替差損益（取得時と譲渡時との差額）については、譲渡による所得に含めて計算することとなる（措通37の10-8）。このように、外貨建ての金融商品に関連する為替差損益は、その内容に応じて課税上の取扱いに差異を生じているが、金融商品間の中立性又は他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得に係る雑所得等として20%の税率による分離課税

(222) 高倉・前掲注(221)257頁。

(223) 第1章第5節2(5)。

(224) 第1章第5節6(4)。

(225) 税制調査会金融小委員会報告書：「20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである」。第5章第2節3(4)ハ。

とし⁽²²⁶⁾、一体化に含める。

ト 保険のうち、満期保険や解約返戻金等の収益で保険料の運用に相当する部分は、20%の税率による申告分離課税とし⁽²²⁷⁾、一体化の対象とする（現状は一時所得等として総合課税⁽²²⁸⁾）。

チ 割引債の償還差益については、18%又は16%の税率による源泉分離課税となっている⁽²²⁹⁾。上記3（2）のとおり公社債の利子について申告分離課税の選択を認め、一体化の対象とする場合には、これとのバランスとの観点から、割引債の償還差益についても申告分離課税とし、一体化の対象とすることも考えられる。しかしながら、一体化の対象とするものは、同一の課税方法（分離課税）で、かつ、同一の税率（20%）であることを前提とすることが適当であると考ええる。割引債の償還差益については発行時に課税されるもので、支払時に課税される利子が20%（所得税15%、住民税5%）とされたこととの関連が考慮され、昭和63年の税制改正により16%から18%（一定のものは16%）に改正されたものである⁽²³⁰⁾。公社債の利子とは課税時期及び税率が異なっていることから、当面は、現在の源泉分離課税を維持し、一体化の対象とはしない。

また、償還差益について発行時に所得税が源泉徴収され、源泉分離課税となる割引債については、その譲渡に係る所得も一体化の対象とはせず、現行どおりとする。

（2）まとめ

イ 一体化の対象とするもの

（イ）所得税の源泉徴収の対象とされていない国際金融機関発行の債券の

(226) 税制調査会金融小委員会報告書：「20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである」。第5章第2節3（4）ハ。

(227) 税制調査会金融小委員会報告書：「20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである」。第5章第2節3（4）ニ。

(228) 第1章第5節5。

(229) 第1章第5節3。

(230) 国税庁『昭和62年改正税法のすべて』394頁。

利子（現行の総合課税から申告分離課税の対象に変更し、一体化の対象とする。）（所得税の源泉徴収の対象となる公社債の利子等については、上記3（2）で述べたとおりである。）

（ロ）割引の方法により国外で発行される一定の公社債等の譲渡による所得（現行の総合課税から申告分離課税とし、一体化の対象とする。）

償還差益について発行時に所得税が源泉徴収され、源泉分離課税となる割引債の譲渡による所得は一体化の対象とせず、現行どおりとする。

（ハ）公社債の譲渡による所得や公社債投資信託、公社債等運用投資信託等の受益証券の譲渡による所得（現行の非課税から課税対象に変更し、株式等の譲渡による所得と同様とする。）

（ニ）金融類似商品の収益に係る所得（一定の抵当証券の利息、金投資口座の利益等、外貨投資口座の為替差金等（定期積金の給付補てん金は除く。）については、現行の源泉分離課税に加え、申告分離課税の選択制を導入し、申告分離課税を選択したものは、一体化の対象とする。）

（ホ）為替差損益（現行の総合課税の対象となるものは、申告分離課税とし、為替予約のある為替差益のように源泉分離課税の対象となっているものは、現行の源泉分離課税に加え、申告分離課税の選択制を導入し、申告分離課税を選択したものは、一体化の対象とする。）

（ヘ）保険のうち、満期保険や解約返戻金等の収益で保険料の運用に相当する部分

ロ 当面、一体化の対象とせずに、現行の制度を維持するもの

（イ）定期積金の給付補てん金（金融類似商品の収益のうち定期積金の給付補てん金は、預貯金の利子との類似性が強いことから、預貯金の利子と同様に一体化の対象外とする。）

（ロ）先物取引に係る所得

（ハ）源泉分離課税となっている割引債の償還差益及びその譲渡に係る所得

第2節 金融所得課税の一体化における所得計算の在り方

1 必要経費の範囲と損失⁽²³¹⁾

(1) 概要

各種所得の計算は、一般的には総収入金額から必要経費を控除して計算されるが、利子所得には必要経費の概念がない。また、配当所得は、株式等の元本取得のための負債の利子のみが経費として認められているが、損失についての損益通算は認められていない。更に、雑所得についても損失についての損益通算は認められていない。これらについて、金融所得課税の一体化の中でどのようにすべきかが論点となる。

(2) 利子所得の必要経費

イ 現在は、収入＝所得とし、経費は一切認められていないが、口座の管理料や解約手数料等を経費として認めるべきであるとの意見がある⁽²³²⁾。

ロ 利子所得の必要経費が認容されていない理由

利子所得に必要経費の控除が認められていない理由として、金子宏名誉教授は「これは、通常、利子所得は経費を必要としない、という理由によるものである」とされ⁽²³³⁾、水野忠恒教授は「利子所得には、その稼得のために要した費用等が控除されるべき金額は考えられないとされる」と説明されている⁽²³⁴⁾。更に、田中治教授は、「その理由として考えられるのは、利子所得にはそもそも必要経費性がないとするか、たとえ必要経費性がありうるとしても所得税法はそれを認めていない、とするかいずれかであろう」とされており、また、「利子所得は本来的には、自己がリスクを負わない資金の運用から得られる所得である、と観念することができるならば利子所得の経費控除の不必要性が説明できるのかも

(231) 所得税における損失について各方面から研究したものとして、日税研論集47号『所得税における損失の研究』(2001)。

(232) 金融税制研究会・前掲注(181)13頁。

(233) 金子・前掲注(54)179頁。

(234) 水野忠恒『租税法〔第4版〕』162頁(有斐閣、2009)。

しれない」と述べられている⁽²³⁵⁾。

更に、「個人の貯蓄資金の運用果実を利子所得として構成している税法上の所得類型からいって、利子所得の必要経費は、もしあったとしても通常それほど大きいものではない。他から借金してこれを貯金に回すというようなことは、普通はないだろうし、また、税法が定義している預貯金等についていえば貸倒れのリスクもあまりないと考えられているのであろう」との見方もある⁽²³⁶⁾。

また、浅沼潤三郎教授は、下記ハの事件の裁判例の紹介の「分析」の中で、「結局明治以来の利子所得課税制度を通観したとき、利子所得の本質は、自己資金をもってする貯蓄の果実、と認識しうるのはあるまいか。従って利子所得に係る元本債権の取得が借入金によって行われても、自己資金によるが如く取扱えば足り、負債の利子の控除は考慮すること必要はないというのが立法者の考え方であろう」と述べられている⁽²³⁷⁾。

このように、利子所得の必要経費の控除が認められていない理由についての説明は、様々である。

ハ 利子所得の必要経費が争われた事例

利子所得の必要経費が裁判で争われたものとして、納税者側が新株引受権付社債の利息について、その社債取得に際しての借入金利子を必要経費として控除すべき主張し、更に、控訴審以後は、所得税法上利子所得の必要経費の控除を認めないのは、憲法第14条、第29条に違反するとする主張も付加して争った事件⁽²³⁸⁾がある。判決では、所得税法上、利子所得について必要経費の控除を認めないとしても、憲法第14条、第29条には違反しないとされ、その理由について控訴審判決は、「これは

(235) 田中治「利子・配当課税のあり方」金子宏編著『二訂版所得税の理論と課題第2巻』146頁以下（税務研究会、2001）。

(236) 植松・前掲注（9）250頁。

(237) 浅沼潤三郎「所得税法上の利子所得金額の規定と憲法14条・29条」民商106号5巻710頁（1992）。

(238) 横浜地判平2.3.19（税資175号1228頁）、東京高判平2.8.8（税資180号451頁）、最判平3.4.11（税資183号66頁）。

所得の種類や態様の異なるのに応じた徴税の方法を定めるとする国の租税立法政策に由来するものであって合理的であるというべきである」と判示している。

ニ 利子所得の必要経費の認容を求める見解等

田中治教授は、「金利の自由化の進展に伴い、個人が利鞘を稼ぐために資金を借り入れた場合の借入金利子などは、おそらく、当該利子収入を得るために直接に要した費用とすることができるであろう。このように考えると、利子所得に必要経費はない、と論理必然的にいうことはできないように思われる」とされ、更に、上記ハの事件の控訴審判決において「国の租税立法政策」であると判示されていることに対して、「いうところ租税立法政策の意味するところは明確ではなく、広範な立法裁量論の恐れが強い」とされている⁽²³⁹⁾。また、同教授は、「基本的には、利子所得を総合課税のもとに置くとともに、合理的な範囲で必要経費の控除を認めるように制度を改めることが課題となるであろう」とされる⁽²⁴⁰⁾。

また、酒井克彦教授は、必要経費の控除が認められていない理由について「①利子所得に必要経費は存在しないとする説、②利子所得に必要経費が存在するとしても少額に過ぎないため考慮する必要はないとする説、③利子所得は資産性所得として重課する必要があるとする説などが議論されている」として、それぞれについて考察され⁽²⁴¹⁾、「利子所得にも必要経費が肯定されてしかるべき」とされる⁽²⁴²⁾。

制度論としては、合理的な範囲での利子所得の必要経費の控除を認容してよいと考えられ、どの範囲で認容するかは検討すべき課題であるが、その損失の損益通算については、下記（３）の配当所得の場合と同様に

(239) 田中・前掲注 (235) 147 頁。

(240) 田中・前掲注 (235) 147 頁。

(241) 酒井克彦「いわゆる金融商品の損失を巡る課税上の問題—金融商品を巡る個人所得課税についての若干の立法論的提言—」税務大学校論叢 41 号 398 頁以下 (2003)。

(242) 酒井克彦「金融所得一体課税の位置付けと課題 (上)」税務事例 40 巻 12 号 66 頁 (2008)。

認めないこととするのが相当であると考える。

(3) 配当所得の必要経費と損失

イ 配当所得については、前述のとおり、株式等の元本取得のための負債の利子のみ経費として認められており、また、損失についての損益通算は認められていないが、これについても認める考え方もある⁽²⁴³⁾。

ロ 配当所得に損失が認容されていない理由

配当所得については、その年中の収入金額から株式等の元本の取得に要した負債の利子を控除してその所得を計算することとなっており、控除し切れない負債の利子は他の所得から控除することが認められていたが、昭和 36 年の税制改正により、認められなくなったものである。

当時の税制改正に先立ち、税制調査会において、配当所得の負債の利子控除について、損益通算も含めて議論されている。まず、負債の利子控除が認められている理由について、「株式等の取得は負債の利子を支払ってでも投資採算が成りたち、現にそのような投資が行なわれている実情に基づいていると思われる」としている⁽²⁴⁴⁾。そして、負債利子控除制度の問題点として、次の三つを指摘している⁽²⁴⁵⁾。すなわち、①「無配の株式を取得するために巨額の負債を負い、他に少額の有配の株式を所有することにより、その配当から負債利子を控除して多額の配当所得計算上の損失が生じ、損益通算によって給与所得等のその他の所得を減少せしめている事例が発生している」、②「特に、有価証券の譲渡所得が非課税とされている現行法のもとでは、上記の株式の性格を考慮して、負債利子控除についてなんらかの制限を設けるべきであるという意見がある」、③「株式を取得するために要した負債の利子であるかどうかの認

(243) 酒井克彦教授は、「現行制度上考慮されていない負債の利子が配当収入を超えた場合の損失を『金融所得』のマイナス項目として取り扱うことができれば、担税力の減殺要因として考慮することが可能である。」とされる（酒井克彦「金融所得一体課税の位置付けと課題（中）」税務事例 41 巻 1 号 70 頁（2009））。

(244) 税制調査会昭和 35 年 12 月「当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査課会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明」335 頁。

(245) 税制調査会・前掲注（244）336 頁。

定の問題については、税務の実際面で他の家事上の負債利子との判別が必ずしも容易でなく、公正な執行を期すうえに困難な面のある点が指摘されている」ということを挙げている。更に、「現段階においては、株式等の取得に要した負債の利子は、配当の総収入金額を限度として控除し、控除しきれない負債利子額は、他の所得から控除しないこととするのが適当であると認めた」と結論付けている。

また、昭和 36 年度の改正税法についての解説では、上記 3 点について言及した上で、「そこで、今回これらの点を考慮して、株式等の取得のために要した負債の利子は、配当所得の総収入金額を限度として控除し、控除し切れない負債の利子は、他の所得から控除しないことに改められた」としている⁽²⁴⁶⁾。

ハ 配当所得についての必要経費の控除について、制度論としては、負債の利子以外にも合理的な範囲内で認める余地はあるものと考えられ⁽²⁴⁷⁾、どの範囲で認容するかは検討すべき課題であるが、上記の税制調査会での説明にもあるとおり、その損失については認めないことが相当であるとする。

(4) 雑所得の損失

金融所得の中で雑所得に該当するものがある⁽²⁴⁸⁾が、雑所得については、その損失を他の所得から控除することが認められていない。このような制度になったのは、昭和 43 年の税制改正からであり、改正された理由として、「雑所得の計算上生じた損失の金額について他の所得との通算を認める従来の制度につきましては、もともと雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類でありまして種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合は必要経費がほとんどか

(246) 掃部実「所得税法等の一部改正について」国税速報昭和 36 年度改正税法総解 98 頁（大蔵財務協会、1961）。

(247) 田中治教授は、「一般的、抽象的には、負債の利子以外にも必要経費を觀念することは可能であろう。」とされる（田中・前掲注（235）149 頁以下）。

(248) 第 1 章第 5 節。

からないか、かかっても収入を上回ることはないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく、また、その他の種類の所得である程度支出を伴うものにつきましても、その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって、これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられるのであります。そこで、今回の改正を機会に、これを改め、雑所得の計算上生じた損失の金額につきましては、他の所得との損益通算はできないこととし（法第 69 条第 1 項並びに令第 198 及び第 199 条）、昭和 43 年分の所得税から実施することになりました（改正法附則第 2 条）。」と説明されている⁽²⁴⁹⁾。

このような説明は、現在も当てはまるものであると解されるので、雑所得については、その損失を他の所得から控除することを認めない現在の制度を維持することが相当であると考ええる。

ただし、株式等の譲渡（公社債等の譲渡による所得を課税対象とする場合の公社債等の譲渡を含む。）に係る雑所得については、株式等の譲渡に係る譲渡所得に対する課税と同様とすることが適当であると考えられることから、その損失については、一体化の対象とする利子所得、配当所得及び他の雑所得等（いずれも申告分離課税を選択したものに限る。）からの控除を認容することが適当であると考ええる。

2 元本損失（資産損失）等の取扱い

（1）概要

会社の倒産等に係る株式の損失や公社債のデフォルトによる損失、預金のペイオフ等に係る損失の控除は広く認めるべきか、制限的であるべきか、また、認める場合の担保措置等が論点となる。

（2）株式の損失

(249) 国税庁『昭和 43 年改正税法のすべて』26 頁。

税制調査会金融小委員会報告書では、会社の倒産により株式が無価値化した場合の損失については、『貯蓄から投資へ』への政策的要請の下、こうした投資家の利便性に配慮し、譲渡の場合とのバランスを踏まえ、株式譲渡損失と同様の取扱いとすることが考えられる。このように株式の無価値化損失に対し政策的に措置する場合、株式の譲渡という取引が存在しないため、株主や取得価額の真正性を税務当局がチェックできるよう、適正な執行のための担保が必要である⁽²⁵⁰⁾。」としているように、譲渡損失とみなす取扱いをする場合には、適正な税務執行ができる制度が必要であると考ええる。

個人の有する株式が無価値化した場合の損失は、所得の処分にあたるという考え方から、通常、税制上の損失として取り扱わないこととされている⁽²⁵¹⁾が、①特定中小会社の発行した株式が価値を失った場合⁽²⁵²⁾（いわゆるエンジェル税制）及び②特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、一定の要件を満たす特定管理株式の場合⁽²⁵³⁾（平成 17 年度税制改正により導入）について、その発生した損失を譲渡損失とみなすこととされている。

上記②の制度の導入の趣旨について、「上場廃止となる場合に証券取引所が設定する一定の売却可能期間に譲渡することにより、無価値化による損失の発生を回避し、譲渡損失を実現させ譲渡益から控除することが可能となっています。しかしながら、一般の個人投資家は株式市場の情報を常に網羅的に把握しているわけではないものと考えられます。平成 17 年度の税制改正では、『貯蓄から投資へ』という政策的要請の下、こうした一般の個人投資家の利便性の向上に配慮し、株式投資を促進する環境を整備する観点から、株主や取得価額の真正性を確認できるよう適正な執行のための担保が必要であることをも踏まえ、特定口座で管理されていた株式（引き続

(250) 税制調査会金融小委員会報告書、第 5 章第 2 節 3（6）。

(251) 国税庁「平成 17 年税制改正の解説」72 頁。

(252) 第 1 章第 4 節 9。

(253) 第 1 章第 4 節 8。

き証券業者等に保管の委託がされているものに限りまゝ。) について、発行会社の清算結了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例を創設することとしたものです。」と説明されている⁽²⁵⁴⁾。

この要件に該当しない株式等の無価値化による損失については、税務上の損失とならないが、これも広く認めるべきであるとの考え方もある。

しかしながら、株式等の無価値化による損失を譲渡損失とみなして認める場合でも、株主や取得価額の真正性を確認できるよう適正な執行のための担保は必要であると考えられる。株式等については、特定口座で管理されていた株式で引き続き証券業者等に保管の委託がされている上場株式等以外のものへ拡大する場合の適当な担保措置については見当たらないことから、拡大することは妥当ではないと考える。

(3) 公社債のデフォルトによる損失

公社債のデフォルトはあまり例を見ないものではあるが、公社債のデフォルトにより生じた損失についても、一体化の中で、損益通算を認めるとの見解がある⁽²⁵⁵⁾。

株式等の無価値化については、上記(2)のように一定の場合に譲渡損失と認めることとしており、これとの均衡を図る観点から、公社債のデフォルトにより元本が回収できないことによる損失についても一定の場合に認容することが相当と考える。この場合、保有者や取得価額の真正性を確認できるよう、特定口座内保有上場株式等の場合と同様の担保措置を設けるとともに、国内の公社債に制限することが適当であると考えられる。

公社債のデフォルトにより元本が回収できないことによる損失の認容方法としては、資産損失(所法 51④)に類似する損失として認容する方法や雑損控除(所法 72)に類似する所得控除とする方法も考えられる。しかし

(254) 国税庁・前掲注(251) 72 頁。

(255) 金融税制研究会・前掲注(181) 29 頁、酒井克彦「金融所得一体課税の位置付けと課題(下)」税務事例 41 巻 2 号 56 頁(2009)。

ながら、金融所得課税の一体化は、一体化の対象とする金融所得の損失をそれらの金融所得間で通算を認めるものであるという趣旨に照らせば、資産損失又は所得控除に類似する方法により損失を認容する方式は、ふさわしくないと考える。そこで、公社債のデフォルトにより元本が回収できないことによる損失の認容の方法については、上記（２）で言及した特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の場合と同様に、譲渡損失とみなす方法が適当であると考ええる。この場合、譲渡損失とみなされた損失は、他の有価証券の譲渡による所得や分離課税を選択した利子所得、配当所得及び雑所得等の所得金額の範囲内でそれらの所得金額から控除することが可能となるが、控除の際には類似性の高いものから順に控除することとし、①公社債の譲渡による所得、②株式等の譲渡による所得、③分離課税を選択した利子所得、配当所得及び雑所得等の順とすることが適当であると考ええる。金融所得課税の一体化の対象となる金融所得については、同一の適用税率となるが、控除する所得の種類の順番によって、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の金融等に相違を生じることから、一定の順番を設けるものである。

（４）預金等のペイオフ損失

税制調査会金融小委員会報告書では、「このような預金保険法上の保護に加えて、ペイオフ損失を税制上措置することは、『貯蓄から投資へ』の要請からは説明できない。ペイオフ損失については、現行の取扱いを維持することが適当である。」としている⁽²⁵⁶⁾。

この税制調査会金融小委員会報告書での結論付けに対して、佐藤英明教授は「このような判断は、喫緊の政策的要請を受けた金融所得の一体化という枠組みでペイオフ損失の取扱いを考える以上、正当なものであると考えられる。」とされながら、「税制上も、金融所得の一体化という枠組みとは別に、所得控除等によってこれに対応する可能性が残されていると考え

(256) 第5章第2節3（６）。

られるべきであろう」とされる⁽²⁵⁷⁾。

また、利子所得が金融所得課税の一体化の範囲に含まれた場合には、預金等のペイオフ損失についても、その中で控除できることとなるとする見解もある⁽²⁵⁸⁾。

①預金のペイオフは、元本1千万円までの預金とその利子が預金保険により全額保護されており、損失回避のための一定の措置が採られていること、②税制の中での損失の認容は、「貯蓄から投資へ」の政策要請とは異なる観点であること、③預貯金の利子に対する課税は、現行の源泉分離課税を維持し、当面は一体化の対象としないことが適当と考えることから、現状では、預金のペイオフ損失を税制の中で認めるのは適当でないと考える。ただし、一体化の対象を預貯金の利子へ拡大する際には、再度、検討すべき課題であると考ええる。

3 損益通算⁽²⁵⁹⁾の在り方

(1) 概要

損益通算の在り方を巡る問題としては、金融所得の中で、①損失の発生をどこまで認めるかという問題と②発生した損失と他の所得との損益通算をどこまで認めるかという問題があるが、①については、上記1及び2で既に言及したところである。そこで、ここでは、②について検討する。

金融所得の中で、損益通算の対象となる損失が発生するのは、株式等の譲渡の場合（上記2（2）で述べた株式等の無価値が譲渡損失とみなされる場合を含む。）である。また、上記第1節4（1）ロで述べた公社債の譲

(257) 佐藤英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報 52 巻 11 号 9 頁 (2004)。

(258) 金融税制研究会・前掲注 (181) 25～26 頁など。

(259) 損益通算制度についての研究として、水野忠恒「損益通算制度」日税研論集 47 号『所得税における損失の研究』7 頁 (2001)、酒井克彦「損益通算制度を巡る今日の課題（上）」税務事例 40 巻 9 号 55 頁 (2008) など。また、損益通算の影響を試算したものとして、吉井一洋＝尾野功一＝齋藤純「金融所得課税一体化による損益通算の効果－損益通算の影響の試算－」『第 28 回「日税研究賞」入選論文集』（税務研究センター、2005）。

渡による所得や公社債投資信託等の受益証券の譲渡による所得を課税対象とし、その損失を譲渡損失とする場合も同様である。これらの損失が発生した場合に、その損失と通算対象とする所得をどこまで認めるか、また、認める場合でも一定の制限を設けるのかどうかということが論点となる。

(2) 在り方

まず、金融所得課税の一体化の中での課税が、一定の低税率（20％）で分離課税とすることを前提とされることから、金融所得課税の一体化の中での損益通算については、分離課税とされる同じ税率の所得の間で行われることが必要である⁽²⁶⁰⁾。

平成 20 年度の税制改正により、平成 21 年分から、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等に係る配当所得の金額との損益通算ができることとなったが、この上場株式等に係る配当所得は、申告分離課税（原則 20％、特例措置 10％）を選択したものに限ることとされていることから、上場株式等の譲渡と同じ課税方式（分離課税）、同じ税率（原則 20％、特例措置 10％）の中での損益通算となっている。

有価証券の譲渡による所得の損失との損益通算の対象となり得るのは、利子所得、配当所得及び雑所得等⁽²⁶¹⁾のうち 20％の税率により申告分離課税としたものに限ることとするのが適当である。したがって、①利子所得、配当所得及び雑所得等のうち総合課税の対象となるもの、②源泉分離課税を維持するもの（利子所得、割引債の償還差益）及び③確定申告不要とした配当所得は、損失控除の対象外とすることが適当であると考ええる。

(3) 制限措置

有価証券の譲渡による所得の損失との損益通算を無制限に認めてよいか、制限を設けるべきか。設ける場合にはどのような制限とするかが問題とな

(260) 税制調査会金融小委員会報告書でも、「分離課税される所得と総合課税される所得との間の損益通算や、分離課税でも税率の異なる所得の間の損益通算を認めることは適当でない。」としている（第 5 章第 2 節 3（5）イ）。

(261) 雑所得等とは、雑所得及び事業所得であるが、事業所得となるのはレアケースであると考ええる。

る。

これについては次節（第3節）の「2 損失の創設への対応」で検討する。

（4）特定口座内の損益通算

特定口座を利用した損益通算を適正・効率的に行うにはどうするか。

平成22年からは、源泉徴収選択口座において、上場株式等の配当等と譲渡損失の損益通算が可能となった⁽²⁶²⁾。

この特例の適用を受けた源泉徴収選択口座内配当等についても上場株式等の配当等に係る申告不要の特例（措法8の5）を適用することができるため、この申告不要制度を選択することにより、源泉徴収選択口座内において上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算に関する手続を完了させることが可能となる⁽²⁶³⁾。

そこで、源泉徴収選択口座が複数ある場合でも、それぞれの源泉徴収口座内だけで上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算が完結する場合には、そのそれぞれの源泉徴収口座内で損益通算した結果の配当所得について、申告不要制度を選択するときには、確定申告によらずに損益通算を行い、かつ、課税関係を終了させることができる。しかしながら、複数の源泉徴収選択口座にまたがって損益通算を行う場合には、それに対応した制度の導入が必要となるため、これが可能かどうか、あるいは現実的かどうか検討を要することとなる。

これについて、複数の金融機関の源泉徴収口座における納税者の金融所得を集約し、複数の口座間での損益通算を行い、申告不要又は簡易な申告

(262) 第1章第4節6。

(263) この特例は、源泉徴収税額の計算の特例であるため、源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失との「損益通算」が行われた場合であっても、これらの配当等又は譲渡損失について確定申告をする場合には、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の金額は、「損益通算」前の金額により計算することとなる。

で課税関係を終了させるシステム⁽²⁶⁴⁾の提案があり、興味深い提案である。この提案によると、「このシステムにおいて、複数の源泉徴収口座の金融所得情報を効率的に名寄せするために何らかの識別子（番号）を利用することが望ましい」とされているが、その識別子は、「金融所得確認システムに登録を希望する納税者に限って付与される選択的番号」であり、「金融機関において、識別子（番号）は暗号化された状態であるため、民間において個人を特定できる状態で情報を蓄積することは技術的にできないこと」の点で、番号制度と異なっているとしている。また、この中で「社会保障カード（仮称）の識別子を活用したシステム作り」についての提案もされている。なお、①番号制について「十分な国民的理解を経ることが必要であること」、②「金融機関などのシステム面の配慮も必要」となること、③「番号の民間の利用について、予め許容される範囲を明確にしておく必要がある」ことなどは、今後検討すべき課題であるとしている。

複数の源泉徴収口座の間での情報の伝達は、特定の金融機関内の納税者の情報を他の金融機関へ伝えるということについての個人情報保護の問題とも関連してくる。また、源泉徴収に係る所得税の調整をどの機関（特定の金融機関か、公的な機関か）が行うのか⁽²⁶⁵⁾、また、異なる源泉徴収義務者間の調整をどのように行うかということも、情報の伝達方法の問題と関係するものであり、解決されるべき課題である。このようなことも踏まえると、複数の源泉徴収口座における金融所得の損益通算を行う場合には、現状では、確定申告を通じて行うこととせざるを得ないものとする。

なお、特定口座内において一定の金額制限を設けて、免税措置又は損益通算等を認める場合が考えられるが、このような場合にも複数の金融機関内に口座があるときの調整をどのように行うかが問題となる。これについ

(264) 金融税制研究会・前掲注（181）21 頁以下。

(265) 「特定口座間の名寄せのみを行う公的な機関を設けることも考えられる」との提案もある（吉井・前掲注（147）157 頁）。

ては、先に紹介したドイツの適用申請書⁽²⁶⁶⁾の例が参考になると思われる。すなわち、一定の金額制限がある場合に、その金額制限の範囲内で、それぞれの金融機関に有している口座で使用する金額を納税者が申請をして利用し、その申請書は金融機関を通じて税務署にも送付されることにより、最終的なチェックは税務署において行うというものである。

第3節 租税回避等の問題と対応

商品設計等による課税上有利な所得区分の選択⁽²⁶⁷⁾、損失の創出等による問題について検討する。

なお、租税回避の一般否認（防止）規定の創設も議論となっており、これについても検討すべき重要な課題であると考えるが、ここでは金融所得課税の一体化に関連する問題について検討を行うものである。

1 課税上有利な所得区分への変更

課税上有利な所得区分となるよう、巧妙に商品設計を行う、あるいは取引形態を整えるということが行われるとの指摘がある⁽²⁶⁸⁾。

このような行為による所得の種類の選択については、類似の金融商品でありながら、異なる課税関係になっている場合に、より有利な所得の種類に該当するよう、取引形態やその外形等を変更していくことが多いと考えられる。この背景には、類似の金融商品でありながら、異なる課税関係になっている

(266) 第4章第1節4の（3）及び（6）。

(267) 中里実教授は、タックス・プランニングの類型として、①「所得の種類の変更」、②「所得の帰属者の変更」、③「所得の課税地の変更」、④「所得の帰属年度の変更」を挙げられる。また、これとは別に、「企業を念頭においた分類」として、「投資に関するタックス・プランニングと資金調達に関するタックス・プランニングの二分割」を挙げられる。中里実『金融取引と課税—金融革命下の租税法—』48頁（有斐閣、1998）。また、租税裁定取引や課税逃れ商品を含めた投資活動における損失について、中里実「投資活動における損失」日税研論集 47号『所得税における損失の研究』163頁（2001）。

(268) 産業金融部会小委員会報告書、第5章第3節1（7）など。

という問題がある。

そこで、第1節の「4 金融商品間の中立性の確保等」で記載したように、課税の中立性等の観点等から、類似の金融商品間では同様の課税とすることを提案した。これにより、類似の商品間での課税関係の相違はかなりの程度解消されることとなり、有利な所得の種類の選択するためにこれらの行為を行うというインセンティブ自体が減少すると考える。

2 損失の創出への対応

損失の創出については、譲渡（発生）の時期を選択できるという点で、有価証券の譲渡損が問題となる。株式等の譲渡損失については、現状では、平成20年度の税制改正で創設された申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得からの控除の場合を除いて、他の所得からの控除はできないこととなっている。

譲渡損失を他の所得との通算を認めるべきかどうかについては、税制調査会金融課税小委員会の平成9年12月の中間報告⁽²⁶⁹⁾の中の「五 平成10年度税制改正において早急に対応すべき課題」の「2 株式譲渡益課税への対応」「(5)譲渡損失の取扱い」において、「他の所得との通算について、納税者番号制度の下で総合課税を行なっているアメリカにおいては一定額に制限されており、ほかの主要国では認められていない。これらの取扱いは、譲渡損失の他の所得との性質の違いや損失の発生に任意性があること等によるとされており、こうした考え方を踏まえると、我が国においても他の所得との通算は認めないことが適当である」と述べられている。

また、平成12年7月の税制調査会答申では、損益通算を制限する理由として、次のように述べられている⁽²⁷⁰⁾。

「ただし、株式等の譲渡益に対して分離課税により一律の税率が適用されている一方で、株式等の譲渡損失について、総合課税により累進税率が適用

(269) <http://www.cao.go.jp/zeicho/toshin/zeichobl.html>。

(270) 税制調査会・前掲注(111)118～119頁。

される給与や事業などの他の所得との損益通算を認めることは、譲渡益と譲渡損失との取扱いに均衡を欠き、公平の観点から問題があることなどを踏まえ、その譲渡損失は他の株式等の譲渡益との間でのみ相殺できることとされています。」

そして、税制調査会金融小委員会報告書では、「(1) 損益通算についての考え方」の中で、金融所得の中で損益通算の範囲を拡大、損失控除を広く可能とすることが期待されているとしながらも、譲渡所得と経常所得との損益通算を認めない国が多く、認める国でも制限を設けているとして、その例を紹介し、また、「(2) 具体的検討」の中で、譲渡損益と他の金融所得との損益通算について言及し、①譲渡損益と公社債の譲渡損益、②株式譲渡損失と配当所得及び③株式譲渡損失と利子所得とのそれぞれの損益通算について、一定の条件付きながら認めることが適当であるとしている⁽²⁷¹⁾。

有価証券の譲渡による損失の損益通算の在り方については、①他の所得との損益通算の対象とする有価証券の譲渡による損失は、現行の上場株式等の一定の譲渡による損失及びそれに準じた公社債等の一定の譲渡による損失に限定すること及び②控除対象とする所得は、申告分離課税による一体化の対象とする利子所得、配当所得及び雑所得（金融類似商品等）に限定することが適当であると考える。

金融所得の間では、制限を設けずに広く損益の通算を認めるべきであるとの見解がある⁽²⁷²⁾が、適正な課税及び適正な執行の確保の観点から、すべての金融所得に拡大して、無制限に損益通算を認容することには問題があると考ええる。

また、今後、損益通算の範囲を金融所得全般に更に広げる場合には、金額の制限を設けるもの（例：米国、3,000 米ドル⁽²⁷³⁾）や一定割合を制限するもの（例：スウェーデン、株式譲渡等の譲渡損失について他のグループの所得

(271) 税制調査会金融小委員会報告書、第5章第2節3（5）。

(272) 産業金融部会小委員会報告書は、基本的にこの立場と考えられる（第5章第3節1（2）ロ）。

(273) 税制調査会金融小委員会報告書、第5章第2節3（5）イ。

からの控除は 70%のみ認容⁽²⁷⁴⁾）等を参考とした制限措置の検討も必要であると考ええる。

第4節 納税環境の整備

1 資料情報制度

(1) 法定調書提出の必要性

法定調書等について、適宜、範囲の拡大等の改正がなされている⁽²⁷⁵⁾。

また、平成 20 年度の税制改正による上場株式配当等の申告分離課税及び上場株式等に係る譲渡損失の上場株式等に係る配当所得の金額からの控除の創設に伴って、上場株式等の配当の支払通知書が創設され、また、申告の際にはその支払通知書又は特定口座年間取引報告書を、確定申告書に添付しなければならないこととされた。

このように、一体化を推進する場合には、それらに対応する法定調書等が提出され、執行体制が整備されることが必要であると考ええる。

(2) 提出しやすい環境作りのための提案

提出が円滑かつ確実に実行されるためには、提出する側の事務負担にも配慮した環境作りが望ましいと考えられることから、法定調書等を e-Tax で提出する場合のより提出しやすい環境整備や光ディスク、磁気ディスク等での提出手続の一層の簡素化等について、次のとおり提案する。

イ 法定調書を光ディスク等により提出する 2 か月前までに、『支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書』を所轄の税務署へ提出し、申請する必要がある。この申請手続について、事前申請の期限を可能な限り短期にするほか、手続をより簡素化する。

ロ 磁気媒体等で法定調書の提出の際、e-Tax に対応した財務会計ソフトを利用している場合は、それを使用して作成したデータについては

(274) 第4章第2節1 (5)。

(275) 第3章第1節2 (2)。

e-Tax で送信できるが、それ以外の場合は、法定調書を磁気媒体等で提出する場合のデータの規格と e-Tax で送信する場合のデータの規格が異なることから、e-Tax で磁気媒体用のデータを直接送信することはできない。そこで、磁気媒体等で法定調書を作成している場合に、e-Tax でもこれを広く利用できるシステムとする。なお、これについては、対応が進められているとのことであり、早期実現を望む。

ハ 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）と給与支払報告書（市区町村提出用）とは、その記載事項が共通しているが、一方が国税に関する手続で他方が地方税に関する手続であることから、現在は、e-Tax ソフトにより両方を作成することはできない。これが可能になれば、納税者の利便性を大幅に増すと考えられることから、一度の入力により、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）と給与支払報告書（市区町村提出用）の両方が作成され、国税当局と地方税当局の両方に提出できるシステムの早期実現を期待する。

2 納税者番号制度

（1）金融所得課税の一体化と納税者番号制度

金融所得課税の一体化と納税者番号制度との関係から言えば、納税者番号制度を「金融所得一体課税の必須条件と位置付けることは望ましくない⁽²⁷⁶⁾」という見方があり、また、「金融所得を一元化するから納番が絶対に必要だという議論でもない⁽²⁷⁷⁾」という見解がある。確かに、納税者番号制度の議論は、金融所得課税の一体化のためのみに行われるのではなく、適正な課税実現のためのあるべき番号制度として議論されるべきものであると考える。また、金融所得課税の一体化の議論の中でも、「適正なマッチングを通じて適正な納税を実現するためには、何らかの番号制度を利用す

(276) 金融税制研究会・前掲注（181）20 頁。

(277) 品川・前掲注（196）21 頁。

ることが必要である⁽²⁷⁸⁾。」とされ、また、金融所得課税の一体化との関係では、「損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる⁽²⁷⁹⁾。」との提案もある。

番号がなくとも名寄せができればよいということも言われるが、大量の情報を効率的、かつ、正確に処理していくには、一定の番号を付した処理が必要である。また、何らかの番号を識別子として利用すれば情報処理はできるので、納税者番号である必要はないといった議論もある。しかしながら、前述のとおり、適正・公平な課税の実現のためには、「納税者から提出される申告書と取引の相手方から提出される資料情報を一定の番号をキーとして集中的に整理（名寄せ）及びマッチング（突合）する」ことが必要であり、そのための番号としては税者番号制度として求められる基礎的条件⁽²⁸⁰⁾を備えているものが望ましいと考えられ、納税者番号制度導入の議論は避けられないものとする。

（２）納税者番号制度の諸方式と社会保障番号

我が国の税務署においても事務処理のために、整理番号と e-Tax 利用者識別番号が使用されている⁽²⁸¹⁾が、いずれも納税者番号制度として求められる基礎的条件を備えていないので、納税者番号との位置付けにはなっていない。

我が国に納税者番号制度を導入する場合には、現在、税務署で使われている整理番号等について基礎的条件を満たす内容にしていく方法（税務番号方式）のほか、基礎年金番号（年金番号方式）又は住民票コード（住民基本台帳方式）等があるが、それぞれにメリット・デメリットがある⁽²⁸²⁾。

(278) 税制調査会金融小委員会報告書、第 5 章第 2 節 3（7）。

(279) 税制調査会金融小委員会報告書、第 5 章第 2 節 3（7）。産業金融部会小委員会報告書でも言及されている（第 5 章第 3 節 1（9））。

(280) 第 3 章第 2 節 1。

(281) 第 3 章第 2 節 2。

(282) 第 3 章第 2 節 3。

これらのほか、現在、導入について検討されている社会保障番号があり、納税者番号として活用する新たな候補として注目される⁽²⁸³⁾。

平成 18 年 9 月 22 日の経済財政諮問会議への提出資料⁽²⁸⁴⁾によると、『社会保障番号』については、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006』において、『社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。』とされ、このため、本年（筆者注：平成 18 年）6 月、内閣官房に関係府省の実務者レベルで構成される『社会保障番号に関する関係省庁連絡会議』が設置され、社会保障番号の仕組みや個人情報の保護等、社会保障番号制度について実務面から検討を行うとともに、住民票コード、納税者番号制度等他の関連制度との関係についても検討することとされた。」とされており、報告書ではその検討結果が整理されている。検討結果については、大別して、「社会保障番号」の仕組み、「社会保障番号」のメリット、費用、国民の理解（個人情報保護等）、諸外国の状況について整理されている。そして、『社会保障番号』のメリットについて」の中で、納税者番号として活用する場合に触れ、①『納税者番号』として活用し得る『社会保障番号』としては、民間での利用が可能であり、大多数の国民をカバーしているなど一定の条件を満たす必要がある、②『社会保障番号』を『納税者番号』として活用できれば、各種資料の名寄せ・突合の効率化が図られ、税務行政の一層の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資することとなり、納税者の税制への信頼も

(283) 森信茂樹教授は、「社会保障番号の導入をまって、それを納税者番号制度にも活用するという方策が現実的であろう。」とされる（森信茂樹「納税者番号制度の議論をどう進めていくか」租税研究 714 号 138 頁（2009））。なお、東京財団の研究会から、平成 21 年 6 月に「納税者の立場からの納税者番号制度導入制度の提言」と題する提言が公表されており、「国民利便の税制を構築する立場から、その導入に向けて具体的検討の開始を提言するものである。」とされている。

<http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2009-02.pdf>。

また、社会保障との関係では、品川芳宣教授は、「納税と社会保障を結びつけた形で、生涯にわたってその番号と関わり合いを深めていくような方向で、制度導入をしなければなりません。」とされている（品川・前掲注（196）21 頁。）。

(284) 『社会保障番号』に関する実務的な議論の整理について」

<http://www.keizai-simon.go.jp/minutes/2006/0922/item5.pdf>。

高まる」、③大量かつ多様な情報の名寄せ・突合を正確かつ迅速に行うことができるようになるため、資料情報制度をより充実させることが可能となり、所得捕捉を高めることが期待される」としている⁽²⁸⁵⁾。

また、社会保障カード（仮称）について、その基本的な計画に関する報告書が取りまとめられた⁽²⁸⁶⁾。この報告書のポイントとして、①「政府が目指すべき将来像として、①複数の機関にまたがる自分の情報等の入手や必要な手続の実施を、1カ所で完結できる便利なサービス（ワンストップサービス）の実現、②その基盤として、プライバシー侵害等への不安を極力解消しつつ、関係機関の情報連携（バックオフィス連携）を行う仕組みの構築が重要」、②「社会保障カード（仮称）の検討においては、このような将来像を見据え、年金記録等の確認を可能としつつ、健康保険証等の役割を果たす仕組みを検討」、③「今後、実証実験を行い、仮定した仕組みについて検証しつつ、電子行政等の取組み、各分野における環境整備や課題への対応と連携し、社会的な合意を前提として、可能なサービスから順次実施」が挙げられている⁽²⁸⁷⁾。

平成 21 年 6 月 15 日には、安心社会実現会議⁽²⁸⁸⁾から「安心と活力の日本へ（安心社会実現会議報告）」と題する報告書が発表された⁽²⁸⁹⁾。その中で、取り組むべき優先政策課題に言及しているが、「このうち、特に向こう 3 年間（2011 年度までの間）において緊急に取り組まれるべき施策」として、10 の緊急施策を提示しており、その中に「安心保障番号／カード（社

(285) 前掲注 (284)「資料」17 頁。

(286) 平成 21 年 4 月 30 日厚生労働省「社会保障カード（仮称）の基本な計画に関する報告書」の取りまとめについて、

<http://www.mhiw.go.jp/shingi/2009/04/s0430-4.html>。

(287) 「社会保障カード（仮称）の基本な計画に関する報告書のポイント」

http://www.mhiw.go.jp/shingi/2009/04/d1/s0430-4a_0001.pdf。

(288) 「安心社会の実現に向けた様々な課題について議論を行うため、内閣総理大臣が有識者の参集を求め」、開催されているもの。第 1 回会合は平成 21 年 4 月 13 日。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ansin_jitugen/。

(289) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ansin_jitugen/kaisai/dai05/05siryou1-1.pdf。

会保障番号／カード)」が含まれている。

(3) 納税者番号制度導入に向けた議論の進展の必要性

平成 21 年度の税制調査会の答申⁽²⁹⁰⁾及び自民党・公明党の税制改正大綱⁽²⁹¹⁾では、ともに納税者番号の導入を目指すべきであるとされているほか、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げて精力的に議論することとされている⁽²⁹²⁾。

また、平成 21 年度の税制改正の附則において、今後の税制改革を行うための基本的な方向の一つとして「納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること」と明記されている⁽²⁹³⁾ことは、注目される。

更に、税制調査会でも新たにスタディグループによる検討が開始（平成 21 年 5 月 12 日）されるなど、納税者番号制度導入についての議論が展開されていることは望ましいことであると考ええる。

適正・公平な課税の実現、適切な税務執行の観点からも納税者番号制度の導入が必要であると考ええるものであり、グリーン・カード制導入及び廃止の際の議論も教訓として国民の理解を得ながら、社会保障カード・社会保障番号の導入についての今後の対応も参考にしつつ、納税者番号制度導入に向けての議論が更に進展することが望まれる。

なお、国際化対応のため、各国の納税者番号の最初に国番号を付して国際納税者番号として発展させる提案があり⁽²⁹⁴⁾、将来構想として興味深い。

(290) 税制調査会平成 20 年 12 月 11 日「平成 21 年度の税制改正に関する答申」30 頁以下。

(291) 平成 20 年 12 月 12 日「平成 21 年度税制改正大綱」61 頁以下。

(292) 前掲注 (291) 62 頁。

(293) 平成 21 年改正法附則第 104 条。第 2 章第 4 節 2。

(294) 金子・前掲注 (54) 656 頁。

結びに代えて

金融所得課税の一体化を更に推進するに当たっての論点とその在り方を中心に論じてきた。金融所得課税の一体化については、最近の経済・社会情勢を踏まえた政策要請としての意味合いが強いものである。すなわち、平成 13 年 6 月の「骨太の方針」において「貯蓄から投資へ」の方針が記載されてことや平成 15 年 6 月の政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」において「金融所得課税をできる限り一本化すべきである」との方向性が示されたことを契機として、議論がなされてきた。

もちろん、金融所得課税の一体化は、「貯蓄から投資へ」の政策要請からのみでなく、金融商品間の中立性、課税の簡索性、投資リスクの軽減、足の速い所得への対応ほか、税制の基本的な在り方との観点からも議論がなされるものである。

税制の基本原則として、「公平・中立・簡素」の三つがあるとされており⁽²⁹⁵⁾、また、これに加えて「効率⁽²⁹⁶⁾」からの要請についても言及されることも多い。そして、『公平・中立・簡素』は、常に同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関係に立つ場合⁽²⁹⁷⁾もあるとされているところであり、公平と効率についても同様の指摘がされている⁽²⁹⁸⁾。

金融所得課税の一体化は、徐々に拡大されてきており、税制としては「簡素」な制度を目指すべきものであるが、その過渡期にあつては、制度が複雑になる部分がある。経過的な措置としてはやむを得ないものとするが、できる限り分かりやすい税制であることが望ましい。

今後、金融所得課税の一体化を推進するに当たっては、公平・中立・簡素及

(295) 税制調査会・前掲注 (111) 19 頁。

(296) 金子・前掲注 (54) 76 頁、森信・前掲注 (131) 63 頁 (2007)、税制調査会昭和 61 年 10 月「税制の抜本的見直しについての答申」54 頁。

(297) 税制調査会・前掲注 (111) 19 頁。金子・前掲注 (54) 76～77 頁も同旨。

(298) 金子・前掲注 (54) 76 頁。

び効率の要請、現状の経済・社会情勢からの政策要請のいずれかに偏ることなく、全体としての適合バランスに配慮しながら、実施されることが必要となる。

また、「金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税者環境の整備が必要である。」とされており⁽²⁹⁹⁾、そのためには、関連する支払調書等が提出されるとともに、効率的かつ確実なチェック体制の整備として、納税者番号制度の導入も検討され、適正な執行体制が確保されることが必要である。納税者番号制度の導入は、金融所得課税の一体化における適正な執行のためのみではなく、適正な執行体制の実現、適正な課税の実現のために行うものであり、「納税と社会保障を結びつけた形⁽³⁰⁰⁾」での導入や「国民利便の税制を構築する立場から⁽³⁰¹⁾」の導入の提言もなされている。社会保障番号や社会保障カードについての議論が行われ、また、納税者番号制度導入についても税制調査会においてスタディグループにより新たに議論が開始されたことは歓迎すべきことであり、国民の理解が得られる形での納税番号制度の導入に向けて、議論が更に進展することを望むものである。

本稿においては、金融所得課税の仕組み、沿革、最近の改正、国際比較、環境整備等について整理し、各議論を確認した上、上記の租税の諸原則との適合の必要性や適正な執行体制の確保という点に配意しながら、それぞれの論点とその在り方について、検討を行った。そして、現時点において、執行面での対応も含めて拡大にふさわしいものから金融所得課税の一体化の範囲を広げていくとの観点から提案を行ったものである。

なお、本稿では、金融所得課税の一体化は、基本的には個人の金融所得に対する課税の問題であるとの観点から論じてきたが、個人が支払を受ける配当所得に対する課税についての法人税との調整の在り方も論点の一つである。現在は、総合課税の場合に配当控除を行い、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は行わないこととしているが、法人税との調整の在り方は、引き続き検

(299) 税制調査会金融小委員会報告書、第5章第2節3(7)。

(300) 品川・前掲注(196)21頁。

(301) 東京財団政策提言、前掲注(283)。

討課題であると考ええる。

金融所得課税の一体化は、今後の納税者番号制度の議論の行方や経済・社会情勢の変化とも関係するものであり、また、所得区分の見直し等その他の抜本的な改革の議論とも関連するものであることから、それらの情勢を見据えながら、今後も継続して議論がなされる必要があると考えるが、本稿がその一助となれば幸いである。

【追記】

本稿脱稿後に「民主党政策集 INDEX2009」及び「民主党政権政策マニフェスト」が発表された。この政策集では、「税制」の中で「金融所得課税改革の推進」と題して金融所得課税に言及されているほか、「税・社会保障共通の番号の導入」と題して「納税と社会保障給付に共通の番号を導入します」とされている。

また、平成 21 年 10 月 8 日には、新しい税制調査会の第 1 回会合が総理官邸で開催され、鳩山総理大臣から諮問がなされたが、その諮問された項目には、「マニフェストにおいて実施することとしている税制改正項目について、その詳細を検討すること」や「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること」などのほか、「税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョンについて検討すること」が盛り込まれている（<http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html>、平成 21 年 10 月 9 日参照）。

新たな体制の下においても、引き続き、金融所得課税の一体化や納税者番号制度を含む納税環境整備等について、更に議論が深まることを期待する。